323.63
I136b
n

0013748000

0013748-000

３２３．６３－Ｉ１３６ｂ－ｎ

米国大統領

家永正章・著

日本外政協会

1943

ACD

東京都千代田区丸ノ内二ノ八(仲十二号館六号四二二番)
芳澤中國記念事業財團
電話(28)四一〇八番

家永正章著

米國大統領
—地位及び權限—

社團法人 日本外政協會發行

323.63
I136h
n

著者紹介

昭和四年東京商科大學學部卒業
現在　外務省囑託　調査局勤務

国立国会
35.3.-1
図書館

512665

序

米國國策遂行の最高執行者である大統領の職務・權限は非常に廣汎に亘つてゐるが、唯此の職務・權限は時に應じ、人に依り、或は議會に於ける勢力關係等に隨ひ、廣くも亦狹くも解釋され來つた。

戰時ともなれば、大統領の權限が擴大され、獨裁的傾向を帶びるのが常であるが、唯ローズヴエルトの個人的性格よりして、此の傾向が一段と濃厚化されてゐることは事實である。

元來、米國憲法は如何なる權限を大統領に附與してゐるか、その權限は戰時に於いて如何に强化されるものであるかの問題は、大東亞戰時の現段階に於ても、敵を知る意味に於て究明を要する問題たるを失はぬのである。

家永君は外務省囑託であるが、勤務の餘暇を以て着實且克明に、本問題を研究せられたる篤志家である。著者序にも述べられてある通り「米國政策の實際上の發言者である大統領の實體を、米國憲法、歷史的慣習の上から解明した」のが本著である。

本會は此の方面に關する研究の成果にして發表せられたるもの多からざるに鑑み、今回之を上梓し、以て江湖に薦むることゝした。尚ほ本書の附錄に收採せる米國大統領及び副大統領、歷代米國內閣一覽表並に憲法條文其の他は資料として讀者に便するところ尠なからぬことゝ思ふ。

昭和十八年五月

日本外政協會

副會長　堀內謙介

自序

米國の大統領は從來、其の强力な國力を背景として、世界政治を自由に操つて來た。近代の世界外交史に、米國大統領の名を見出さない事件は稀である。殊にアングロ・サクソンの二大雄國として並び稱せられてゐた英帝國が、對獨戰爭に於て次第に苦境に陷るに及び、米國獨り世界最强の富强を誇つて、ローズヴエルトの唱導する外交政策は彌〻驕りを加へた。大東亞戰爭の勃發が實に米國大統領の誤れる政策に基因してゐることは、こゝに贅言を要しない。

現在、米國は我が國當面の敵國であるが、其の敵國陸海軍の總司令官であり、戰時政策の最高指導者である大統領の地位、權限は、近代戰爭の必然的結果として、益〻擴大の傾向を辿つてゐる。隨つて我々は敵國政治組織の根本理念と、敵國一切の軍事的、經濟的政策の由つて來たるところを理解する爲めには、先づ米國大統領の本質を明らかにしなければならない。卽ち米國の憲法は大統領に如何なる權限を附與してゐるか、其の權限は戰時に於て如何に擴大せられるものであるか、建國以來百六十年の歷史は大統領の地位を如何に變化せしめたか等の研究は、我々にとつて單なる興味以上に緊要な問題である。同時に之は戰爭繼續中の現在に止まらず、太平洋の彼岸に、米國といふ國家の存する限り、忽がせに出來ない研究事項でもある。

著者は本書に於て、米國の汎ゆる政策の實際上の發言者である大統領の實體を、この國の憲法並に歷史的慣習の上から檢討し、解明する意圖の下に執筆したものである。たゞ著者の淺學菲才は、この

やうな複雜な問題に對し、充分なる解答を與へることの極めて困難であることを痛感したが、著者は執筆半ばに於ける資料燒失の災厄と、著者の個人的事情による制約とを克復して一應之を稿了した。然し願みて不滿の點が少くないのである。

もとより本書は極めて概括的な小著であり、單に米國大統領制度を解說したものに過ぎないが、この種の研究には多少とも參考となるものと信じてゐる。且つ大統領制度の理解に必要なる限度に於て廣く米國政治組織一班に就いても註解したが、或は蛇足であつたかも知れない。特に外交權に關しては、幾多の實例に就いて批判研究を行ひたいと思ひ乍ら、著者の未熟の爲めに、最も不出來となつたのは慚愧に堪えないところである。然し乍ら、米國大統領に關する綜合的研究の未だ發表せられたことを聞かない現在では、本書の如きも充分存在の價値ありと信じ、將來この方面の研究の一礎石として、敢て世に問ふ所以であり、著者の獨斷、誤謬に就いては大方の叱正を乞ふ次第である。

なほ、終りに臨んで本書の爲めに態〻序文をお書き下さつた堀內前駐米大使並に本書の出版に際し種々御敎示と斡旋の勞をお執り下さつた高木八尺博士、乾精末博士の方々に對し、厚く御禮を申上げたい。

昭和十七年九月

家永正章

凡例

一、本書の人名、地名は一般に使用せられてゐるものは其れに從つた。隨つて嚴密な統一はない。米國個有の政治上の術語には、著者獨自の見解に基いた譯語も若干あるが、個有名詞には全部原語を挿入して置いたから適宜參照されたい。

二、本書に引用若くは參考とした文獻は次の如くである。

Anderson, William — American Government, New York, 1938.

Binkley, W. E. — The Powers of the President, New York, 1937.

Bailey, Thomas A. — A. Diplomatic History of the American People, New York, 1940.

Beard, Charles A. and Beard, William — The American Leviathan, New York, 1930.

Bryce, James — Modern Democracies, New York, 1921.

Bryce, James — The American Commonwealth, London, 1891.

Brooks, Robert C. — Bryce's American Commonwealth, New York, 1939.

Bates, Earnest S. — The Story of Congress, New York, 1936.

Davis, John W. — Party Government in the United States, 1929.

Ewing, Cortez A. M. and Dangerfield, Royden J. — Documentary Source Book in American

Government and Politics, New York, 1931.

Fleming, Denna F. — The Treaty Veto of the American Senate, New York, 1930.

Guitteau W. H. and Webster, H. H. — The Constitution of the United States, Boston, 1936.

Holt, W. Stull — Treaties Defeated by the Senate, 1933.

Hicks, John D. — The American Nation, 1941.

Haynes, George H. — The Senate of the United States, 1938.

Herring, Pendleton — The Politics of Democracy, New York, 1940.

Haskin, Frederick J. — The American Government, New York, 1941.

Hurd, Charles — The White House, New York, 1940.

Johnson, Claudius O. — Government in the United States, New York, 1937.

Lundberg, Ferdinand — America's 60 Families, 1936.

Laski, Harold J. — American Presidency, New York, 1940.

Lien, Arnold J. and Fainsod, Merle — The American People and Their Government, New York, 1934.

Maxey, Chester C. — The American Problem of Government, New York, 1934.

Minor, Henry — The Story of the Democratic Party, New York, 1928.

McLaughlin, Andrew C. — The Foundations of American Constitutionalism, New York, 1932.

Magruder, Frank A. — American Government, Boston, 1940.

Merriam, Charles E. — The American Party System, New York, 1922.

Morrison, Samuel E. and Commager, Henry S. — The Growth of the American Republic, New York, 1940.

Myers, William S. — The American Government of To-day, New York, 1931.

Munro, William B. — The Government of the United States, New York, 1928.

Norton, Thomas J. — The Constitution of the United States, 1922.

Ogg. Frederic A. and Ray, P. Orman — Essentials of American Government, New York, 1940.

Orth, Samuel P. and Cushman, Robert F. — American National Government, New York, 1931.

Page, William Tyler — Platforms of the Two Great Political Parties, Washington, 1928.

Pollock, James K. Jr. — Party Campain Funds, New York, 1926.

Rottschaefer, Henry — Handbook of American Constitutional Law, St Paul, 1939.

Schlesinger, Arthur M. — Political and Social Growth of the American People, 1941.

Stoddart, Henry L. — It Costs to be President, 1938.

Steinberg, and Lamm, Lucian — Our Changing Government; Chicago, 1936.

凡例

グリスウオルド・柴田賢一譯　米國極東政策史（昭和十五年）
シーグフリード・木下半治譯　現代のアメリカ（昭和十六年）
フアランド、名原廣三郎・高木八尺共譯　アメリカ發展史（岩波新書）
ブライス・松山武譯　近代民主政治（岩波文庫）
ラスキ・尾佳秀雄譯　アメリカの大統領（昭和十六年）
美濃部達吉　米國憲法の由來及特質（大正十三年）
藤井新一　米國憲法論（昭和二年）
大山卯次郎　米國の政治組織及其活動（昭和五年）
高木八尺　米國政治史序說（昭和六年）
齋藤敏　北米合衆國憲法政治要說　昭和九年、
朝日時局讀本　革新政治下の米國（昭和十二年）
松下正壽　米國戰爭權論（昭和十五年）
藤原守胤　アメリカ建國史（昭和十五年）
弓家七郎　政治學概論（昭和十七年）
百々正雄　ルーズヴエルト政權十年史（昭和十七年）
立作太郎　米國外交上の諸主義（昭和十七年）
木村惇　米國政治外交史（上卷）（昭和十七年）

其の他、參考に用ひた內外の新聞雜誌年鑑類はその都度明示したので、こゝには省略する。

米國大統領

——地位及び權限——

目次

第一編　米國政治組織の特色……一
第一章　聯邦主義……一
第二章　三權分立主義……一〇
第二編　米國大統領の地位……一七
第一章　大統領の單數制と稱呼……一七
一、單數制の行政首長……一七
二、大統領の稱呼と敬稱……一八
第二章　大統領の資格……二〇
第三章　大統領の報酬……二三
第四章　大統領の任期……二六
一、任期と再選……二六
二、第三期不出馬の傳統……二八
第五章　大統領の選擧……三一
第一節　憲法の規定と現行法……三一

第二節　大統領候補の指名……三四
一、國會豫選會……三四
二、政黨全國大會……三五
三、全國大會の日時、場所……三五
四、全國大會代議員の割當法……三七
五、大會代議員の選出法……四五
六、全國大會の議事……四九
七、大統領候補の指名……五九
八、少數黨の大統領候補……六四
九、大統領候補者の適格性……六七
第三節　大統領選擧運動とその選擧……七三
一、選擧運動の展開……七三
二、大統領選擧人に對する一般投票……七九
三、大統領候補に對する投票……九二
四、大統領當選者の補缺……九七
五、選擧法改正問題……九八
第六章　大統領の就任……一〇〇
第七章　大統領の補位……一〇三
一、副大統領の繼承……一〇三
二、大統領の免職……一〇四
三、大統領の無能力……一〇六
四、大統領繼承法……一〇七
第八章　大統領の特權……一一一
第三編　米國大統領の職務・權限……一一二
第一章　行政首長としての大統領……一一二

一、職務・權限の範圍……一一三
二、大統領の行政權……一一四
三、大統領の命令權……一一五
四、大統領と內閣……一一七
五、大統領と副大統領……一三〇
第二章　大統領の任免權……一三八
一、任命權の對象……一三八
二、上院の助言及び同意……一四二
三、任命權の利用……一五三
四、上院閉會中の任命……一五六
五、罷免權……一五七
第三章　大統領の外交權……一六四
一、代表權……一六四
二、外交使節の派遣及び接受……一六五
三、承認……一六六
四、條約の締結……一六八
五、行政協約……一八一
六、外交政策の發議……一八三
第四章　大統領の軍事權……一八八
一、軍事權の分割……一八八
二、大統領の統帥權……一八八
三、統帥權と戰爭の開始……一九五
四、大統領の戰時立法政策……一九九
第五章　大統領の特赦權……二〇九
一、特赦權の範圍……二〇九
二、特赦權の行使……二一〇
第六章　大統領の立法關係の權限……二一三

第一節　大統領教書……二二三
一、教書の性質……二二三
二、教書發表の方法……二二四
三、教書の內容及び効果……二二五
第二節　臨時議會の召集及び閉會期日の決定……二二七
一、臨時議會の召集……二二七
二、議會閉會期日の決定……二二九
第三節　拒否權（若くは否認權）……二三〇
一、拒否權の目的及び範圍……二三〇
二、拒否權の行使……二三五
三、議會の拒否權排除……二三〇
第四節　憲法外の權能……二三一
附錄　第一　米國歷代大統領及び副大統領……二三四—二三五
附錄　第二　米國歷代內閣一覽表……二三四—二三五
附錄　第三　米國歷代大審院長……二三四—二三五
附錄　第四　大統領選擧各候補者得點表（一九二八年—一九四〇年）……二三六
附錄　第五　聯邦議會に於ける多數黨（第三十九議會—第七十八議會）……二四一
附錄　第六　米國憲法……二四五
索引……一

米國大統領

—地位及び權限—

永正章著

第一編　米國政治組織の特色

第一章　聯邦主義

米國は衆知の如く四十八州から成る聯邦國家である。然し乍らその內部の政治組織を見るときは、之等の四十八州が各々獨立した一國家の如き外觀を呈してゐることがある。之は各州が米國の憲法によつて、中央政府と雖も容喙することの出來ないやうな政治上の權限を與へられてゐるからである。その上中央政府、州政府を通じて、嚴として存在する行政、立法、司法の三權分立の原則は從來世界の政治を動かすとさへ言はれてゐた米國大統領の地位を、或る點に於て極めて制限的にしてゐると共に、その反面では、大統領たゞ一人の決斷によつて、米國全體の運命が左右されるといふやうな場合

をも生ずるのである。我々は米國政治組織に於て、大統領の占める地位並びに權限を研究するに當つては、先づ遠く米國建國の昔に遡つて、その當時の政治組織に就いて若干の考察を加へ、その史的發展の跡を辿つて見なければならない。

北米東海岸十三州の英領殖民地が一七七六年七月四日、フイラデルフイヤに獨立を宣言した時、これら諸州は何れも個々の完全な獨立國であつた。隨つて十三州が獨立の目的を達成する爲に結成した大陸會議(Continental Congress)は、多少中央政府的色彩を帶びて居たとは言へ、單なる對外的共同機關に過ぎないものであつた。一七八一年に成立した聯合規約(Articles of Confederation and Perpetual Union)は、始めてアメリカ合衆國(The United States of America)といふ名稱を採用することになつたが、實質上は尙獨立の十三州の「國家聯合(シュターテンブンド)」であつて、「聯合國家(ブンデスシュタート)」では無かつたのである。卽ちこの聯合規約は各州に夫々主權、自由、獨立を認めてゐたので、當時のアメリカ合衆國を構成してゐた十三州は、現在の四十八州とは違つて、依然として完全な獨立國の性格を有し、聯合(Confederacy)唯一の機關である聯合議會(Congress of Confederation)は、各州を拘束することは出來たが、直接人民を拘束する權限がなく、その上强制力もなかつたので、獨立戰爭中も兵員の補充、軍費の支出に關して、各州がその分擔を忠實に實行しない爲めに、戰爭遂行上數々困難に陷つた。隨つて聯合會議は獨立戰爭の終了と共に、對內的にも全くその權威を失墜してしまつたのである。

斯の如き聯合制度の缺陷を憂慮したワシントン以下の首腦部は、一七八七年五月聯合議會の所在地であるフイラデルフイヤに各州代表の參集を求め、有名な憲法會議(Constitutional Convention or Federal Convention)を開催して政治組織の根本的改革を圖ることゝなつた。憲法會議では聯合制失敗の原因が鞏固な中央政府を持たなかつた點にあるのに鑑み、この缺點を是正することに最大の努力が拂はれたのである。然し乍ら當時は地方分權的な州權擁護論がなほ旺盛で、憲法制定に與つた各州代表者間にも中央政府の權力が餘りに强大になるのを喜ばない州權主義と、之に反對する聯邦主義とが相對立した爲めに、憲法會議は憲法の批准を拒まれるのを恐れて、州の權限を保存することに意を用ひた結果、後に述べるやうに憲法の規定中に極めて曖昧なものを生じ、之に關聯して後世幾多の問題を惹起するやうになつた。この憲法會議に於て制定せられた合衆國憲法により、アメリカ合衆國は始めて聯邦制の國家となり、從來の州はその性質を一變して聯邦の一州となつたのである。(註一)

合衆國はこのやうな經過を辿つて成立したものであるから、その中央政府である聯邦政府も、憲法の規定によつて一定の制限を受けて居り、その點普通の單一國家と異つて極めて複雜な形態を呈してゐる。隨つて憲法の規定する聯邦政府と州政府との關係に就いて、一應の說明を加へて置くことは、大統領の地位、權限を理解するにも必要であるから之を概括的に述べることにした。

聯邦政府の權限に就いては、原則として合衆國全體に共通の事項、例へば外交に關するもの、乃至

は各州に委任することが不適當と認められる事項、例へば州と州との關係、郵便、通貨、度量衡に關するもの等は聯邦政府の權限と認め、之を憲法の明文中に列擧してゐる。別に憲法は州に對し若干の事項を禁止してゐるが、憲法が聯邦政府にも委任せず、且各州にも禁止してゐない事項は總て州及び人民に留保してゐるのである。（憲法修正第十條）憲法に列擧された聯邦政府並びに州政府の權限の中、その主なるものを擧げると次の如くである。

㈠ 外交權は聯邦政府專屬の權限であつて、州政府は全然之に關與する事が出來ない。卽ち㈠聯邦議會は宣戰を布告し、㈡大統領は聯邦議會上院の助言及び同意を得て條約を締結し、大公使、領事を任命し、又は外國使臣を接受し、㈢各州は外國と條約若くは同盟を締結し、敵の攻撃又は危急の場合の外戰爭行爲を爲すことが出來ない。

㈡ 軍事權に就いては㈠聯邦議會は陸海軍を編制、維持し、民兵の召集、訓練に關する規則を設け、㈡大統領は陸海軍及び聯邦に勤務する各州民兵を統帥し、㈢各州は民兵の士官を任命し、聯邦議會の法律に從つて民兵を訓練することが出來るが、聯邦議會の同意なくして平時に軍隊、軍艦を備へることは出來ない。

㈢ 通商權に就いては聯邦議會は外國貿易、各州間の通商、通貨、度量衡、郵便、破產、歸化等に關する權限を有してゐるが、この權限は中央集權の强化と共に次第に擴張せられる傾向にある。

㈣ 課稅權に就いては聯邦政府も州政府も之を持つてゐるが、聯邦政府は大體間接稅を賦課し、直接稅は各州の人口に比例しなければ賦課することが出來なかつた。然し一九〇九年の憲法修正第十六條に依つて聯邦議會は所得稅の賦課權を得た。

㈤ 司法權に就いては聯邦裁判所は憲法の規定する範圍内でその裁判を行ふ權限を持つてゐるが、各州にも夫々獨立の裁判所が設けられてゐる。

以上の如く聯邦政府の權限は明白に憲法によつて制限されてゐるのであるから、聯邦政府の行政權を握つてゐる大統領の地位、權限もこの範圍を出ることは出來ない。如何に聲望があり、絶對優勢の政黨を背景に持つてゐても、憲法に明記された州の權利を犯すことは出來ない。この州の權利は、我國の地方團體が中央政府の監督の下に自治權を行使し、中央政府が最終の決定權を握つてゐるのとは本質的に異るもので、聯邦政府と州政府とは獨立してその權限内の事項を執行し、相互に侵害することがない。隨つて州がその州内に關する種々の法律を制定するに際し、外國人がその對象となる場合は、數々國際的紛爭を惹起することがある。その實例として有名なのは、太平洋沿岸諸州に度々制定された各種の排日的立法で、一九一三年カリフォルニア州が歸化權なき外國人の土地所有を禁止し、耕作地の賃借權を三ヶ年に制限する法律を制定したとき、我國は之を以て條約の精神に反するものとして嚴重な抗議を提出したので、ウィルソン大統領はカリフォルニア州當局に警告を發して事態の緩

和に努めたが何等の效果を生じなかつた。

また州は全國四分の三の州の同意により憲法改正の權限を有し、州法の規定によつて一定數の大統領選擧人（Presidential Electors）[註一]と國會議員とを選擧する外、聯邦政府の機關として聯邦の法律の執行に當るものである。隨つて州政府が聯邦政府の制定した法律の實施に當り誠意を缺くときは、聯邦の法律もその實效を擧げることが困難となる。曾つて憲法改正までして之を强行した禁酒法が、之に反對してゐた州の積極的な協力を得られなかつた爲めに、十分な效果を擧げることが出來なかつたのはこの好例である。一九四二年五月ローズヴェルト大統領は州知事會議を召集して、各州間の通商並に交通に對する障碍を除去し戰時經濟の圓滑化を協議したと言はれてゐるが[註二]、之は一面から見ると戰爭に冷淡な各州政府の協力を要請したものである。

然し乍ら聯邦政府の定める法律若くは條約が「最高の國法」（the spreme law of the land）として各州を拘束することは憲法の明記するところであるから（憲法第六條第二款）州の憲法並に法律が、聯邦政府の法律又は條約と抵觸する場合は、その限度に於て、州の憲法並に法律は其の效力を失ふものである。然らば聯邦政府の權限は憲法の規定する事項に限られるものであらうか。之に就いては、從來から異論の存するところであつたが、有名な一八一九年のマカロック對メリーランド事件（McCulloch v. Maryland）[註四]に於て、マーシャル（John Marshal）大審院長の下した判決により「聯邦政府の權限の行使は、その目的が適法であつて、憲法の制限內にある場合は、その目的を達するに適當な一切の手段は反對の規定なき限り憲法上有效である」と認められて以來、實際政治の上では聯邦政府の權限は極めて廣汎に取扱はれるやうになつた。セオドア・ローズヴェルトの如く「大統領は人民の福祉增進の必要の爲めには、憲法の禁止しない範圍內に於て、如何なる事でも之を行ふ權利がある」[註五]といふ積極的見解を抱いてゐる大統領に對しても、輿論は大體之を支持して來たのである。

斯くて米國は南北戰爭を契機として、次第に中央集權の傾向を辿つて來たが、最近では敎育、警察、保育、州內の商業等の純然たる州政府の權限[註六]と見做されてゐる事項に關しても、聯邦政府は補助金を交附して州の敎育制度に干涉し、或は一九一〇年の白娼法（White Slave Act）の如き法律によつて各州の外國人醜業者取締りに乘出す等種々の名目によつてその權限を擴大してゐる。同樣に司法權に於ても、聯邦大審院（U. S. Supreme Court）が最終裁判所である關係上、聯邦の司法權は擴大の傾向を辿つてゐる。

近代の戰爭が國家總力戰の形態を採るに及び、この傾向は更に著しくなつた。前世界大戰に於けるウイルソン大統領の地位は、幾多の戰時立法によつて、從來の何れの大統領よりも廣汎な權限を附與されたが、ローズヴェルト現大統領の權限も次々に制定される緊急的立法によつて益々擴大される一方である。斯くて州の權限は相對的に狹められて、聯邦制の特色は次第に薄弱となつてゆくのを免れ

ない。

（註一）米國憲法の制定によつて聯邦政權は州の形成する聯合ではなくて、直接に「人民の政府」であると定められた所に大きな變革があつた。即ち憲法會議の制定した憲法を一國民として承認することに依り、新たに今日のアメリカ合衆國といふ聯邦國家を形作つたものであり、法律上は從來の各州は一度消滅し、新たに憲法の下に獨立國家の性質のない聯邦各州が創立されたものと解せられる。主權が聯邦と各州との間に分割せられてゐるといふ說は、主權の意味を統治の權利（Governmental Powers）と解する限りに於ては正當であるが、國家の最高性を意味するものと解する場合は、州に主權の存續があり、隨つて國家の性質があるとは認め難い。（高木八尺、米國政治史序說、昭和六年、三七二——三七三頁）但しこれには反對說もある。

（註二）第二編第五章參照。

（註三）東京朝日新聞、昭和十七年四月二十七日紙。

（註四）この事件は一八一六年聯邦議會の制定した法律によつて設立された合衆國銀行（Bank of United States）のボルチモア（Baltimore）支店出納係マカロツクが、メリーランド州法によつて、その銀行の紙幣發行に對し賦課した稅金の支拂を拒んだことに端を發したものである。（Ogg and Ray, Essentials of American Government. (1940) p. 63, Note 1.）大審院の判決要旨は Ewing and Dangerfield, Documentary Source Book in American Government and Politics. (1931) pp. 92-95. 參照。

（註五）大山卯次郎、米國の政治組織及其活動（昭和五年）五一頁。

（註六）州の權限に屬する事項に就いては、その限界が明瞭を欠くものがあるが、大體次の如くである。（Maxey, American Problem of Government. (1934) pp. 275-276.）

(イ) 州の道路の建設、維持、監視
(ロ) 刑務所、感化院其他の拘禁施設の設置並に運用
(ハ) 精神病院、不具癈疾其他の社會的要救濟者の保護施設の設置並に監理
(ニ) 寡婦年金、養老年金、失業救濟、社會保險其他の社會福祉に關する資金の蓄積並に管理
(ホ) 高等教育機關の設置並に運用と公立學校制度の一般的監理
(ヘ) 銀行、保險、投資、鐵道、倉庫、自動車、電燈等の諸會社の監理並に
(ト) 醫師、辯護士、看護婦、藥局、床屋等取締規則の定められた職業に對する認可並に監督
(チ) 衞生及危險防止設備、勞働時間、最低賃銀其他商工業に關し、政府の監督を必要とする事項を規定した法律の實施
(リ) 農業、鑛業、林業、漁業等の基本的產業を保護助成する法律の實施
(ヌ) 森林、水路、水力、魚類、鳥獸等の天然資源の保存
(ル) 公衆の保健增進を規定した法律の實施に即する一般的監督
(ヲ) 酒精飲料の取締
(ワ) 選擧法の實施
(カ) 州所有の土地、建物の保管並に運用
(ヨ) 稅、其他の收入の徵收、公金の監査、州豫算の編成並に實行

第二章　三權分立主義

米國政治組織第二の特色は、三權分立主義により、立法、行政、司法、の三權が夫々別々の機關の下に分屬して、相互に獨立、相牽制してゐることである。之は所謂「牽制均衡の法」(Checks and Balances)を基本觀念としたもので、矢張米國建國當時の政治的思想に端を發してゐるものである。卽ち十三州の殖民地時代の人民は行政部を以て人民の敵であると考へ、人民の代表者である立法部を以て之を抑制したが、立法部の專橫による危險を更に司法部によつて抑制し、政府の權力が一部門に偏在して人民を壓迫することを防止しようとした。斯くて各州の憲法に於て採用された三權分立の制度は、そのまゝ建國後の聯邦政府にも適用されて、米國獨自の極端な三權分立主義が行はれることになつたのである。

マサチユセツツ州の憲法が「本共和國政府に於ては立法部は行政權及び司法權又はその何れの權力をも行使せず、行政部は立法權及び司法部は立法權又はその何れの權力をも行使せず、又司法部は立法權及び行政權又はその何れの權力をも行使せざるものとす」(註一)と規定してゐるのはこの三權分立を最も明白に表示したものであるが、聯邦の憲法に於ても一切の立法權は之を聯邦議會に附與し(憲法第一條第二

款)行政權は之を合衆國大統領に附與し(憲法第二條第一款第一項)司法權は之を聯邦裁判所に附與する(憲法第三條第一款)旨規定してゐる。

斯くの如き三權分立制度はその程度の差こそあれ、多くの國で採用されてゐるものであつて米國獨特の制度では勿論ないが、米國のそれは行政部と立法部との關係に於て特に著しい特長を有してゐる。卽ち米國の議會は大統領から解散を命ぜられることがなく、大統領は議會に對して政治上の責任を負はない。隨つて大統領が議會と衝突してその重要法案を否決されても、(註二)大統領は任期の終了までその職に留つてゐるのが常である。

州の行政長官である知事(Governor)(註三)と州立法部(State Legislature)(註四)との關係も全く之と同樣で、大統領も州知事も國會又は州議會に出席して施政方針を演說するに止まり討論に參加することは出來ない。この點は我が國又は英國などの內閣制度とは甚だしく相違して居り、英國の如く政黨內閣制度の發達せる國にあつては、內閣の首班である首相は常に多數黨の總理で內閣が議會の信任を失ふときは、直ちに辭職するか、或は議會の解散を行ひ、行政部と立法部とは常に一致して進んでゆくのが普通である。一般に米國の如き政治制度を Presidential System 或は Congressional Government と稱し、英國のそれを Cabinet System 或は Parliamentary System と呼んでゐる。(註五)

然し乍ら議會は條約の締結、重要官吏の任命の點に於て行政權に關與してゐる。卽ち憲法の規定に

より、大統領は條約締結には上院の三分の二、重要官吏の任命には上院の過半數の同意を必要としてゐるから、大統領が上院と對立する場合は議會の解散權を有しない大統領は數々窮地に陷る。然し大統領もまた議會を通過した法律案に對し、拒否權を行使することが出來るばかりでなく、近年は議會は法律の制定に際し、單にその大綱を定めるに止め、細目の點は之を大統領の命令權に委任するやうになつた。之は我國の重要法案が細目の點を命令に委任してゐるのと同じ方法であつて、ローズヴェルト大統領のニュー・ディル（New Deal）政策實施に當つても、極めて廣汎な立法權が大統領に委任されたものである。殊に戰時に於ては法律の立案は行政機關によつて行はれ、議會は平時に於ける機能を大部分停止されるに至ることは、再度に亘る世界大戰が之を證明してゐる。斯くの如き立法權の行政府への委任の傾向は、近代の國家事務が高度の專門的技術を必要とする結果、當然に起るべき傾向であるといはれてゐる。(註六)

米國はまた他の立憲國と同樣、裁判官の地位の獨立と裁判所の權限の獨立とを認めてゐるが、この司法權の獨立も最高裁判所の組織並に下級裁判所の構成が法律の規定に一任されてゐる爲めに、議會の多數黨を率ゆる大統領が、議會をして裁判所の組織を變更せしめ、又は上院の同意を得て、自分に好意を持つ人を判事に任命することにより、實際上司法權に干渉することが出來るのである。之はローズヴェルト大統領がニュー・ディル支持派を以て大審院を固めるに及び、司法權の獨立は實質的に侵害を受けるに至つたのを見ても明瞭である。然し乍らこゝに注意しなければならないのは、米國の司法權は議會並びに大統領に對し、憲法の解釋上優位性を持つてゐることである。卽ち議會並びに大統領の權限は憲法の條項によつて制限されてゐるから、この限界を越えて行動した場合、司法權の發動によつて之を抑止することにより、三權分立主義は徹底して實行され得るのである。

（註一）　大山卯次郎、前揭書、二一三頁。

（註二）　米國に於ては法律案は總て議員が發議する。我が國の如く政府案として政府から議案を提出することは出來ない。大統領は敎書を議會に送つて適當の立法を推薦するか、或は與黨議員をして法案提出を爲さしめるに過ぎない。之に就いては後に述べる。

（註三）　米國四十八州の知事は州民の選擧により選任される。その任期はニュー・ジャーシー州の三年を唯一の例外として、任期四年の州が二十四州、任期二年の州が二十三州である。知事の俸給は最高は、ニューヨーク州の二萬五千弗、最低はサウス・ダコタ州の三千弗で、五千弗乃至七千五百弗の程度が最も多い。その權限は州によつて同一でないが大體次の如くである。（後編、大統領の權限を比較參照されたい）

(イ)　知事は民兵の總司令官である。

(ロ)　知事は若干の州官吏任命權を持つてゐるが、この權限は次第に擴大の傾向にある。

(ハ)　知事は州議會にメッセージ（Message）を送り、臨時議會を召集する。

(ニ)　ノース・カロライナ州の知事を除いて州の法律案に對し拒否權（Veto）を持つてゐる。

(ホ)　知事の中三分の一は州の警察權を握つてゐる。

(2) 知事は通常州法違反の罪に對して特赦權を持つてゐる。

然し乍ら知事の行政長官としての地位は、大統領が合衆國の行政權を一人で握つてゐるのと違つて、通常一般州民から選擧される副知事(Lieutenant Governor) 州務長官(Secretary of State) 檢事總長(Attorney General) 監査官(Auditor) 財務官 (Treasurer) 等と行政事務を分擔してゐるに過ぎない。(但し之等の官吏は必ずしも全部の州にあるものでない) 隨つて民選による州官吏は知事の監督に服することはあつても、知事によつて免職されることはないのである。知事は州議會の下院によつて彈劾され、州上院の三分の二の多數で免官されるが、その外全國の約四分の一の州ではリコール (Recall) と稱し、一般投票による知事の解任權を認めてゐる。

(註四) 州立法部 (州會又は州議會) の名稱は州によつて異り、二十四州は Legislature 十九州は General Assembly 三州は Legislative Assembly 二州は General Court と呼んでゐる。一九三七年一月ネブラスカ州が初めて一院制を採用したが、その外の州は全部上院と下院を持つてゐる。上院の稱呼が總て Senate であるに對し、下院のそれは House of Representatives といふ名稱の外に、四州では Assembly 一州では General Assembly 三州では House of Delegates といふ稱呼を用ひてゐる。(Magruder, American Government, 1940. p. 438.)

州立法部議員の任期はニュー・ジャーシー州の上院が三年、下院が一年であるのを例外として四年又は二年である。即ち上院は四年の州が三十一州、二年の州が十六州、下院の方は四年の州は僅かに四州で殘餘は全部二年である。

議員の數は上院がミネソタ州の六十七名を最高とし、デラウェア、ネヴアダ兩州の十七名を最少とし、平均約三十八名であるのに對し、下院の最高はニュー・ハムプシア州の四百二十名(この數は毎年多少異動する)、之に次ぐのがコネチカット州の二百六十七名で、最小がデラウェア州の三十五名、平均約百二十一名である。會期は隔年に六十日間といふのが最も多いが、日數を規定してゐない州も十六州ある。その報酬は全く區々であるが、ニューヨーク州 (毎年開會される) の年俸二千五百弗、イリノイ州の隔年に五千弗等が多い方でカンサス州、オレゴン州の日當三弗、等は少い方に屬する。(Magruder, op. cit., p. 443.)

(註五) 高木八尺、前揭書、三七七頁。

(註六) 松下正壽、米國戰爭權論 (昭和十六年) 一九——二〇頁及び二六六——二六七頁。

第二編　大統領の地位

第一章　大統領の單數制と稱呼

一、單數制の行政首長

合衆國を統轄する最高行政長官を一人とするか、或は二人以上の所謂委員制度とするかは、憲法會議で行政部の組織を定めるに當り最初に問題となつた。ペンシルヴアニア州代表のジエームス・ウイルソン（James Wilson）は行政長官の單數制を提案したが、ヴアジニア州のエドマンド・ランドルフ（Edmund Randolph）は之に反對して、㈠單數制の行政長官は「君主政體の胎兒」（the foetus of monarchy）であること、㈡行政部の機能を同等の資格を有する二人以上の行政長官に分割することが出來るから必ずしも單數であることを必要としないこと、㈢單數の行政長官は國民の信頼を得ることが出來ないこと、㈣單數の行政長官は中央部に近い處から選任される結果、僻遠の地を代表しないやうになることといふ四つの理由を擧げ、寧ろ合衆國の各地方から選擧される三人の行政長官を置く方が適當であることを主張したのである。（註一）當時の各州は大抵單一の行政長官を戴いてゐたのであ

るが、君主政治を極端に畏れてゐた代表者達は、一人の人間に非常に大きな權限を與へることを喜ばなかつた。然し乍ら單數制の提案者ウイルソンは、均等の權限を有する複數の行政長官制は、責任の分散と內部的對立の爲めに施政を妨害し、徒に混亂を來すものとして相讓らず、憲法會議の投票の結果、行政長官の單數制は多少非民主的ではあるが、賢明な方法であるといふので、委員會では三州の反對があつたにも拘らず、滿場一致で採用される事になつた。これによつて後に輩出した聲望のある大統領は、十分にその手腕を振ふことが出來たのであつて、この時複數の大統領が採用されてゐたとすれば、恐らく後に至つて憲法改正の問題を惹起したに相違ないと思はれる。

（註一）Orth and Cushman, op. cit., pp. 244-245.

二、大統領の稱呼と敬稱

また最高行政長官の名稱を如何に決定するかに就いても、當時色々の說があつた。ランドルフの國民行政官（National Executive）、ニューヨーク州代表アレキサンダー・ハミルトン（Alaxander Hamilton）の總督（Governor）、サウス・カロライナ州代表チャールス・ピンクニイ（Charles Pinkney）の合衆國大統領（President of the United States）、ニュー・ジャーシー州案の聯邦行政官（Federal Executive）（註二）といふ風に區々であつたが、討論の結果、憲法會議の細目委員會（Committee on Detail）は「合衆國の行政權は唯一人に附與する。その名稱をアメリカ合衆國大統領（President of the United States of America）とし、その敬稱を閣下（His Excellency）と定める」旨本會議に報告した。これによつて大統領といふ稱呼は決定したのであるが、敬稱の方は自由平等の精神に反するものとして、本會議に於て削除された。然るに後に至つて、第一議會は再びこの問題を蒸し返し、貴族的思想の橫溢した上院の提案によつて、兩院合同委員會（Joint Committee）は憲法の規定した大統領の稱呼に His Excellency なる敬稱を附加することを決議した。然るに上院は之にも嫌らず、更に別の委員會に命じて His Highness, the President of the United States and Protector of their Liberties なる稱呼を考案せしめたものである。然もワシントン大統領は更に之よりも一段高ら His High Mightiness, the President of the United States and Protector of their Liberties なる稱呼を擇んだとさへ言はれてゐる。（註三）然し乍ら上院より民主的であつた下院は、斯くの如き貴族的稱呼を大統領に冠することには絕對に同意せず、遂に上院も折れて、結局大統領の敬稱は附けないことになつた。

（註二）當時デラウエア、ニュー・ハムプシヤー、ペンシルヴアニア、サウス・カロライナ四州は州知事を President と呼んでゐた。

（註三）Orth and Cushman, op. cit., pp. 245-246.

第二章　大統領の資格

大統領の資格は憲法第二條第一款第四項の規定によつて、㈠憲法成立當時合衆國の市民であつたもの、若くは出生によつて市民權を得たもので、㈡年齢三十五歳以上、㈢少くとも十四年間、合衆國内に居住してゐたものであることが必要とされてゐる。從つて、歸化した米國市民には大統領となる資格はないが、建國當初は過渡期の便法として、憲法制定の際、既に米國市民となつてゐた人達には、大統領の被選資格を與へた。故に、憲法署名者中、外國生れの市民であつたアレキサンダー・ハミルトン、ジエームス・ウイルソン、ロバート・モーリス（Robert Morris）、トーマス・フイツシモン（Thomas Fitzsimons）、ウイリアム・パターソン（William Paterson）、ジエームス・マクヘンリー（James McHenry）、ピアース・バトラー（Pierce Butler）の七名などは大統領になる資格があつた譯である。（註一）但し「出生による市民」（natural-born citizen）の定義に就いては、憲法上何等の規定がなく甚だ曖昧である。また住居の問題に就いても、嘗つて共和黨のフーヴアーが大統領候補に立つた時、彼が最近の十四年間の中の數年を外國で過したといふ理由で、たとへ當選しても大統領になる資格がないと反對論を唱へるものがあつた。憲法の規定は、大統領就任宣誓を行ふ日から遡つて十四ケ年間

連續して合衆國に居住してゐることを要求してゐるものではないが、（註二）この規定も頗る不備であつて議論の餘地が多い。また現行憲法の規定では、單に人（person）といふ字句が使用されてゐるに過ぎないから、婦人が大統領となることを禁止してゐないものと解されるが、實際には未だ大統領候補として出馬した婦人のあつたことを聞かない。

大統領就任時の平均年齢は、週刊誌タイム（Time）によれば四十四歳であるといふが、（註三）三十二人の歴代大統領中、二十一人は働き盛りの五十歳から六十歳迄の間に就任してゐる。就任時の年齢五十歳以下は六人で、最も若年の大統領はマッキンレイ大統領の暗殺によつて、副大統領から昇格したセオドア・ローズヴエルトの四十二歳であつた。三十臺の大統領は流石に米國でも未だ現はれない。就任年齢六十歳以上の大統領は五人あり、その中最も高年のウイリアム・H・ハリソンは六十八歳で大統領に就任したが、在職中に死んだ。出生地の州別はヴアジニア州八人、オハイオ州七人、ニユー・ヨーク州四人、などが多い方である。（註四）

憲法會議に於て、チヤールス・ピンクニイは大統領、判事、國會議員は一定額の資産を所有することと、就中、大統領の財産上の資格としては、最低資産十萬弗を有することを主張したところ、各州代表の大部分が相當の財産所有者であつたにも拘らず、贊成者は殆どなかつた。ベンシルヴアニア州代表のベンジヤミン・フランクリン（Benjamin Franklin）はこのやうな規定を設けることは、民衆の精

神を墮落せしめるものとして絶體反對を表明した。(註五) 初代大統領のワシントンが非常な財産家であつたことは有名であるが、その外の多くの大統領は財政的には豊でないものが多かつたといはれてゐる。(註六)

(註一) Norton, The Constitution of the U. S. (1922) p. 107.
(註二) Johnson, The American Government. (1937) p. 242.
(註三) Time, April 15, 1940. p. 20.
(註四) Anderson, The American Government. (1938) p. 595. 卷末附錄第一、米國歷代大統領年譜參照。
(註五) Orth and Cushman, op. cit., p. 249.
(註六) Norton, op. cit., p. 107. 一七九五年に遺言狀と共に作成されたワシントンの財産目錄によると、彼は土地公債、株式、家畜等合計約五十三萬弗といふ當時としては實に莫大な資産を擁して居たことが分る。ビアード博士は之を評して、「若し强力な中央政府が出來なかつたとしたならば最も損をしたのはワシントン自身であつたであらう。」と言つてゐる。(弓家七郎、「デモクラシー政治の表裏」世界現狀大觀亞米利加合衆國篇(昭和五年)二六——二七頁)

第三章　大統領の報酬

大統領の俸給は議會が決定し、その任期中は增減されることがない。(憲法第二條第一款第六項)之は大統領が議會によつて、政治的に俸給の增減を受けて制肘されるのを防止する爲めの規定である。大統領はまた、規定の報酬以外に、合衆國又は州から如何なる名義の報酬も之を受けることが出來ない。(憲法前項)

最初大統領に俸給を與へることに反對したのは、清貧を以て聞えたフランクリンであつた。彼はこの「名譽ある地位」が、俸給の爲めに「利益ある地位」に墮することを憂慮し、單に必要費だけを大統領に支給すべきであると主張したのである。然し乍らこのフランクリンの公職にある者は生活費以下の俸給を以て滿足すべきであるといふ理想案は、一應の敬意を拂はれたが、實際問題としては成立する筈もなく、一七八九年の第一議會は、執政第一年のワシントンの經費として支出された英貨五千磅に該當する二萬五千弗をもつて大統領の年俸と定め、(註一)その外に官邸を給與することゝしたのである。其の後一八七三年三月、第四十二議會はグラント大統領が當時負債に苦んでゐたのを救濟する爲め、その第二期就任前に、大統領の年俸を倍額の五萬弗に增額し、之に便乘して國會議員の歲費增額をも決議した。一九〇七年に至り、別に旅費として二萬五千弗を支給することが可決されたが、一九〇九年には大統領の年俸は更に七萬五千弗に增額され、同時に今迄毎年更新されてゐた旅費は、交際費を含めて二萬五千弗と一定されたので、現在大統領が實際に受ける報酬は年額十萬弗となつた。この外大統領事務局に勤務してゐる祕書官、事務官以下の俸給、大統領官邸の光熱費、修繕費、警備費等を

加算すると、大統領關係の政府の支出は毎年四十萬弗を超える。一九三七年度に於けるこれらの支出は次の如くであつた。(註二)

大統領年俸	七五、〇〇〇
大統領旅費及交際費	二五、〇〇〇
大統領事務局俸給費	一二五、九八二
大統領事務局臨時費	五〇、三五〇
印刷製本費	二、七〇〇
大統領官邸維持費	一二一、〇九八
計	五〇〇、一三〇

大統領官邸は公式には Executive Mansion と稱せられるものであるが、俗に白堊館(White House)の名で世界的に知られてゐる。ホワイト・ハウスの最初の設計者は、サウス・カロライナ州の建築家ジエームス・ホバン(James Hoban)と稱する男であつた。彼はワシントン大統領の執政第三年目に、議會が募集した大統領官邸の設計に當選して、五百弗の償金を獲た。ホバンは愛蘭のダブリン(Dublin)生れであつたので、ダブリン市所在のレンスター公(Duke of Leinster)の邸宅を模倣したものであるといふ說がある。(註三)

大統領の未亡人に對しては議會から恩給と郵稅免除の特典を附與する慣習になつてゐる。一九三八年には、クリーブランド大統領未亡人を除いた五人の大統領未亡人が年額五千弗の扶助料を受けてゐた。(註四)

(註一) Orth and Cushman, op. cit., p. 250. 曾て大統領の俸給に對し所得稅を賦課することが出來るかどうかゞ問題となつた事があるが、大統領の俸給は聯邦判事の俸給と同樣、憲法の條項により在職中減額せられることがないものであるから、隨つてその俸給に課稅することは出來ないといふのが大審院の解釋である。(Myers, The American Government of To-day, pp. 111-112.) 一九四二年四月二十八日、ローズヴェルト大統領はその「生活設計教書」に於て、國民一ケ年の收入を最高二萬五千弗に限定したいと提唱したところ、共和黨下院議員レイモンド・スプリンガー(Raymond S. Springer)は「大統領こそ率先してその俸給を引下ぐべきである」と聲明したと傳へられてゐる(國際經濟週報第二十三卷第十九號、五五頁)

(註二) Anderson, American Government. (1938) p. 595.

(註三) Haskin, American Government. (1940) p. 22. Hurd, White House. (1940) 參照。ホワイト・ハウスは一七九二年十月十三日起工されたが、大統領官邸として最初に使用したのは、第二代大統領のアダムス夫妻であつた。この建物は一八一四年八月二十四日、ワシントン市を占領した英軍によつて燒却され、モンロー大統領の時代に再建されたものである。(World Almanac, 1941. p. 831)

(註四) Magruder, op. cit., p. 180.

第四章　大統領の任期

一、任期と再選

大統領の任期は四箇年で（憲法第二條第一款第一項）、再選に就いては憲法上何等の規定がない。最初憲法會議では、ウイルソンは大統領の任期を三箇年とし、再選を認めることを提案したが、會議の大勢は大統領の行政官としての地位を鞏固にする爲めには、七年が適當であるといふ說が有力で、終身說は四州の支持を得たのみで否決された。然るに任期七年案は細目委員會で決定を見なかつたので更に未濟事務委員會（Committee on Unfinished Business）に移されたが、この委員會では之を四箇年に變更してしまつた。本議會では六年乃至七年任期說を唱へる人も尙一部にあつたが、表だつた議論もなく、そのまゝ大統領の任期四箇年は確定したのである。（註一）

一九四〇年憲法改正前の佛蘭西の大統領は任期七箇年で再選を認めなかつたが、この重任を許すかどうかといふことは、任期の長短と相關聯した問題であつて、憲法會議で七箇年任期說が優勢であつた時は、大體再選反對の空氣が强く、大統領の任期を七年とするといふ決議が細目委員會に提出された際には、重任を認めずといふ但書が附いてゐたのであるが、未濟事務委員會が大統領の任期を七年から四年に縮減すると共に、再選禁止の條項は削除されて憲法會議を通過することになつたのである。（註二）

歷代大統領の中で二期を歷任した人々は次の十二名である。（＊印は副大統領から昇格したものである。）

ワシントン	一七八九年——一七九七年
マヂソン	一八〇九年——一八一七年
ジヤクソン	一八二九年——一八三七年
グラント	一八六九年——一八七七年
＊セオドア・ローズヴェルト	一九〇一年——一九〇九年
ウイルソン	一九一三年——一九二一年
ジエフアーソン	一八〇一年——一八〇九年
モンロー	一八一七年——一八二五年
リンカーン	一八六一年——一八六五年（四月）
マツキンレイ	一八九七年——一九〇一年（九月）
クリーヴランド	一八八五年——一八八九年 一八九三年——一八九七年
＊クーリツヂ	一九二三年——一九二九年

（註一）Orth and Cushman, op. cit., pp. 246-247.

（註二）憲法會議の當時、佛蘭西駐劄公使として在勤中であつたジエフアーソンは、大統領に與へられた權限の廣大なるに鑑み、大統領の再選を認めることにより、選擧制の君主政治を招來することを恐れて、一七八八年五月二日附のワシントンに對する書翰に於て、「大統領は四年から四年へと終生再選されるかも知れない。このやうに繼續し得る行政長官が終身官であることは、條理と經驗とに照らして明白である。大統領が一旦就任して兵馬の權を握れば、たとへ國民をして再び彼に投票させぬやうに爲し得ても、彼を黜けることは容易の業ではなからう。余は四年の終りに、大統領を永久に再選出來ぬやうにして貰ひたかつたのである。」といふ意見を發表してゐる。メーソン（George Mason）もヴアジニア協議會で、「共和政治の保存に周期的交代ほど必要なものは無い。然るに現在の規定に依れば、大統領は終生在職し得る。換言すれば、彼は選擧によつて選ばれた君主となるであら

う。」と述べてゐる。このやうな恐怖は實に植民地時代に於て、英國王の行政官に依つて、米國社會に深く培はれた行政權蔑視の感情に由來してゐるものであつた。大統領に廣大なる權限を認容する以上は、少くとも八年以上に亘る連續的再選資格は之を否認すべきであるといふ反對論は遂に憲法の條文の上には現はれなかつたが、その精神はワシントンの第三期就任拒絶の先例によつて永く嚴守されることになつたのである。(藤原守胤、アメリカ建國史、下卷六二八―六二九頁)

二、第三期不出馬の傳統 (The Third-Term Tradition)

然し乍ら第三期大統領に就いては、第一代のワシントンと第三代のジェファーソンとが、第三期大統領候補となることを辭退して以來、大統領の任期は二期を越えないといふ慣例が確立され、何人も之を破ることが出來なかつた。ワシントンは憲法會議に於て、大統領の再選禁止案に反對投票をした位であるから、彼が二期以上に亘つて大統領に就任することに反對すべき理由は表面上何も無かつたのである。隨つてワシントンは第二期の滿了に當り、彼の有名な告別の辭(Farewell Adress)に於て、これ以上在任しないのは愛國心に缺けてゐるわけでもなく、義務を回避するわけでもないと辯解してゐる。ジェファーソンはこの點に於て、態度が不鮮明であつた。彼は最初、大統領の任期を七年とし再選を認めないといふ說を固持してゐたが、後には任期を八年として、四年目の終りに退任することが出來るといふ制度が理想に近いと信ずるやうになつたので、彼は一八〇九年の第二期終了と共に、ワシントンの例に倣つて、第三期大統領に推戴されることを拒んだのである。(註三)

一八七六年スプリンガー (Springer) 下院議員は、次の如き三選反對の決議案を議會に提出してゐる。卽ち、

「ワシントン並に其の他の大統領によつて樹立されたる第二期滿了後、大統領の地位より退任する先例は、一般社會の認むるところにより、我が共和政體の一要素となれるものにして、この多年の慣習に背馳することは、賢明を缺くのみならず非愛國的にして、我が自由なる機構に對する危險を伴ふ欺瞞的行爲なることを玆に決議す。」

上院に於ても、一九二八年一月三十一日ウイスコンシン州選出のラ・フォレット (Robert M. La Follette Jr.) 上院議員により、之と全く同樣の決議案が提出されてゐる。(註四)

然るに第十八代大統領グラントは一八八〇年ニユー・ヨーク共和黨の領袖、ロスコー・コンクリング (Roscoe Conkling) の援助を得て第三期大統領候補を決定するべく共和黨大會に於て、投票回數三十六回に及ぶも遂に規定の過半數を獲得することが出來ず、却つて反グラント派の推した無名候補、ガアフィールド、オハイオ州上院議員（後の大統領）の爲めに共和黨の公認候補の榮冠を奪はれるに至つた。(註五) 一九一二年同じく共和黨の前大統領セオドア・ローズヴェルトは、第三期大統領候補として打つて出たが、彼はマッキンレイ大統領の橫死の後を承けて副大統領

から昇格し、次の一九〇四年の大統領選擧に民主黨のウイリアム・ブライヤン(William J. Bryan)に勝つて一九〇九年まで在任したもので、「第二回目の選擧による」(second elective)大統領たらんとしたものであつた。然し乍ら當時のローズヴエルトの聲望をもつてしても、自黨の推戴を受けることが出來ず、シカゴに開かれた共和黨大會はウイリアム・タフト(William H. Taft)を指名するに至つたので、ローズヴエルトは遂に共和黨を脫黨して進歩黨(Progressive Party 或は Bull Moose Party とも稱せられる)と稱する第三黨を率ゐて、共和黨のタフト、民主黨のウイルソンと戰つたが成功しなかつた。

フランクリン・ローズヴエルト現大統領の第三期出馬に對しても、米國の獨裁制を招來するものとして早くから反對論があり、共和黨もその政綱中に、大統領の三期就任を禁止する憲法修正案を提示して之を牽制した程であつたが(註六)、歐洲戰爭の擴大は米國民のローズヴエルト大統領に對する信賴の念を高め、遂に建國以來の傳統は破られることになつたのである。

(註三) Beard, The American Leviathan. (1930) p. 243.

(註四) Ewing and Dangerfield, Documentary Source Book in American Government and Politics. (1931) pp. 181-182.

(註五) Hicks, The American Nation. (1941) p. 161.

(註六) 本書五九頁參照。

第五章　大統領の選擧

第一節　憲法の規定と現行法

大統領の任期は四箇年であるから、その選擧も四年目毎に行はれる。實際には四で割り切れる年に行はれる勘定になつてゐる。

大統領選擧の方法に就いては、最初憲法會議で㈠議會による選擧、㈡人民による直接選擧、㈢選擧委員による間接選擧等に就いて議論が闘はされたが、幾多の迂餘曲折の後に、漸くハミルトン等の主唱する選擧委員による間接選擧制に落付いた。この方法は當時のメリーランド州憲法に於ける上院議員選擧に關する類似の規定から採つたものであると謂はれてゐる(註一)。憲法會議が大統領、副大統領の選擧に間接選擧法を採用した理由は、政治知識に乏しい一般民衆に直接大統領を選擧させるよりは、人民の中から特に信用するに足る若干の人物を選定して、大統領選擧を委任する方が安全であると認めた爲めで、實際建國當時の交通不便の時代では、民衆は大統領候補者に就いて直接知るところが少く、從つて自分達の知つてゐる信用ある人物に、選擧を委任する方が便宜であつたのである。また一九四〇年の憲法改正前の佛蘭西大統領が議會によつて選定されてゐたやうに、聯邦議會に大統領選擧(註二)

權を與へなかつたのは、憲法制定の當時、州知事が州立法部によつて選擧されてゐた爲めに、知事が州立法部の勢力に左右されて行政權の獨立性が失はれたのを考慮した爲めであつた。(註三)

建國當初は大統領選擧も憲法制定者の意嚮通りに行はれ、憲法に規定する大統領選擧人（若くは大統領選擧委員とも譯されてゐる。Presidential Elector 或は單に Elector と稱し、エレクターズを總稱して大統領選擧團體 Electoral College と呼んでゐる。）は州立法部又は直接人民によつて信賴するに足る人物が選擧され、斯くして選擧された大統領選擧人は各自の判斷に從つて大統領候補者に投票したのである。その結果一七八九年と一七九二年の最初の二回の大統領選擧では、大統領選擧人は全部ワシントンに投票し、一七九六年の選擧では候補者十三人に投票が分散した。然し乍ら政黨の發達と共に、大統領候補者は政黨によつて選定されるやうになり、一八〇〇年の大統領選擧では大統領の選擧人は只一人を除いて、共和黨（Republicans 現在の民主黨の前身）の「ジェファーソンとバー（Aaron Burr）」聯邦黨（Federalists 現在の共和黨の前身）の「アダムスとピンクニイ」の何れかに投票したので、大統領選擧人が一般民衆に代り、高い見識を以て大統領を選定するといふ憲法制定者の期待は全く失はれてしまつた。(註四)

現在の憲法並に聯邦法の規定するところに據れば、一般人民は先づ選擧の施行される年の十一月第一月曜日の次の火曜日に其の州の大統領選擧人を選擧し、大統領選擧人は翌十二月第二水曜日の次の月曜日、それぞれ自分の州の首府に參集して大統領候補者に投票し、翌年一月六日の聯邦議會に於ける開票によつて、選擧人の過半數を得た最高點者が次期大統領に當選、翌年一月二十日に就任するといふ順序になつてゐる。然るに實際の慣行は夫に述べるやうに、これらの大統領選擧人が何れの大統領候補に隷屬してゐるかは豫め公表されてゐるので、選擧民は大統領候補者を目當にその黨派の選擧人に投票し、選擧人自體に就いては何等知るところがない。隨つて事實上は人民の直接選擧と何等異るところがなく、十一月の選擧人選擧の結果によつて次期大統領は確定し、十二月に行はれる選擧人による大統領選擧は單に一片の形式に過ぎなくなつてしまつた。普通に大統領選擧と呼ばれてゐるものは實にこの大統領選擧人に對する選擧を指して言ふのである。

（註一）藤原守胤、アメリカ建國史、下卷、五三〇頁。

（註二）フランスの大統領は一八七五年の憲法第二條の規定に依り、上下兩院議員より成る國民會議（l'Assemblée nationale）によつて選擧されてゐたが、一九四〇年六月ペタン元帥（Philippe Pétain）はこの規定を廢止し、大統領と首相の權限を兼ねる終身の國家首席（Chef d'Etat）に就任した。（弓家七郎、政治學概論、一五〇頁）

（註三）大山卯次郎、前揭書、二二〇頁。

（註四）Ogg and Ray, op. cit., p. 157.

第二節　大統領候補の指名

一、國會豫選會（若くは黨員會議 Congressional Caucus）

政黨政治の確立と共に、政黨は政權獲得の爲めに自黨の候補者を極力支援することになつたので、隨つて公認候補決定の問題を生じた。當時の二大政黨であつた聯邦黨も共和黨も、一八〇〇年から一八二四年までは、コーカスと稱する自黨の國會議員を以て構成する豫選會に於て大統領候補者（Presidential Candidate）を指名（nominate）してゐた。黨員會議による候補者決定は㈠黨員會議のメムバーが國會議員なので、大統領候補の適合性に就いて意見を表示するのに一般民衆や州官吏より適してゐる。㈡國會議員として候補者決定に責任をもつ。㈢老練の候補者を選擇する結果、議會と大統領の間を或る程度調和することが出來る。㈣候補者を指名する手續きとしては最も簡單である等の諸點に於て現在行はれてゐる政黨大會による指名方法より優れてゐた。（註一）

然し乍らこの豫選會は㈠勢力のない州の黨員に發言の機會を與へない寡頭政治であつたこと。㈡元來民衆に屬してゐる權利を一部有力政治家が專行してゐたものであつたこと。㈢國會議員に候補者決定の支配權を與へることは行政權を議會の隷屬下に置くことになること等の理由で、民主主義の

發展と共に反對論が有力となり、特にアンドリュー・ジャクソン（Andrew Jackson）の一派はこの制度を痛烈に排擊した。斯くして一八三〇年頃から豫選會による大統領候補指名制度は漸く衰へ、當時既に各地の州協議會（若くは州大會 State Convention）に於て自黨の候補者を選定してゐた實例に倣ひ民衆による指名大會が之に代ることになつたのである。（註二）

（註一）Johnson, op. cit., p. 191. これは E. M. Sait, American Parts and Elections, (1927) pp. 241-242. から引用されてゐる。

二、政黨全國大會（National Convention）**の發生**

一八三一年國民共和黨（National Republican Party）とアンチ・メーソニック黨（Anti-Masonic Party）とが豫選會制を廢して、全國大會制による大統領候補の指名を行ふに及び、翌一八三二年には民主黨も之に倣つた。ウエブスター（Daniel Webster）カルフーン（John C. Calhoun）等の領袖は大衆に餘りに權力を與へ過ぎるものとして極力反對したが、それにも拘らず、一八四〇年までに、全國大會は政黨の大統領候補と政綱並に次期四箇年の黨務執行機關を決定する常設機關となつてしまつたのである。（註二）

三、全國大會の時日・場所

大統領選擧の行はれる年の一月又は二月頃政黨は全國委員會（National Committee）をワシントンに

召集する。この全國委員會で全國大會開催の時日と場所とを決定するのである。全國大會の日取りは從來の例によると共和黨は六月、民主黨はそれから二、三週間遲れるのが常である。會期は三日乃至五日位が普通であるが、議事が圓滑に進行しない場合は一週間を超えることもある。一九四〇年の全國大會は共和黨は六月二十四日から始まり、民主黨は七月十五日から始まつた。

大會開催の場所は交通、ホテル、大會ホール等の便宜ばかりでなく、黨の有力な候補者又はその後援者の希望や、黨の領袖の意嚮、地方黨員の要求、新聞の支援、實業界との關係等の政略的考慮の下に、自黨に最も有利な都市を選定する。記錄によると左の如くシカゴ（Chicago）市が最も多く、セント・ルイス（St. Louis）、フイラデルフイヤ（Philadelphia）、ボルチモア（Baltimore）等之に次いでゐる。（註三）

民主黨		共和黨	
一八五六年	シンシナテイ（Cincinnati）	一八八〇年	フイラデルフイヤ
一八六〇年	ボルチモア	一八八四年	シカゴ
一八六四年	シカゴ	一八八八年	シカゴ
一八六八年	ボルチモア	一八九二年	シカゴ
一八七二年	ニユー・ヨーク	一八九六年	シカゴ
一八七六年	ボルチモア	一九〇〇年	カンサス・シテイ（Kansas City）
一八七七年	セント・ルイス		
一九〇四年	セント・ルイス		
一九〇八年	デンヴア（Denver）		
一九一二年	ボルチモア		
一九一六年	セント・ルイス		
一九二〇年	サン・フランシスコ		
一九二四年	ニユー・ヨーク（ハウストン（Houston））		
一九二八年	カンサス・シテイ		
一九三二年	シカゴ		
一九三六年	フイラデルフイヤ		
一九四〇年	シカゴ		

一九二八年テキサス州ハウストン市に開かれた民主黨大會では、その地の實業家より二十萬弗の醵金を得て會場を建設したが、一九三二年シカゴ市で民主、共和兩黨の大會が開催された際には、シカゴ市では民主黨に二十萬弗、共和黨に十五萬弗を寄附し、一九三六年にはフイラデルフイヤ市は民主黨大會に二十萬弗、クリーヴランド市は共和黨大會に十五萬弗を寄附したものである。ハウストンの如き地方都市が選ばれたのは、禁酒反對でカソリック系の民主黨候補スミス（Alfred Smith）紐育州知事が政略上禁酒・賛成でプロテスタント系の南部地方の支持を得んが爲めに擇んだものであると言はれてゐる。（註四）

（註三）Page The, Platforms of the Two Great Political Parties, 1856-1928に據る。

（註四）Johnson, op. cit., p. 192.

四、全國大會代議員の割當法

各政黨の全國大會に出席して黨務に參與し、自黨の大統領候補を選擧する大會代議員（Delegate）の

選定方法に就いては、特に州法の規定ある場合を除き、政黨自身が決定するもので、聯邦には之を規定する法律はない。最初は大體に於て、各州にその州の大統領選擧人と同數（卽ち上院議員と下院議員との合計數）の代議員を割當てゝゐた。

一八五二年から一八七二年迄の民主黨大會の各州代議員團（Delegation）はその州の大統領選擧人の倍數で構成され、各代議員の投票權は二分の一票であつた。一八七二年以後は各州の割當數に變更はなかつたが、投票權は一人一票となつた。更に詳細にこの方法を記述すれば次の如くである。卽ち、㈠各州とも州全體から四人の代議員。この代議員は「州全體を一選擧區」（State at large）として選出されるものであるから全州代議員（Delegates-at-large）と呼ばれる。卽ち各州の上院議員數は全國四十八州何れも二人宛であるから四人の全州代議員は丁度その州の上院議員の倍數に當る。若し全州一選擧區による下院議員を有するときは、その議員一人につき以上の外に二人の全州代議員を追加する。㈡各選擧區（Congressional District）の下院議員一人につき二人の代議員。この代議員を選擧區代議員（District Delegates）と言ひ、下院議員は州内の各選擧區から一人づつ選出されるのであるから、選擧區代議員の數もその州の下院議員の丁度二倍に當るわけである。

この方法は國會議員選擧の方法(註五)に準據し、議員の倍數の代議員を選出するものであるから、結局大統領選擧人の二倍に當る勘定となる。實例を擧げて之を說明すれば、ニュー・ヨーク州は上院議員二人、下院議員四十五人を有するから、大統領選擧人は四十七人で、大會代議員は九十四人である。更に之を前記の割當法に從つて說明すれば、上院議員二人は全州一選擧區で選出されるから之に對し全州代議員四人、下院議員四十五人の中二人は全州一選擧區で選出されるから之に對し同じく全州代議員四人、殘餘の下院議員四十三人は州内四十三選擧區から一人宛選出されるので之に對し八十六人の選擧區代議員を出すのである。

共和黨の代議員選出方法も、一八六〇年から一九一二年までは、大體民主黨と同じ方法に據つてゐた。然し乍らこの方法に據るときは、下院議員の選擧が人口比例主義に據つてゐる結果、必然的に住民の數には比例するが黨員の數に比例せず、共和黨員の少い南部諸州が、人口數は少くとも實際に共和黨の優勢な北部諸州より多數の代議員を黨大會に送つてゐた爲め、黨の政綱や大統領候補の選定に當つて、これら少數の共和黨員を代表する南部諸州の代議員が幅を利かして、却つて共和黨の勝利を阻害した。隨つて之に對する共和黨内の非難は、一九一二年の敗北によつて益々高まり、一九二三年以降は次のやうな複雜な方法を採用することになつた。卽ち、㈠各下院議員選擧區から一人宛の選擧區代議員、㈡前回の大統領選擧に於て共和黨選擧人に對し、若くは前回の下院議員選擧に於て共和黨公認候補に對し、一萬票の投票を獲得した各下院議員選擧區から一人宛の代議員を追加、㈢四人の全州代議員、㈣全州一選擧區の下院議員を有するときは、その下院議員一人につき二人の全州代議員、㈤前

回の大統領選擧で共和黨が勝つた州では實與の意味で更に三人の全州代議員を追加するものである。(註六)

民主黨も共和黨も現在の規則では何れもコロンビア區(District of Columbia)准州(Territory)及び屬領の代議員を參加させてゐる。從つて全國の代議員の數は膨大で、一九三六年の共和黨代議員は一〇〇三名、民主黨代議員は一一〇〇名であつたが、一九四〇年の大會では民主黨一一〇〇名、共和黨一〇〇〇名であつた。(註七)

各代議員には一名宛の代理人（若くは豫備代議員 Alternate）がゐるが、勿論之は實際に代理の必要のある場合の外大會に參加しない。民主黨では最近婦人の特別代議員を參加させてゐるが、投票數に(註八)は變更がないから、規定數以上の代議員を有する州の投票權は一票を數人で分割する場合を生ずる。

(註五)　合衆國議會(聯邦議會 Congress)は上院(元老院 Senate)と下院(代議院 House of Representatives)とから成り、上院議員は州を代表し、州の大小に拘らず各州二名宛であるが、下院議員は直接國民を代表し、人口に比例して選出される。上院の此の均等代表權は憲法會議に於て、大州の人口比例主義と小州の平等主義とが對立した際小州の聯邦からの離脫を防止する爲めに採用されたもので、その結果人口一千三百四十九萬七千百四十二人（一九四〇年）のニュー・ヨーク州も人口僅かに十一萬二百四十七人のネヴアダ州も同じやうに二名の議員を上院に送つてゐる。これは米國全體から見ても、モンタナ、アイダホ、ワイオミング、コロラド、ユタ、ネヴアダ、アリゾナ、ニュー・メキシコの西部山岳地帶の八州は、人口に比例して選出される下院へは、定員四百三十五人中十六人(三・七%)の議員しか送れないが、上院へは定員九十六人中十六人(十六・七%)の議員を送つてゐる。反對に米國本土人口の約三〇%を占めるニュー・ヨーク、ペンシルヴアニア、オハイオ、イリノイ、カリフオルニアの五州の上院に於ける投票權は、僅かにその一〇%に過ぎない。然も實際には下院よりも上院の方が政治上の實勢力を擁してゐるのであるから、この不合理は常に問題になつてゐる。

上院議員は曾つて州立法部によつて選擧されてゐたが、現在は州全體を一選擧區として、一般州民によつて選擧されてゐる。上院議員の任期は六ケ年であるが、一時に全部を改選するのでは無く、二年毎に三分の一宛改選される。これは上院が未經驗者によつて占められるのを防ぐ爲めである。但し改選は一州については、二名の中一名に限られてゐる。

下院議員は十年毎に行はれる國勢調査の結果に基き各州に割當てる。然しその總數は一九一〇年以降四百三十五名に限定されてゐる。各州に對する議員數の割當は議會が特に新割當法を制定しない限り、從來の割當法に據ることになつてゐる。一九三〇年の國勢調査の數字を例に採つて現在の方法を說明すれば、先づ全國人口數一億二千二百二十八萬八千百七十七人から納稅の義務を負擔しないインディアン十九萬四千七百二十二人を控除し、之を議員定數四百三十五で割ると二十八萬六百七十五といふ數字 Congressional Ratio が出る。之を以て各州人口から納稅してゐないインディアンを除いた人口數を除し、その商を四捨五入して得た數字を、その州の下院議員數とするのである。これを Major Fractions Method と呼んでゐる。(Magruder, op. cit., pp. 90-91)

下院議員の選擧區は一八四二年以降小選擧區制を採用し、各選擧區 (Congressional District) から一名宛の議員を選出するのである。若し國勢調査後の新しい割當により、州の議員數に異動を生じた場合は、增加議員は州の再區劃が決定するまで、全州一選擧區 (State At Large) で選出することを認めてゐる。同樣に議員數が減少した

場合は、殘餘の議員全部を全州一選擧區で選出してもいゝことになつてゐる。下院の總選擧は二年目毎に行はれる。四年目毎に行はれる大統領選擧の中間に行はれる下院の總選擧、上院議員三分の一並に州知事約三分の二の改選を總稱して中間選擧（Off Year Election）と呼んでゐる。中間選擧も十一月に行はれる。然し乍ら、選擧區は州立法部が決定するので、自然その州の多數黨に有利なやうに設定される場合が多い。殊に一九三二年の大審院の判決が、一九二九年の再割當法（Reapportionment Act of 1929）を以て「隣接密集の地域若くは均等の人口」を規定してゐるもの〻でないと認めた爲めに、選擧區の不公正は依然として殘されることになつた。（Magruder, op cit., p. 92.）この不公正な選擧區改正をゲリマンダーリング（Gerrymandering）と言つてゐるが、この語の起りは、一八一二年エルブリッヂ・ゲリー（Elbridge Gerry）のマサチュセッツ州知事時代に、共和黨で固めた州立法部が龍に似た形の不自然な選擧區を作り上げたのに始まる。當時その選擧區の地圖をベンジヤミン・ラッセル（Benjamin Russell）といふ新聞記者が机の前に懸けて置いたところ、ギルバート・スチュアート（Gilbert Stewart）といふ有名な畫家が、その地圖の上に爪や頭や翼を書き入れて、「之で鯢兒（サラマンダー）（salamander）になつた」と言つた。それを見てゐたラッセルが「それやゲリマンダーと言つた方がいゝ」と揶揄したことから、この言葉が生れたと言はれてゐる。（Guiteau and Webster, Constitution of the U. S.(1936) p.10）ゲリマンダーの實例としては、一九三三年の第七十二議會に於けるカリフォルニア州第九選擧區の人口が百十六萬九千四百九十五人であつたのに對し、第二選擧區は僅々十五萬七千六百八十人に過ぎなかつたといふやうな極端な例は各州到る處で見られる。（Mexey, op. cit., pp. 223-224.）下院にはハワイ、アラスカから代議員（Delegate）フイリツピン、ポート・リコ（Puerto Rico）から駐在委員（Resident Commissioner）各〻一名を出してゐるが、これらの代表者は發言權はあるが、票決權を持つてゐない。

國會議員の報酬は歲費一萬弗の外に、秘書の給料として五千弗、最短路線による一哩二十仙の旅費、議事錄六十部の無料配布、文房具費の支給、官營事業に於ける郵稅免除等である。國會議員選擧に對する有權者は、その州の州立法部下院議員を選擧する資格あることが必要とされてゐる。（憲法第一條第二款第一項、憲法修正第十七條第一項）

（註六）Ogg and Ray, op cit., p. 160. Anderson, op. cit., p. 476.

（註七）New York Times, July 18, 1940. に據ると、一九四〇年に於ける二大政黨代議員の州別内譯は次の如くであつた。

州	民主黨	共和黨	州	民主黨	共和黨
アラバマ(Alabama)	二二	一三	アイダホ(Idaho)	八	八
アリゾナ(Arizona)	六	六	イリノイ(Illinois)	五八	五八
アーカンソー(Arkansas)	一八	一二	インデイアナ(Indiana)	二八	二八
カリフオルニア(California)	四四	四四	アイオワ(Iowa)	二二	二二
コロラド(Colorado)	一二	一二	カンサス(Kansas)	一八	一八
コネチカット(Connecticut)	一六	一六	ケンタッキー(Kentucky)	二二	二二
デラウエア(Delaware)	六	六	ルイジアナ(Louisiana)	二〇	二二
フロリダ(Florida)	一四	一二	メイン(Maine)	一〇	一三
ジョージア(Georgia)	二四	一四	メリーランド(Maryland)	一六	一六

マサチュセッツ(Massachusetts)	一四	一四	サウス・カロライナ(South Carolina)	一六	一〇
ミシガン(Michigan)	一八	一八	サウス・ダコタ(South Dakota)	八	八
ミネソタ(Minnesota)	一一	一一	テネッシー(Tennessee)	一一	一八
ミシシッピイ(Mississippi)	一八	一一	テキサス(Texas)	四六	二六
ミズリー(Missouri)	一〇	一〇	ユター(Utah)	八	八
モンタナ(Montana)	八	八	ヴアモンド(Vermont)	六	九
ネブラスカ(Nebraska)	一四	一四	ヴアジニア(Virginia)	一一	一八
ネヴアダ(Nevada)	六	六	ワシントン(Washington)	一六	一六
ニュー・ハムプシア(New Hampshire)	八	八	ウエスト・ヴアジニア(West Virginia)	一六	一六
ニュー・ジャーシー(New Jersey)	一一	一一	ウイスコンシン(Wisconsin)	一四	一四
ニュー・メキシコ(New Mexico)	六	六	ワイオミング(Wyoming)	六	六
ニュー・ヨーク(New York)	九四	九二	アラスカ(Alaska)	六	三
ノース・カロライナ(North Carolina)	一六	一三	コロンビア區(District of Colombia)	六	三
ノース・ダコタ(North Dakota)	八	八	ハワイ(Hawaii)	六	三
オハイオ(Ohio)	五一	五一	ポート・リコ(Puerto Rico)	六	二
オクラホマ(Oklahoma)	一一	一一	パナマ運河地帶(Canal Zone)	六	ナシ
オレゴン(Oregon)	一〇	一〇	フイリッピン(Philippines)	六	二
ペンシルヴアニア(Pennsylvania)	七一	七一	ヴアジン群島(Virgin Islands)	二	ナシ
ロード・アイランド(Rhode Island)	八	八	合　計	一、一〇〇	一、〇〇〇

(註八) Johnson, op. cit., p. 192.

五、大會代議員の選出法

最初大會代議員は民衆大會、黨員會議、下院議員選擧區協議會(Congressional District Convention)州協議會(State Convention)黨州委員會(Party State Committee)等種々の機關によつて選擧されてゐたが、共和黨では全州代議員は州協議會で、選擧區代議員は選擧區協議會で選擧する慣習を生じたので、一八八四年並に一八八八年の兩度に於ける共和黨の全國委員會は之を强行規定として採擇した。之に反し民主黨では、總ての代議員を州協議會若くは州委員會の選定に任せてきた。然るに一九〇〇年代に入り、次に述べる大統領豫選會(Presidential Primary)又は大統領豫備選擧(Presidential Primary Election)と稱する新しい選擧方法が廣く行はれるやうになつて來た。これは州又は地方自治團體の官公吏を選擧するに當り、候補者指名に對する職業政治家の跋扈を防止する爲め、直接豫選會(Direct Primary)と稱し、一般民衆の投票によつて候補者を決定する制度が幾多の州で行はれてゐたのを全國大會代議員の選出に應用したものである。最初にこの方法を利用したのはウィスコンシン州で、それは一九〇五年のことであつたが、一九一〇年オレゴン州が最初の廣汎な大統領豫選會法を通過して以來全國的に流行し、一九一六年にはこの方法による州は二十五州に達し、二大政黨の全代議員の半數以上が豫選會によつて選擧された程であつた。

大統領豫選會の最も普通の方法に據ると、一般有權者はその州の全國大會代議員を選擧すると同時に、その同じ投票用紙で大統領候補に指名したいと思ふ人物に投票するのである。然してその州の代議員に當選したものは、豫選會で最高點を得た人物を全國大會に於て大統領候補として支持するもので、州によつては代議員團に對し、全國大會の第一回投票では必ずその州の豫選會の最高點者に投票する義務を負擔せしめたところもある。この義務を有する代議員團を誓約代議員團（Pledged Delegation）と言つてゐる。

この豫選會を聯邦法によつて全國的に採用しようとする運動があり、一九一三年にはウィルソン大統領により次のやうな提唱が行はれた。即ち大統領候補者は全國民の一般投票によつて選擧し、この大統領候補に國會議員候補、上院議員（註九）、全國委員を加へた黨大會で、黨の政綱を決定するといふ案であつた。更に別の改正案では先づ全國大會で數名の大統領候補を指名し、その中から正式の大統領候補を選定するといふ方法が提示された。然し乍ら豫選會は未だ全國的に實施されてゐないのみならず、有力な候補者で豫選會に參加しないものがあつたりして、豫選會を無意義ならしめる場合があり、且代議員が豫選會の最高點者を支持せず一般有權者の意思を裏切る場合などがあつて、期待したやうな發展を見ず、一九一六年以後は、この方法を新に採用した州は一州も無かつたのに反し、之を廢止した州は八州に上つた。然も聯邦大審院では、こゝに述べたやうな全國豫選會（National Primary）を規定する權限は聯邦議會には無いといふ見解をとつてゐるので、憲法の改正を行はなくては實施することが出來ず、さりとてこの方法が憲法改正を强行する程の價値ありとは議會も國民も信じてゐない爲めに、この點に關する憲法修正案は一度も提示されたことがない（註十）。

先に述べた州協議會若くは選擧區協議會による方法をConvention Systemと稱し、黨豫選會による方法をPrimary Systemと稱してゐるが、現在プライマリー・システムによつてゐる州は十七州で、殘餘の三十一州はコンヴェンション・システムによつてゐる。但しプライマリー・システムによる十七州中にはニュー・ヨーク、ペンシルヴァニア、カリフォルニア、イリノイ等の大きな州が含まれて居り、大統領選擧の前哨戰として候補者の人氣をトする一指標にはなる。例へば一九四〇年四月九日に行はれたイリノイ州及びネブラスカ州の豫選會では夫々次の樣な投票數を示した（註十一）。

イリノイ州

民主黨	ローズヴェルト大統領	一、一五九、〇四〇票
	ガーナー（イ）副大統領	一八九、九三六票
共和黨	デューイー紐育州地方檢事（ロ）	九七〇、四四〇票

ネブラスカ州

民主黨	ローズヴェルト大統領	一〇九、三八六票
共和黨	デューイー紐育州地方檢事	九九、九〇五票

ヴアンデンベーク上院議員(二)

(イ) John N. Garner.

(ロ) Thomas E. Dewey.

(ハ) Arthur H. Vandenberg

但しイリノイ州の豫選會は純然たる諮問(アドヴァイザリー)的のもので、代議員は右の投票に拘束されず、またネブラスカ州の代議員も、單に一般有權者の意志を尊重するといふ道義的責任を負擔するに過ぎなかつた。

以上の如く、豫選會を行ふ州は全國の約三分の一に過ぎず、この方法によつて選出せられる代議員の數も五百名前後であるから、豫選會の結果を以て、全國大會の指名者を確實に豫測することは出來ない。之を一九一二年の初回から一九四〇年までの八回の結果に就いて檢討するに、豫選會に優勢な者が、大會で正式に大統領候補者に指名されたのは、一九二八年の共和黨のフーヴア、民主黨のスミス、一九三二年のローズヴエルト位のもので、一九一六年の民主黨のウイルソン、一九三六年のローズヴエルト等は黨内に於ては殆ど無競爭に近く、豫選會の結果は重要な意味を有しなかつた。また豫選會で優勢であつたセオドア・ローズヴエルトは一九一二年の共和黨大會で敗北し、一九二〇年の共和黨大會では、豫選會の得票數がジョンソン(Hiram Johnson)九十萬票、ウッド(Leonard Wood)七十二萬五千票、ロウデン(Frank O. Lowden)三十七萬五千票、フーヴア三十五萬票、ハーディング十五萬票の順(註十二)であつたが、最少得票者のバーデイングが指名され、同じく一九三六年の共和大會でも

ノックス(Frank Knox)、ボラー(William E. Borah)、ランドン(Alfred M. Landon)の順を覆して、最下位のランドンが指名候補となつたといふ實例を殘してゐる。

(註九) 上院議員の改選は二年毎に三分の一宛行はれる。

(註十) Ogg and Ray, op. cit., pp. 161-162.

(註十一) Time, April 22, 1940.

(註十二) Merriam, American Party System. (1922) p. 291.

六、全國大會の議事

(イ)大會の構成　全國大會に出席する人々は代議員の外に黨領袖、實業家、法曹家、新聞雜誌記者、州知事、國會議員、前國會議員、各州の政黨領袖及び法律で認められた官公吏等(註十三)であるが、その外に數千の見物人が蝟集するので、大會の會場には通常一萬五千人乃至二萬人位の收容力を持つ大ホールが利用される。約一千名前後の各州代議員はその中央に席を占め、その後に同數の代理人が並ぶ。代理人には近年特に婦人が多くなつたと言はれてゐる。

(ロ)大會の順序

次に參考迄に一九四〇年の共和黨大會の議事日程を掲げて見る。(註十四)

六月二十四日

(一) 午前十時大會召集、國歌「アメリカ」齊唱
(二) ワシントン市、アルバート・マクカートニー僧正の祈禱
(三) フイラデルフイヤ市長ロバート・E・ラムバートンの歡迎演說
(四) 點呼、臨時役員選擧
(五) 休　會
(六) 午後八時召集
(七) フイラデルフイヤ市カーヂナル・ドアーテイの祈禱
(八) 「米國民謠(パラッドフオアメリカ)」齊唱
(九) 臨時委員長ミネソタ州知事ハロルド・E・ステツセンの演說
(十) 雜　務

六月二十五日

(一) 午前十時大會召集
(二) ミネソタ州コツケート・ルーゼラン教會の僧正ポール・H・アンドリーン博士の祈禱
(三) 國歌齊唱
(四) 委任狀に對する委員會の報告
(五) 常任委員長マサチユセツツ州下院議員ジョセフ・W・マーチンの演說
(六) 休　會

(七) 午後七時四十五分召集
(八) カンサス・シテイのジョン・アンドリユー・グレッヂ僧正の祈禱
(九) 「神は米國を祝福す(ゴツト・ブレツス・アメリカ)」齊唱
(十) フーヴア前大統領の演說
(十一) 政綱委員會の報告

六月二十六日

(一) 午後一時大會召集
(二) シンシナテイ市ラビ・ミツチエル・アーロンソンの祈禱
(三) 決議委員會の報告
(四) 大統領候補指名
(五) 大統領候補指名に對する點呼

之で見るやうに全國委員長によつて大會が召集されると、先づ牧師の祈禱があり、次いで全國委員會で豫め決定してゐる大會臨時委員長が、これもかねて準備してある自黨の方針演說(Keynote Speech)を行つて我が黨の政策を謳歌する。之が終つて各州代議員團の團長は、代議員の中から一名宛を次の四つの委員會に分屬せしめ、その氏名を通告する。卽ち

(一) 資格審査委員會(Credentials Committee)

(二) 常設機關設定委員會(Committee on Permanent Organization)

(三) 會則委員會(Committee on Rules)

(四) 政綱及決議委員會(Committee on Platform and Resolutions)

資格審査委員會は最初に代議員の代表權を審査して之を大會に報告するのであるが、異論の起る事は少い。曾つて一九一二年の共和黨大會でセオドア・ローズヴエルト前大統領は、資格審査委員會が全國黨委員會の決定に從ひ、ローズヴエルト派の代議員を認めず、タフト派の代議員五十名を推薦したので、指名選擧で規定の過半數を獲得出來ずに敗北したことがある。またフランクリン・ローズヴエルト紐育州知事は一九三二年の民主黨大會で、ルイジアナ、ミネソタ兩州の代議員團の資格に就いて紛爭の起つた時、ローズヴエルト支持派の代議員團を正當であると認められた結果、大勝を博した。(註十五)然し場合によつては紛爭の代議員團双方を承認して、その代り投票權を半分に分割することもある。

次に常設機關設定委員會で常任委員長（Permanent Chairman）以下の大會役員を選定するのであるが、實際には常任委員長は黨領袖の間で前もつて內定して置くのである。彼は就任と同時に一場の演說を行ふ。然し常任委員長の演說は概してkeynote speechよりは精彩を缺いてゐる場合が多い。

第三に會則委員會で次回の全國大會の順序、今後四年間の全國黨委員會の構成並びに權限、代議員選出方法等を定めて大會の承認を求める。

第四に政綱委員會で黨の政綱(Platform)を決定するのであるが、共和黨では常に政綱を決定して後その上に立つ大統領候補者を選擧してゐた。然るに民主黨では先づ大統領候補を選定し、その後でその候補者に對する政綱を採擇してゐた爲に、政綱の中に大統領候補に指名された人を困惑させるやうな事項を含んでゐることが稀にあつた。例へば一九〇四年の民主黨大會で指名されたパーカー(Alton B. Parker)判事は、自身が最も重要視してゐた金本位制の採用の問題に就いて、民主黨の政綱は何等觸れるところがなかつたので頗る不滿であつた。(註十六)(然し實際には大統領候補者の政治的勢力が强大である場合は、與黨の政綱は無視されることが數々である。)

常任委員長の演說を終つて、政綱が委員會から報告されると、大會は多くは全會一致で採擇する。活氣ある討論や修正の行はれることは稀である。勿論、政綱決定までには合衆國の政界に付きもの、院外運動者(Lobbyist)(註十七)が暗躍する。

政綱は概して十數頁に及ぶ廣汎な內容を有するものが多い。(註十八)

(註十三)　一九三九年のハッチ法(Hatch Act)は聯邦官吏が政黨大會の代議員となることを禁じてゐるが、州及び地方自治團體の吏員は除外されてゐる。

(註十四)　New York Times, June 23, 1940.

(註十五)　Johnson, op. cit., p. 198.

(註十六) Ogg and Ray, op. cit., p. 163.

(註十七) ロビイストと稱するものは所謂第三院(Third House)と稱する政治的壓力團體(political pressure groups)であつて、多くはその本部を首府ワシントンに置いてゐる。その數はワシントンに本部を有するものだけでも百五十を超えるといふ。その中でも全國商業會議所(National Chamber of Commerce)農事局(Farm Bureau)前大戰出征軍人團(American Region)米國勞働總同盟(American Federation of Labor. A. F. L.)海軍聯盟(Navy League)等はよくその名を知られてゐる。(シーグフリード・木下半治譯「現代のアメリカ」三五〇—三五六頁參照)

(註十八) 米國の政界を二分する二大政黨も政綱(一八三二年共和黨ワシントン大會は初めて政黨の綱領なるものを發表した)の上では截然とした區別は最早存在しない。ワシントン大統領の國務長官であつたジエファーソンの創立した民主黨は州權尊重を黨の方針とし、財務長官ハミルトンの樹立にかゝる共和黨は中央集權を目標として發達して來たものであるが、米國の驚異的發展は、二大政黨の政策を接近せしめて、往年の特色は次第に失はれつゝある。大體の傾向から見ると、民主黨は共和黨より農民、勞働者の保護に厚く、革新的政策に對して熱意があり、共和黨は民主黨より財閥との關係深く、帝國主義的政策の擴大强化に努めて來たといふ事は言へる。(永戸政治、拂がぬ二大政黨「米國」昭和十五年、四三—四六頁)次に稍々煩雜であるが、一九四〇年の共和黨の政綱の大要を揭げて置いた。(New York Times, June 26, 1940. に據る)

共和黨の目的とするところは、團結の完成、正義の樹立、國內平和の保證、國防の整備、社會福祉の增進、自由享受の確保にあり、ローズヴエルト政府の記錄は斯る緊要の目的の一つだに樹立すること能はざりし失敗の記錄である。團結は成らずして階級鬪爭は激成され、正義は樹立されずして法の獨立は蹂躙され、國內の平和は保證されずして雇傭主と使用人間の友好關係は破られ、組合勞働者は疎外されるに至つた。政府は數十億の支出を爲したにも拘らず、國防は整備されずして外國の攻擊から、軍備を不完全のまゝに放置した。社會の福祉は增進されずして國債は增大し、高稅は課せられ、政黨の政略的利益の爲めに國費は消費された。自由は享受せられずして個人の自由を剝奪する編成が行はれ、米國は鎖で繫がれた巨人となつてしまつたのである。

(一)國防　共和黨は外國の戰爭に國民を捲き込むことには絕對に反對である。吾人は先の世界戰爭の害毒に尙苦しみつゝあり、二百四十億の國債增加と數十億の不拂外債と經濟組織の混亂とに加ふるに數へ切れない人命の損失を招いた。現政府は旣に五百數十億弗以上を支出して然も未だに國防の整備が出來ない。共和黨こそ、アメリカニズム、軍備充實、平和を代表するものであり、軍備の缺陷と、その結果による戰爭介入の危險はニユー・デイルの全責任である。吾人は速かに整然且實質的の國防建設を宣言する。之によつて初めて米國は外國の攻擊より防衛せられ、モンロー主義も擁護されるのである。

吾人は合衆國議會の承認なくして戰爭に導かれる如き一切の行政的措置を排擊する。吾人の同情は罪なき諸國への侵略と、最も近似せる理想を有する國民の困苦によつて深刻に喚起された。吾人は自由の爲めに戰ひつゝある國民乃至は自由の脅かされつゝある國民に對し、國際法並に米國國防の必要に背馳しない範圍に於て、援助を與ふることに贊成するものである。

(二)再雇傭　ニユー・デイルの失業問題解決の失敗は代議政體と自由企業に對する挑戰である。吾人は多數の失業者を民間の商、工、農業界に復歸せしめること並に不必要の政府の制限を廢止して、個人企業に對する失はれたる動力を恢復せしめることを提議す。

㈢救濟　聯邦補助金による失業救濟事業は地方に移管し、公平にして政略的でない基礎により救濟者の所得を增加せしめる。

㈣社會保障　社會保障法(Social Security Act)の失業補償條款を現在含まれてゐない階級にまで擴張する。但し聯邦政府の統制は最小限に止め行政は州に委任する。

㈤勞働關係　共和黨は常に米國勞働者を保護する。吾人は勞働者の自由な組合組織と集團契約の權利を認め勞働者と雇傭者間の調和協力を信ずるものである。故に國家勞働關係法(National Labor Relation Act)をして之に適應するやう公平に修正する必要がある。

㈥農業　農業の繁榮は經濟組織の基礎である。その維持は政黨政派を超越した全國的の社會問題であり、幾多の施設にも拘らず、未だ解決しない。共和黨は實業界の活動を活潑にし、失業者を少くし、生産費を低下せしめることにより農産品の購買力を增大せしめて、勞働、工業、農業の均衡を維持する政策を施行する。隨つてこの均衡が得られるまでは補助金政策を繼續して、原料品と同樣一切の農産品の利用と貯藏を勸說し、協同の農業信用制度を增進し、餘剩品の處理と內外販路の開拓により、農家收入の安定を促進する。

㈦關稅及び互惠條約　吾人は世界市場に於ける不公平な競爭に脅威を感ずるものである。故に消費者の利益を考慮した科學的方法によつて關稅を決定し、米國民の生活基準の維持に必要な程度に勞働者、農工業者を保護し、ニュー・デイルの所謂互惠通商條約の失敗を是正す。

㈧通貨　通貨は憲法上議會の權限であり、大統領の通貨統制に對する獨裁的支配權は回收すべきである。また一九三三年のトーマス修正條項(Thomas Inflation Amendment)並に一九三四年の外銀買上法(Silver Purchase

Act)を廢止し、政府の莫大な保有金の價値を維持する爲めに凡ゆる手段を講ずべきである。

㈨遊資及び職業　數十億の遊資並に多數の無職の人々を働かしめ國防增進を期す。

㈩稅　高額の稅がニュー・デイルに放出されて國防は閑却されたるを以て、吾人は稅制を改革し、懲罰的徵稅は之を避けることに努力するものである。

(一)公共信用　國民は五百億弗以上の負債を負擔してゐるが、その中二百九十億弗は過去七箇年のニュー・デイルの借入金である。吾人は國內費、國防費、國債の利拂、償還に充分な課稅を爲すことにより公共のクレデイットは必要缺くべからざる目的の爲めにのみ利用することを期する。

(二)公共支出　吾人は國防及び失業救濟以外の公共支出は政府の重要事業に必要な程度に緊縮する。

(三)平等權　吾人は男女に對し平等の權利を供與する憲法修正案が、各州議會に於て認められることに贊成する。

(四)黑人　吾人は黑人の市民權が經濟上及び政治上公正に賦與されることを望むものである。

(五)非米人の活動　吾人は憲法によらずして米國の政治機構を改革しやうとする各種團體をニュー・デイルが奬勵したこと、並に斯くの如き團體に屬する者を政府の高い地位に任用したことを强く非難するものである。所謂第五列の發展は充分警戒しなければならぬ。共和黨は內部に潛む害蟲を排除することを誓約する。

(六)移民　吾人は外國人入國制限の法律强化に贊成である。

(七)在鄉軍人　吾人は國家の爲め癈疾となつた在鄉軍人並にその寡婦、孤兒、子弟に適當の報償と保護を與へることを誓約する。

第二編　大統領の地位

(六)インディアン　吾人は政府とインディアン市民權との間に介在する全インディアンの主張を速に且つ決定的に解決することを誓約する。

(七)布哇　布哇に本國の法律を適用し、市民の權利義務を州と同格にする。

(八)政府と産業　吾人は健全に發達しつゝある個人企業を奬勵し、政府の活動を公共の範圍内に制限し、消費者を保護し、低價格にて善き商品を生産せしめるやうに産業を調整する。

(九)獨占　共和黨によるシヤーマン・トラスト禁止法（Sherman Anti-Trust Act）の通過以來、吾人は自由競爭を追求して來たが、ニユー・デイル政策は政府の專賣、生産制限、價格公定を助成した。吾人は偏見と差別的待遇に因ることなく、トラスト禁止法を强化しなければならぬ。

(十)政府の競合　吾人は産業に對する聯邦の競合を最小限たらしめ、公共の利益となる企業のみを存續せしめる。

(十一)言論の自由　憲法による出版並に言論の自由はラヂオにも適用せらるべきである。聯邦のラジオ法規は波長の關係から必要ではあるが、之は檢閲に對する口實とはならない。吾人は任意に制限を設けるが如き制度には反對である。

(十二)小事業　ニユー・デイルの干渉政策は特にスモール・ビジネスを阻害したが、吾人は不必要の干渉政策を廢して小實業家を助成することを約す。

(十三)株式及び商品取引所　吾人は株式並に商品取引所の調整に贊成である。取引所は公共の委託の履行と弊害の防止に適應する最大限の自肅を行ふべきである。

(十四)保險　吾人は民間保險事業に對する國民の信賴を破壞せんとするニユー・デイルを非難し、併せて若干の州に於ける保險法規の存續に贊成するものである。

(十五)行政機構の改革　聯邦文官制度を眞の競爭を基礎とした功績主義の組織に改め、之を政治的勢力に動かされない地位に迄强化する。全體主義政治に對する最大の防壁となるものは抑制と平衡を保持する米國の制度であり、立法、行政、司法の憲法上の三權分立は此の制度を保護するに缺くべからざるものである。吾人はこれを以て我が國の組織と機能とに影響を及ぼす一切の政策の基礎たらしめることを誓ふ。

(十六)三選　吾人は米國の政治組織の破壞を防止する爲め、何人も二期以上米國大統領たるを得ないといふ憲法修正案に贊成する。

七、大統領候補の指名

全國大會の第三日又は第四日に大會の主要行事である大統領候補の指名（Nomination）が行はれる。投票はアルファベット順に州の點呼で行ひ、代議員は團長を通じて何人に投票するかを通告する。共和黨では代議員が個別に自分の好む候補者に投票するのが普通であるが、民主黨では州協議會が代議員團に對し、一團となつて投票することを指令することが出來るので、この場合はその州の代議員團は全投票を指令された候補者に一括投票する。この制度をユニット・ルール（Unit Rule）と稱して居り、州法によつて代議員團が州協議會や州委員會の指令を受けられない場合でも、代議員團過半數の決議によつて全員の投票を決定することが出來る。この民主黨の一括投票制度は多數の代議員を擁する大

州が指名權を左右するものとして數々非難の的となり、近時は幾多の例外を認めざるを得なくなつた。

共和黨では投票の結果、單に投票數の過半數を得たものを指名候補(Nominee)に決定してゐたが、民主黨では三分の二の票數を必要としてゐた。この民主黨の「三分の二法」(Two-Thirds Rule)は一八三二年から始めたもので、最初は副大統領候補の指名だけに適用してゐたが、一八三六年から大統領候補の指名にも適用することになつたものである。從つて三分の二の投票獲得の困難の爲めに、一九一二年のウイルソンの指名には四十六回、一九二〇年のコックス(James M. Cox)の指名には四十四回の投票を要したが、最も甚しかつた一九二四年の指名大會では、九日間に亘つて百三回の投票を行ひ、漸くデヴイス(John W. Davis)を指名することが出來た。斯くの如き方法は當然廢棄の主張が續出し、一九三六年のフイラデルフイヤ大會では、ローズヴエルト大統領の獨り舞臺で、その指名は確定的であり、他の候補者に何等影響するところが無かつたので、この三分の二法を廢止することになつた。(註十九)現在は共和黨と同樣、過半數を以て指名候補を決定してゐる。

(註十九) Ogg and Ray, op. cit., p. 165.

全國大會で大統領候補が指名せられるまでの經過を一九四〇年の例によつて說明しやう。共和黨のフイラデルフイヤ大會の大統領候補選擧は六月二十六日午後六時十一分から開始されたが、當日の各候補者の形勢は、大會臨時委員長であるミネソタ州知事ハロルド・ステツセン(Harold E. Stassen)がコンモンウエルス・アンド・サザン・コーポレーション(Commonwealth and Southern Corporation)社長のウェンデル・ウイルキー(Wendell L. Willkie)支持を聲明したので、北西部諸州は之に追隨し、更にオレゴン州知事チャールス・スプレーグ(Charles A. Sprague)も同州代表團にウイルキー支持を要請したので、最初有力な後援者を持たなかつたウイルキーの勢力は益々增大し、之に對抗し得る敵手は僅かにタフト(Robert A. Taft)オハイオ州選出上院議員一人になつた。タフトの選擧委員長はデューイー紐育州地方檢事と聯合してウイルキーに當ることを希望したが、それにはデューイーを第一候補に推さなければならず、またタフトの友人達もデューイーには讓ることの出來る票がないと信じて反對した爲めに、聯合は成立しなかつたと當時のボルチモア・サン紙は報じてゐる。(Baltimore Sun, June 24, 1940.)

斯くして委員長の點呼で各州はアルファベット順に呼び上げられ、推薦候補を有する州はその時、推薦演說を行ふのである。アラバマ州等の上位の州が順位を讓つたので、ニュー・ヨーク州のデューイーが最初に推薦され、バツファロ(Buffalo)市の辯護士ジョン・オブライアン(John Lord O'Brian)が立つて推薦演說を試み、之が終つて應援のデモンストレーションが二十六分續いた。次にニューヨークの新聞經營者フランク・ガネット(Frank Gannett)の爲にジエームス・ワツヅワース(James Wodsworth)下院議員が推薦演說を行つたが、之は人氣上らず數分の應援騷ぎがあつたに過ぎなかつた。次いでトレド・ブレード(Toledo Blade)紙主筆グローヴ・パターソン(Grove Patterson)がタフトを推薦し、十八分間のデモンストレーションが行はれた。之に續いてチャールス・ホーレツク(Charles A. Halleck)下院議員がウイルキーを推薦するや場內は特に喧騷を極めた。此日は午後十一時休會して翌二十七日更に續開し、フーヴア前大統領、ヴアンデンバーグ上院議員等が推薦され、いよ〳〵夕方から點呼による投票が行はれた。即ち大會委員長がA・B・C順に州の名を呼び上げ、それに對して各州代議員の團長は誰に何票と宣言

候補者名	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回	第六回
デューイー地方檢事	三六〇	三三八	三一五	二五〇	五七	二八
タフト上院議員	一二九	二〇三	二一二	二五四	三七七	三二
ウィルキー	一〇五	一七一	二五九	三〇六	四二九	六五九
ジョンデンバーグ上院議員	七六	七三	七二	六一	四二	一
マーチン(二)下院議員	四四	六六	五九	五六	五九	一
マクナイダー(三)上院議員	三四	三四	二八	一〇	四	一
ガネット	三三	三〇	一一	一四	一	一
ブリッヂス(四)上院議員	二八	一九	一一	一〇	一	一
カッパー(五)上院議員	一八	一一	一〇	一〇	〇	〇
フーヴー前大統領	一七	一二	一〇	一〇	〇	〇
マクナリー(六)上院議員	一三	一一	一〇	一〇	〇	〇
シュワルド(七)州知事	九	八	八	八	〇	〇
ブッシュフィールド(八)州知事	八	八	八	八	〇	〇
ラ・ガアディア(八)紐育市長	〇	一	〇	〇	〇	〇

(十) Arthur H. James　(十一) John W. Martin, Jr.

(十二) Hanford MacNider　(十三) Styles Bridges

(十四) Arthur Capper　(十五) Charles L. McNary

(十六) Harlan J. Bushfield　(十七) Fiorello H. La Guardia

の榮冠を獲得した。

候補者名の前に附した(一)(二)……は、夫々上院議員、下院議員、州知事、前大統領、地方檢事、市長等の略歴を示す。

たので第一回投票では最多數の投票を獲た、終に第四回投票後に棄權するに至り、第六回に及んで僅ねて無名候補(Dark Horse、この外或る州だけで人氣を集めてゐる候補者をFavorite son, 全國的に人氣ある候補者をGeneral favoriteと呼んでゐる)と目されてゐた一實業家ウィルキーが規定の過半數五百一票を突破して共和黨大統領候補

するのである。投票の結果は次の如くデューイーは毎回凋落し(デューイーは共和黨の豫選會で最高點を占めて

夫いで卅二十八日に行はれた副大統領候補選擧には、共和黨の長老であるオレゴン州選出上院議員チャールス・マクナリーが八百九十票で當選した。

民主黨シカゴ大會ではローズヴェルト大統領の人氣が依然壓倒的で、七月十八日午前一時僅か一回の投票で指名が決定した。大統領、副大統領候補に對する投票の結果は次の通りであつた。

A 大統領候補

ローズヴェルト大統領	九四六票(規定の過半數は五百五十一票)
ファーレー(一)郵務總監	七二票(ニューヨーク州の二十五票、マサチューセッツ州の十二票、アラスカ、バナマの各六票等)
ガーナー副大統領	六一票(出身地テキサス州の四十六票、ケンタッキー州の八票等)
タイディングス(二)上院議員	九票
ハル(三)國務長官	五票

B 副大統領候補

ウォーレス(四)農務長官	六二七票	アダムス(七)上院議員	一一票
バンクヘッド(五)下院議長	三二九票	ファーレー郵務總監	八票
マクナット(六)社會保障局長官	六六票	ジョンズ(八)融資局長官	五票

バークレイ(九)上院議員	三票	オマホニイ(十)上院議員	三票
(一) James A. Farley		(一) Millard E. Tydings	
(二) Cordell Hull		(二) Henry A. Wallace	
(三) William B. Bankhead		(三) Paul V. McNutt	
(四) Alva B. Adams		(四) Josse Jones	
(五) Alben W. Barkley		(五) Joseph C. O'Mahony	

八、少數黨の大統領候補

民主黨、共和黨の二大政黨の傳統的勢力は多年の間に確固不動の地盤を全國に築き上げたばかりでなく、合衆國の經濟的發展による國民生活の向上によつて現在も尙國民の信望を繫いでゐるので、第三黨の進出する機會は度々あり乍ら、未だ曾つて有力な第三黨の樹立を見たことがないのである。隨つて往年のグリーン・バック黨(Greenback Party)人民黨(Populists or People's Party)進步黨(Progressive Party)等何れも大統領選擧戰に候補者を推して戰つたが、一回もその榮冠を獲得することが出來なかつた。一九一二年には共和黨を脫して進步黨を組織し、第三期大統領を爭つたセオドア・ローズヴエルトは六州に勝ち、四百十二萬六千二十票を得て、共和黨候補タフトの二州三百四十八萬三千九百二十二票より遙かに優勢であつたが、民主黨候補ウイルソンの四十州、六百二十八萬六千二百十四票には遂に及ばず、第三黨から最初の大統領を選出すべき絕好の機會は失はれてしまつた。

因に一九四〇年の大統領選擧戰に候補者を出して戰つた少數黨は次の如くであつた。(註二十) 卽ち

(一)社會黨(Socialist Party)は同年四月六日ワシントンで大會を開き、黨首トーマス(Norman Thomas)を大統領候補にクルーガー(Maynord C. Kruger)を副大統領候補に推した。

(二)社會主義勞働黨(Socialist Labor Party)は四月二十九日ニユー・ヨーク市の大會でエイケン(John W. Aiken)オレンヂ(Aaron M. Orange)を夫々正副大統領候補に推戴した。

(三)禁酒黨(Prohibition Party)は五月八日のシカゴ大會で、同黨の正副大統領候補としてベブソン(Roger W. Babson)ムーアマン(Edgar V. Moorman)の兩人を推した。

(四)米國共產黨(Communist Party of America)は五月三十日、ニユー・ヨーク市の全國大會でブラウダー(Earl E. Browder)フオード(James W. Ford)を夫々正副大統領候補に推薦した。

(註二十) World Almanac, 1941. pp. 803-804. 米國政黨の變遷に就いては、次頁の略圖を參照せられたい。

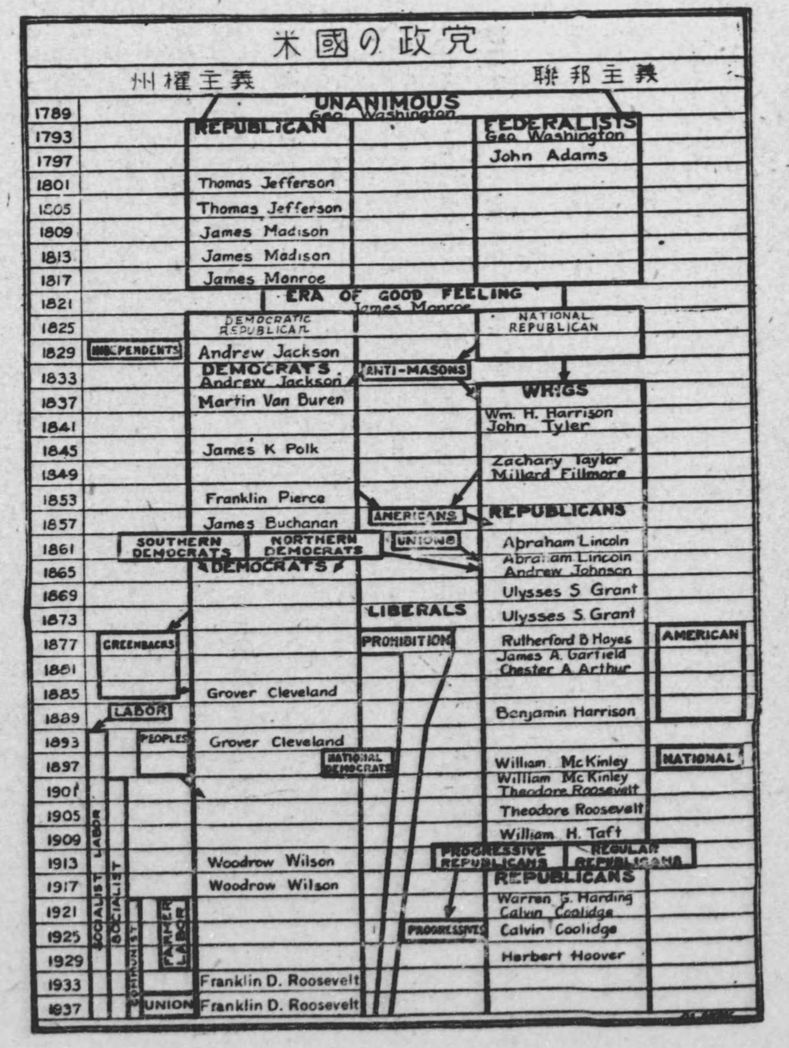

Magruder, op. cit., p. 423 に據る

九、大統領候補者の適格性

從來政黨大會に於て其の公認候補として指名を受けた人達は如何なる人物であるかと言ふに、ロバート・ブルックス(Robert C. Brooks)教授は指名候補(Nominee)の適格性を分析して次の如く述べてゐる。(註二十二)これは同時に米國の大統領に當選するには如何なる條件が必要であるかを示すものである。

㈠先づ人口數の多い樞要の州で、政黨色の餘り鮮明でない所謂「疑問の州」(doubtful state)の住民であることが必要である。全國で最大の大統領選擧人(四十七人)を持つニューヨーク州の向背は最も重大であるから、この州出身の候補者は比較的有利な地位に立つてゐる譯である。然もニューヨーク州はペンシルヴアニア州、ジョージア州の如く政黨色が鮮明でない。卽ちペンシルヴアニア州は一八六〇年から一九三六年まで連續して共和黨の掌中にあり、反對にジョージア州は常に民主黨勝利の州であつて、このやうな州はその州出身の候補者の顏觸に影響されることが少いのである。

㈡東部、中西部等の經濟的重要性のある地域を背景に持つことも大切であつて、從來の指名候補の大部分はこの地方から出てゐる。ミシシッピー河以西の州から出たのはフレモント(John C. Fremont)、ブライアン(William J. Bryan)フーヴア、ランドン等に過ぎない。

㈢第一期在任中の大統領は所屬の黨から再指名を受けるのが常である。

㈣嘗つて大統領選擧戰に出馬して敗北したことのある候補者が再指名されたことは稀である。一八

二八年の民主黨候補スミスが一九三二年の指名大會に敗北したのはこの例で、クリーブランド、ブライアンが大統領選擧に敗れた後、再び次の大會で指名候補となつたのは寧ろ例外に屬するのである。

(五)候補者は働き盛りの者が歡迎される。蓋し大統領の地位は相當の激務であつて、一八六〇年以來の大統領平均就任年齡を見ても五十一歳になつてゐる。

(六)大統領選擧運動に於ける老練な手腕も一應は必要とされてゐる。隨つて如才ないこと、親切であること、稀には寡默、勇氣等が要素となることがある。

(七)誠實を缺いてはならない。多少でも疑惑を持つ人は、ブレイン(James G. Blain)が一八七六年の指名大會と、一八八四年の大統領選擧戰に共に敗北した如く當選の可能性に乏しい。

(八)候補者は政治的經歷を持たなければならない。殊に國會議員若くは閣員、知事等の閱歷は重要視される。一九四〇年の共和黨候補ウイルキーの如きは異例に屬する。

(九)候補者の職業は法曹家が最も多い。

(十)プロテスタント教徒はカトリック教徒若くは自由思想家より明かに有利であると謂はれてゐる。(註二十二)またロンドン大學のハロルド・ラスキ教授は大統領候補の適格性を次の如く指適してゐる。即ち、

(一)大統領候補者は全國的に人氣があつて總ての人に惡感を持たれない人物であることが必要である。

(二)自黨の地盤からではなく「疑問の州」から出てその投票を集めるのが得策である。(三)ローマン・カトリック教徒は今日尙當選困難であるが反宗教的であつてはならない。(四)健全な關稅政策、穩健な通貨政策を持つてゐなければならない。(五)外見上極端な國際主義者であつてはならない。(六)行政上の經驗が必要である。(七)獨立獨行、所謂立志傳中の人であることが有利である。(八)過激と認められるやうな社會改良案を持つてゐてはならない。(九)戰後は軍人が有望である。(十)財閥、特にウォール街(Wall Street)と餘りに密接な關係を持つことは望ましくない。

(註二十一) Johnson, op. cit., pp. 203-204. これは Brooks, Political Parties and Electoral Problem, (1933) p. 318 et seg から引用されてゐる。

(註二十二) Laski American Presidency,(1940) pp. 44-45.

藤井新一氏の「米國憲法論」によると、歷代大統領の主なる當選理由を次の如く擧げてゐる。(同書、大正二年版四八四頁—四八八頁)

(一)ウシントン　獨立戰爭の功勞
(二)アダムス　副大統領時代の手腕
(三)ジエフアーソン　國務長官、副大統領時代の手腕
(四)マヂソン　國務長官時代の手腕
(五)モンロー　國務長官時代の手腕
(六)アダムス　國務長官時代の手腕
(七)ジヤクソン　戰功
(八)ヴアン・ビユーレン　上院議員及び國務長官時代の功績
(九)ハリソン　戰功
(十)タイラー　上院議員時代の手腕
(十一)ポーク　下院議長及びテネツシー州知事時代の手腕
(十二)テイラー　政黨の力
(十三)フイルモア　下院議員時代の手腕
(十四)ピアース　下院議員時代の手腕

(十五)ビューキャナン　上院議員及び國務長官時代の手腕
(十六)リンカーン　下院議員としての手腕は認められなかつたが、後滿場一致で指名された
(十七)ジョンソン　テネッシー州知事時代の手腕
(十八)グラント　戦功
(十九)ヘイズ　オハイオ州知事時代の功績
(二十)ガアフイールド　下院議員時代の手腕
(二十一)アーサー　聯邦行政官時代の手腕
(二十二)クリーヴランド　ニューヨーク州知事時代の手腕
(二十三)ハリソン　政黨の力
(二十四)クリーヴランド　前大統領時代の手腕
(二十五)マッキンレイ　下院議員時代の手腕
(二十六)ローズヴェルト　海軍次官及びニューヨーク州知事時代の功績
(二十七)タフト　人望
(二十八)ウイルソン　プリンストン大學總長及び知事時代の手腕
(二十九)ハーディング　上院議員時代の手腕
(三十)クーリッヂ　マサチユセッツ州知事の手腕

然し乍ら、大統領就任者中には黑馬的人物として當時の二流以下の政治家に屬するもの若干あることは否定し難い事實で、之に就いてはブライス(James Bryce)も、大統領候補に指名された人達は great presidents を擇ぶといふよりは、good candidates を擇ぶといふ方針の下に政黨によつて指名されたものであると言つてゐる。(Bryce, American Commonwealth, Chap. VIII.)

一八五六年から一九四〇年までの、二大政黨の大統領並に副大統領に對する指名候補の顏觸れは次の如くである。(Page, Platforms of Two Great Political Parties, 1853-1928 に據る)

1856,	Democrats.	James Buchanan	John C. Breckinridge
	Republicans.	John C. Fremont	William L. Dayton
1860.	Dem.	Stephen A. Douglas	Hershel V. Johnson
	Rep.	Abraham Lincoln	Hannibal Hamilin
1864.	Dem.	George B. McClellan	George H. Pendleton
	Rep.	Abraham Lincoln	Andrew Johnson
1868.	Dem.	Haratio Seymour	Francis P. Blair
	Rep.	Ulysses S. Grant	Schuyler Colfax
1872.	Dem.	Horace Greely	B. Gratz Brown
	Rep.	Ulysses S. Grant	Henry Wilson
1876.	Dem.	Samuel J. Tilden	Thomas A. Hendricks
	Rep.	Rutherford B. Hayes	William H. English
1880.	Dem.	Winfield S. Hancock	William H. English
	Rep.	James A. Garfield	Chester A. Arthur
1884.	Dem.	Grover Cleveland	Thomas A. Hendricks
	Rep.	James G. Blaine	John A. Logan
1888.	Dem.	Grover Cleveland	Allen G. Thurman
	Rep.	Benjamin Harrison	Levi P. Morton
1892.	Dem.	Grover Cleveland	Adlai E. Stevenson
	Rep.	Benjamin Harrison	Whitelaw Reid
1896.	Dem.	William J. Bryan	Arthur Sewell

	Rep.	William McKinley	Theodore Roosevelt
1900.	Dem.	William J. Bryan	Adlai E. Stevenson
	Rep.	William McKinley	Theodore Roosevelt
1904.	Dem.	Alton B. Parker	Henry G. Davis
	Rep.	Theodore Roosevelt	Charles W. Fairbanks
1908.	Dem	William J. Bryan	John W. Kern
	Rep.	William Howard Taft.	James S. Sherman
1912.	Dem.	Woodrow Wilson	Thomas R. Marshall
	Rep.	William H. Taft	James A. Sherman
1916.	Dem.	Woodrow Wilson	Thomas R. Marshall
	Rep.	Charles E. Hughes	Charles W. Fairbanks
1920.	Dem.	James M. Cox	Franklin D. Roosevelt
	Rep.	Warren G. Harding	Calvin Coolidge
1924.	Dem.	John W. Davis	Charles W. Bryan
	Rep.	Calvin Coolidge	Charles G. Dawes
1928.	Dem.	Alfred E. Smith	Joseph T. Robinson
	Rep.	Herbert Hoover	Charles Curtis
1932.	Dem.	Franklin D. Roosevelt	John N. Garner
	Rep.	Herbert Hoover	Charles Curtis
1936.	Dem.	Franklin D. Roosevelt	John N. Garner
	Rep.	Alfred M. Landon	Frank Knox
1940.	Dem.	Frakin D. Roosevelt	Henry A. Wallace
	Rep.	Wendell L. Willkie	Charles L. McNary

第三節　大統領選擧運動とその選擧

一、選擧運動(註一)の展開

全國大會で大統領公認候補が決定されゝば、それから後は本格的な大選擧戰が展開される。先づ大會で新たに選出された全國委員は相會して全國委員長を選擧する。實際は自黨の公認候補が豫め指名するのであるが、この全國委員長が選擧委員長(Campaign Manager)となつて活動するのである。斯くて選擧本部が設けられ、新聞雜誌やラヂオ等あらゆる言論機關を動員利用する外、黨の政綱、候補者の略歷、指名受諾演說等を記載したパンフレット(Campaign text-book)が播布され、全國的遊說が行はれる。勿論勢力微弱の第三黨は問題視されず、全國民の關心は共和、民主二大政黨の候補者に集中さ

れる。隨つてその間、人氣取り政策が露骨に放送されることが數々で、現に一九四〇年の大統領選擧戰に於ては、民主黨のローズヴエルトも共和黨のウイルキーも戰爭不參加を公約する一方、援英、援蔣政策の積極化を盛んに强調するといふ有樣であつた。ローズヴエルト大統領はエドワード・フリン(Edward J. Flynn) 全國委員長を選擧委員長とし、ウイルキー共和黨候補は共和黨全國委員長ジョセフ・マーチン(Joseph W. Martin)下院議員采配を振り、ニユー・ディル排擊派 (Anti-New-Deal) の民主黨領袖アルフレット・スミス (Alfred E. Smith) 一九三六年の選擧にはローズヴエルトを支持した加州共和黨上院議員ハイラム・ジョンソン(Hiram W. Johnson)產業別組織會議 (Congress of Industrial Organization,C. I. O.)のジョン・ルイズ(John Louis)等の支援を受けてよく戰つた。(註二) 戰前の豫想では、例のギャラップ博士(Dr. George Gallup)の米國輿論研究所 (American Institute of Public Opinion)に於ける十月十四日から二十二日迄の調査では、ローズヴエルト五十三%、ウイルキー四十七%、フオチユーン誌(The Fortune)十月號のそれでは、ローズヴエルト五十七%、ウイルキー四十三%といふ割合であつたが、(註三) 十一月五日の一般投票を開票の結果は、ローズヴエルト五十五%、ウイルキー四十五%の割でローズヴエルトの勝利が確定した。

この十一月施行の一般投票は既に述べた如く、一般有權者の大統領選擧人に對する投票で勝敗はこの投票によつて決せられる。これら選擧人に對する一般投票、並にこれによつて當選した選擧人の行

ふ大統領候補者に對する投票に就いては以下順を追つて說明する。

(註一) 大統領選擧に撒布せられる莫大な選擧費は米國でも常に問題になつてゐる。米國では大統領選擧と同時に定員九十六名中の三分の一の上院議員、定員四百三十五名の下院議員全部、三十五州の知事並に州立法部議員市其の他の地方自治團體の役員の選擧が執行されるので、是等の立候補者の選擧運動も大統領選擧運動と併行して行はれる。隨つて純粹に大統領選擧の爲めに消費された額を知悉することは困難であるが、主として大統領選擧運動に携はつてゐる全國黨委員會の收支を見れば、大體の費用を推算することが出來る。

メリアム教授によると一八九六年から一九二〇年までの二大政黨の大統領選擧戰の名目上の支出を次の如く擧げてゐる。之は州其の他の地方的黨機關の經費を含まないものである。(Merriam, op. cit., p. 334.)

年度	共和黨	民主黨
一八九六年	三、三五〇、〇〇〇弗	七〇〇、〇〇〇弗
一九〇〇年	三、〇〇〇、〇〇〇	六一九、〇〇〇
一九〇四年	二、〇九六、〇〇〇	一、一三四、〇〇〇
一九〇八年	一、〇三五、〇〇〇	一、九五八、五〇八
一九一二年	一、〇七一、〇〇〇	一、三四九、四四七
一九一六年	六、〇二二、六七八	
一九二〇年	三、八二九、二六〇	

ポロック教授は一九一二年から一九二四年までの全國委員會の收支を下院書記(Clerk of the House of Representatives) に提示された數字を基礎として次の如く記述してゐる。(Pollock, Party Campign Funds, 1926. p. 27.)

年度	收入 共和黨	收入 民主黨	支出 共和黨	支出 民主黨
一九一二年	二、〇七九、三弗	二、二九九、四三弗	一、〇七九、三弗	一、二四六、八〇弗
一九一六年	三、四三二、一弗	一、九六二、二弗	三弗	* 一、九六二、二弗
一九二〇年	三、六三一、一四	一、三二三、二三	九〇、〇六三、四四	* 一、三二三、二三
一九二四年	三、四八九、二七	九六、三〇三、六	三、〇六九、三二	四〇、〇六九、六

この中＊印を附したものは下院議員若くは上院議員選舉委員會(Congressional or Senatorial Committee)に附與された若干の金額を含んでゐるものである。尙一九二二年の進歩黨全國委員會(Progressive National Committee)の收入は六七六、六七二・七三弗、支出は六六五、五〇〇弗、一九二四年のラ・フォレツト全國委員會『(La Follette National Committee)之はウイスコンシン州選出上院議員ラ・フォレツト(Robert M. La Follette Sr.)を大統領候補とする進歩黨若くは農民勞働黨(Farmer-Labor Party)と稱する第三黨を指す』の收入は二二五、九三六・五〇弗、支出は二二一、九三七・五三弗であつた。

更に一九二八年以後最近までの全國委員會の支出を見ると

	一九二八年	一九三二年	一九三六年
共和黨	六、五四一、七四八弗	* 二、九〇〇、〇五二弗	* 八、八九二、九七一弗
民主黨	* 五、三四二、〇〇〇	* 二、二四五、九七五	* 五、六五二、一一八

(Magruder, op. cit., p. 422. ＊印は州委員會若くは國會議員選舉委員會を通じて支出されたものを含んでゐる)

の如くであるがこの外に地方機關によつて支出される額も、勿論間接には大統領選舉戰の費用と見做されるからこれらの費用を加算すると次のやうな巨額に上る。即ちロナーガン(Augustine Lonergan)上院議員を議長とする上院選舉費調査委員會(Senate Committee on Compaign Expenditures)の一九三七年の報告によると、一九三六年の各政黨の全支出額は

(一)	共和黨全國委員會	八、八九二、九七一・五三弗
	州委員會	四、九六九、二二九・一六
	其他の機關	三三六、一〇二・二三
	合計	一四、一九八、二〇二・九二
(二)	民主黨全國委員會	五、六五二、一一八・四〇
	州委員會	二、七五七、二三六・三八
	其他の機關	八二〇、〇五二・〇七
	合計	九、二二八、四〇六・八五
(三)	社會黨	三七、六三五・〇〇
(四)	共產黨	二七〇、四八九・四〇
(五)	ユニオン黨	九四、七四二・〇七
	總計	二三、九七三、二三九・八二 (禁酒黨、社會主義勞働黨其他を含む)

之を同年の大統領選舉戰に於いて各政黨の獲得した一般投票數に比較すると一票當りの經費は次の如くになる。

(一) 共和黨	三三仙
(二) 民主黨	三・三七仙
(三) 社會黨	八五仙
(四) 共產黨	二〇仙

第二節 大統領の地位

（五）ユニオン黨　　一一仙

これ等の費用の使途は明瞭でないが、ラヂオの放送費用だけでも、一九三六年に共和黨は七十五萬七千七百三十七弗（全支出額の十一%）、民主黨は五十八萬二千三百二十七弗（全支出額の十三%）を支出して居り、六千萬を超える全有權者に發送する手紙の費用が一通五仙としても、それだけで優に三百萬弗以上の費用を要する譯であるから、廣告料、給料等を計上すれば前記のやうな全額にも達するであらうと思はれる。（Ogg and Ray, op. cit., pp. 140-141.）

選擧費調達の方法は、歐羅巴諸國に見る如く、黨員からは徴收しない。大部分は政黨の政策に利害關係を持つ人々の献金によつてゐる。一九三六年には一千弗以上を寄附した人々が民主黨八百人、共和黨千四百四十九人あつた。（Magruder, op. cit., p. 422.）曾つては會社筋で莫大な金額を寄附してゐたが、一九〇七年の法律で會社の献金は禁止された。更に一九三九年のハッチ法（Hatch Act）に於ては、個人の寄附する選擧資金は一人五千弗以下に制限され、政黨の支出する費用も年額三百萬弗を超えることを許されなくなつた。然し乍ら上院議員選擧費調査委員會の報告によれば、一九四〇年の大統領選擧に於ても依然從來以上の金が消費され、その總計は二千萬弗を超えてゐるといふ。（American Year Book, 1940.）

フェルドナンド・ルンドバーク（Ferdinand Lundberg）はその著 America's 60 Families (1937) に於て政黨と財閥との關係を詳細に記述してゐる。必ずしもその全部を信じ難いが、大統領選擧資金一覽表として次のやうな數字を掲げてゐる。（同書五五頁、但し一九〇八年以降の數字は New York World, Oct. 28, 1924. に據つてゐる旨附記してゐる。）

選擧年度	共和黨	民主黨
一八六〇年	一〇〇、〇〇〇弗	五〇、〇〇〇弗
一八六八年	一五〇、〇〇〇	七五、〇〇〇
一八七六年	九五〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
一八八四年	一、三〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇
一八九二年	一、八五〇、〇〇〇	二、三五〇、〇〇〇
一九〇〇年	九、五〇〇、〇〇〇	四二五、〇〇〇
一九〇八年	一、七〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇
一九一六年	二、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年	四、三七〇、四〇九	九〇三、九〇八
一九三二年	二、九〇〇、〇五二	二、二四五、九七五

（註二）American Year Book, 1940.

（註三）Business Week, Nov. 2, 1940. p. 8.

二、大統領選擧人に對する一般投票

一般民衆の選擧する各州大統領選擧人（Presidential Electors）の數は既に度々述べたやうに、その州の上院議員と下院議員との合計數で、國會議員若くは聯邦の官職にある者は選擧人となることが出來ない。（憲法第二條第一款第二項）現在に於ける各州エレクターの數は次表の如くである。之は一九四〇年の國勢調査に基いて改正されたものである。（註四）

選擧年度	共和黨	民主黨
一八六四年	一五〇、〇〇〇弗	五〇、〇〇〇弗
一八七二年	二五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
一八八〇年	一、一〇〇、〇〇〇	三五五、〇〇〇
一八八八年	一、三五〇、〇〇〇	八五五、〇〇〇
一八九六年	一六、〇〇〇、〇〇〇	四二五、〇〇〇
一九〇四年	三、五〇〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇
一九一二年	一、〇七一、五四八	一、一三四、八四三
一九二〇年	九、七〇〇、七三八	二、五三七、七五〇
一九二八年	九、四三三、六〇四	七、一五二、五一一
一九三六年	八、八九二、九七一	五、六七一、一一八

米國大統領	
アラバマ	一一
アリゾナ	四
アーカンソー	八
カリフオルニア	二五
コロラド	六
カネチカツト	八
デラウエア	三
フロリダ	八
ジョージア	一二
アイダホ	四
イリノイ	二八
インデイアナ	二三
アイオワ	一〇
カンサス	八
ケンタツキー	一一
ルイジヤナ	一〇
メイン	五
メリーランド	八
マサチユセツツ	一六
ミシガン	二〇
ミネソタ	一一
ミシシツピー	九
ミゾウリー	一五
モンタナ	四
ネブラスカ	六
ネヴアダ	三
ニユー・ハムプシア	四
ニユー・ジヤーシー	一六
ニユー・メキシコ	四
ニユー・ヨーク	四七
ノース・カロライナ	一四
ノース・ダコタ	四
オハイオ	二五
オクラホマ	一〇
	八〇

オレゴン	六
ペンシルヴアニア	三五
ロード・アイランド	四
サウス・カロライナ	八
サウス・ダコタ	四
テネツシー	一二
テキサス	二三
ユター	四
ヴアモント	三
ヴアジニア	一一
ワシントン	八
ウエスト・ヴアジニア	八
ウイスコンシン	一二
ワイオミング	三
合計	五三一

上院議員は各州二名宛であるから、この數字は各州の下院議員數に二を加算したものに等しい。換言すれば、エレクターズの總數五百三十一名は、上院議員九十名六と下院議員四百三十五名の和に等しい。

大統領選擧人選出の方法に就いては、憲法は單に各州の立法部に於て之を定めることが出來る旨規定してゐるに過ぎない。最初は大部分の州では、州立法部自身で選擧人を選擧し、人民は直接之に參與しなかつたが、民主主義の勃興と共に、民選による州が次第に增加し、一八三二年以後は州立法部の選擧によるものはサウス・カロライナ一州だけになり、それも南北戰爭後は廢止されて、コロラド州が一八七六年に一時的にこの方法を採用した外、現在は全部一般民衆の選擧に據つてゐる。(註五)

然し乍ら選擧人の立候補者は矢張り政黨が決定する。卽ち各州では政黨の州協議會又は州委員會が先づ自黨の大統領選擧人候補者名簿(Slate)を作成して之を豫め提出して置くのである。隨つて大部分の州では投票用紙に各政黨の選擧人候補の氏名が印刷されてゐる。州によつては大統領及び副大統領候補の氏名は之を投票用紙に記載しないところもあるが、反對に選擧人の氏名を省略して、單に大統領及び副大統領候補の氏名のみを記載してゐる州が全國で十六州もある。(註六)之を見ても如何に選擧人といふものが形式的存在であるかゞ分るのである。一般投票は一八四五年の聯邦法によつて、十一月第一月曜日の次の火曜日に全國一齊に擧行されることになつてゐる。

選擧人の選擧區に關しては、最初から民選によつてゐた州では、選擧區制度(District System)により、大體に於て州全體から二人、各下院議員選擧區から一人宛の選擧人を選出してゐた。然し乍らこの方法によるときは、一つの州のエレクトラル・ボート(Electoral Votes 卽ち、大統領選擧人の大統領候補者に對する投票、之に對し一般民衆の大統領選擧人に對する投票をポピュラー・ボート Popular Votes と呼んでゐる。)を獨占することが困難なので、政黨の歡迎するところとならず、全候補者名簿制度(General Ticket System)と稱する一種の連記投票制が之に代つて行はれるやうになつた。之によると、一つの州全體で最多數の一般投票を獲得した政黨の選擧人候補者名簿に列記されてある人々がその州の選擧人に當選するので、政黨は一つの州の大統領選擧人を獨占することが出來る。この制度は政黨領袖の支持を受けて、一八三二年にはディストリクト・システム採用の州は僅々四州となり、それも間もなく廢止されてしまつた。一八九一年にミシガン州が一時ディストリクト・システムを採用したことがあつたが、現在は總てジェネラル・テイケット・システムによつてゐる。從つて大統領選擧に勝つ爲めには、デラウエア、ネヴアタ、ヴアモント、ワイオミング(大統領選擧人何れも三人、卽ちエレクトラル・ボートは三票に過ぎない)のやうな小さな州で大勝を博するよりも、たとへ僅少の差でもよいから、ニューヨーク(四十七票)、ペンシルヴアニア(三十五票)、イリノイ(二十八票)、カリフオルニア(二十五票)、オハイオ(二十五票)、テキサス(二十三票)ご等の大きな州で勝つことが最も必要なのである。このやうな方法による結果、一般投票數(ポピユラー・ボート)と選擧人投票數(エレクトラル・ボート)とは全然比例しないことは當然で、一九三二年の大統領選擧戰の結果を見ても、部分的には、次のやうな不合理を示す。

州名	一般投票		選擧人當選數	
	ローズヴエルト	フーヴアー	ローズヴエルト	フーヴアー
カネチカツト	二八一、六三三	二八八、四二〇	八	—
サウス・ダコタ	一八三、五一五	九九、二一二	四	一
合計	四六五、一四七	三八七、六三二	四	八

之を更に全國的に觀察すると次のやうになる。(註七)

候補者	一般投票	同上百分比	選擧人	同上百分比	比例代表制による選擧人
ローズヴェルト(民主黨)	二二、八二一、八五七	五七%	四七二	八九%	三〇二
フーヴァー(共和黨)	一五、七六一、八四一	四〇%	五九	一一%	二一三
トーマス(社會黨)	八八四、七八一	二%	〇	〇	一一

更に極端な場合になると、一般投票で多數を得た候補者が却つて落選するといふ不都合を生じた實例がある。それは一八八八年の大統領選擧で、民主黨のクリーヴランド(Grover Cleveland)が五百五十四萬三百二十九票の一般投票を獲て、共和黨ハリソン(Benjamin Harrison)の五百四十三萬九千八百五十三票より十萬四百七十六票の多數を獲たにも拘らず、選擧人の獲得數が百六十八人對二百三十三人の少數であつた爲めに敗北したことである。それはクリーヴランドが當時選擧人の比較的少なかつたテキサス州(十三人)では十五萬四千票、アラバマ州(十人)では六萬票の大差で勝つてゐるのに反し、ニューヨーク州(三十六人)では僅々一萬三千票で、イリノイ州(二十三人)では同じく二萬票の少差で共に敗北してゐることなどが、この結果を招いた原因である。また一八七六年の選擧では、民主黨のチルデン(Samuel J. Tilden)は四百二十八萬四千七百五十七票の一般投票を獲て、共和黨のヘイズ(Rutherford B. Hayes)の四百三萬三千九百五十票より實に二十五萬票も多かつたが、選擧人の數では百八十四人對百八十五人、卽ち僅かに一票の差で敗れ去つた。この選擧の結果に就いては次に述べるやうな全國的紛爭を惹き起した。

民主黨候補のチルデンはこの選擧に於て、ニューヨーク、カネチカット、インデイアナ諸州に勝ち、百八十四人の選擧人を獲得したので、(當時の過半數は百八十五人であつた。)民主黨の金城湯地である「鞏固な南部」(Solid South)を加算すればチルデンの勝利は確實であると思はれた。然るに南部諸州の中、サウス・カロライナだけは黑人の投票で共和黨が稍々多數を占めたが、ルイジャナ、フロリダ二州では民主黨がリードしてゐたやうに思はれたにも拘らず、當時選擧の結果を證明する任務を持つてゐた選擧管理局(Returning Board)が共和黨の支配下にあつた爲めに、管理局は是等二州の民主黨の投票を無效として共和黨選擧人の當選を決定した。それはチルデンの當選に必要な票數は、あと僅かに一票であつたのに對し、ヘイズの當選には是等サウス・カロライナ、ルイジャナ、フロリダ三州の選擧人全部の獲得が必要であつたからである。然し乍ら三州の民主黨選擧人は自分達の落選を承認せず、十一月の投票日にチルデンに投票する爲めに會合することになつた。そればかりでなく、オレゴン州でも共和黨選擧人の一人が郵便局長であつた爲めに失格したので、民主黨では次點者の民主黨選擧人が之に代るべきであると主張したが容れられず、共和黨の方から補充された。以上のやうな紛爭の結果、上院議長は開票に當り、四つの州から異つた二組の選擧報告(Election Returns)を手にしなければならない破目になつた。然も當時の聯邦議會は上院は共和黨が優勢、下院は民主黨が多數で

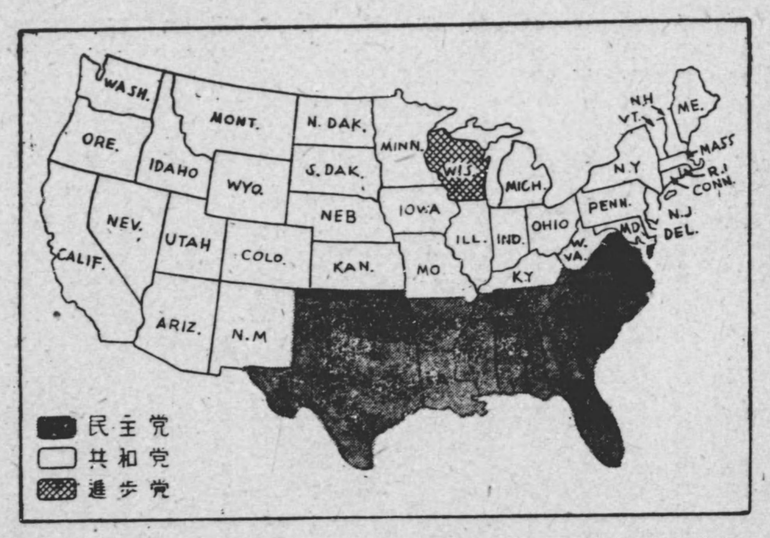

ソリド・サウスの一例（1924年）

(New York Times)

妥協の道なく、遂に紛爭解決の爲めに、上院議員、下院議員、大審院判事各々五名より成る選擧委員會（Electoral Commission）を開催する法律（Electoral Commission Act of 1877）を制定し、先づ上院からは民主黨二名、共和黨三名、下院からは民主黨三名、共和黨二名、大審院からは民主黨二名、共和黨二名即ち合計に於て民主黨、共和黨各々七名宛が選ばれた。然し、決定の鍵を握る中立的人物として選任されることになつてゐたデヴイス（David Davis）大審院判事は、偶然イリノイ州の民主黨とグリーンバック黨との提携によつて、聯邦議會の上院議員に選出されて大審院を辭任した爲めに、殘餘の大審院判事は全部共和黨員ばかりになり、その當然の結果として、選擧委員會の討論は八對七で共和黨の主張が勝を制して、グラント大統領の任期滿了僅か二日前の三月

二日に至つてヘイズの當選が確定した。（註八）

斯くて將來このやうな紛爭を防止する爲め、一八八七年に選擧人計算法（Electoral Count Act）を制定し、大統領選擧人は知事によつてその任命を認證される州の官吏であるといふ建前から、この種の紛爭は原則として州自身で解決させる方針を採り、若し紛爭の解決方法が州法の規定に從つたもので、選擧人投票日の六日以前に到達したものは之を承認し、州で解決出來ずに、二組の選擧報告が首府に到着すれば、議會の兩院は何れが正當であるかを決定する。兩院の決定が一致しない場合は、知事の證明のある方の選擧報告を受理し、若しこのやうな選擧報告がないときは、その州の投票は無效とするといふなつた。然し乍ら聯邦政府が現行憲法の下に於て、このやうな選擧監理權を有するや否やに就いては幾多の疑問があるのであるが、州立法部の態度は之に對して概して無關心であるやうに見える。（註九）

（註四）Statesman's Year Book, 1941. p. 491.

（註五）Ogg and Ray, op. cit., pp 166-167.

（註六）Ibid, p. 166. n.

（註七）Steinberg and Lamm, Our Changing Government (1936) p. 132.

リンカーンは一八六〇年の大統領選擧に於て、次の如く總投票數の四割を獲得したに過ぎなかつた。（Minor, op. cit., p. 274.）

候補者	一般投票	選擧人
リンカーン	一、八六六、四五二票	一八〇
ダグラス (Stephen A. Douglas)	一、三七六、九五七票	一二
ブリッキンリッヂ (John C. Breckinridge)	八四九、七八一票	七二
ベル (John Bell)	五八八、八七九票	三九

一九一二年のウイルソンは五百三十一人の選擧人の中、四百三十五人を獲得したが、一般投票は僅かに四二％に過ぎなかつた。また一八八四年のクリーヴランドはニューヨーク州で五十六萬三千百五十四票を獲て、ブレーンの五十六萬二千五票より僅かに千百四十九票の多數を得た爲めに、ニューヨーク州三十六人の選擧人全部を獲得し、結局二百十九人對百八十二人でブレーンを破つてゐる。(Minor, op. cit., p. 347) 然しこゝに注意しなければならないのは棄權率の割合である。元來米國の有權者名簿は州によつて作成されてゐるので、有權者の資格も多少異り、正確な數字は不明であるが、全國製造業者協會 (National Association of Manufacturers) の調査によると、一九二〇年の大統領選擧では五〇・九％、一九二四年には四八・八％の棄權率があつた。(シーグフリード・木下半治「現代のアメリカ」四一七—四一八頁) 更に一九二八年には有權者推定數五千七百萬の中、投票者數は三千六百六十九萬八千餘、一九三二年は約六千二百萬の中、三千八百八十一萬六千餘であつた。(Maxey, op. cit., p. 335.)

參考までに一九四〇年の大統領選擧に於ける各政黨候補者の州別得票數を掲げる。數字は Associated Press の調査したものである。(New York Times, Dec. 14. 1940. American Year Book, 1940.)

州	ローズヴェルト（民主黨）※	ウイルキー（共和黨）※	トーマス（社會黨）	ブラウダア（共産黨）	ベブソン（禁酒黨）	エイケン（社會勞働黨）
アラバマ	二五〇、七二六（一一）	四二、一八四（一）	一〇〇	五〇九	七〇〇	—
アリゾナ	九五、二六七（三）	五四、〇三〇（一）	—	—	七四二	—
アーカンソー	一五八、六二二（九）	四二、一二二（一）	三〇五	—	七九三	—
カリフォルニア	一、八七七、六一八（二二）	一、三五一、四一九（一）	一六、五〇六	一三、五八六	九、四〇〇	—
コロラド	二六五、三六四（一）	二七八、八五五（六）	一、九〇五	三七六	一、五九九	—
コネチカット	四一七、六二二（八）	三六一、八一九（一）	—	一、〇九一	—	九七一
デラウエア	七四、五九九（三）	六一、三九〇（一）	一二九	—	二〇四	—
フロリダ	三六〇、四〇七（七）	一二六、四二二（一）	—	—	—	—
ジョージア	二六五、一九四（一二）	四六、三六二（一）	—	—	九八三	—
アイダホ	一二七、八三五（四）	一〇六、五五五（一）	四九七	二六九	—	—
イリノイ	二、一四九、九三四（二九）	二、〇四七、二四〇（一）	一〇、九一四	—	九、一九〇	—
インディアナ	八七四、〇六三（一）	八九九、四六六（一四）	二、〇七五	—	六、四三七	七〇六
アイオワ	五七八、八〇〇（一）	六三二、三七〇（一一）	—	一、五二四	二、二八四	四五二
カンサス	三六四、七二五（一）	四八九、一六〇（九）	二、三四七	—	四、〇五六	—
ケンタッキー	五五七、二二二（一一）	四一〇、三八四（一）	一、〇一四	—	一、四四三	—
ルイジアナ	三一九、七五一（一〇）	五二、四四六（一）	—	—	—	—
メイン	一五六、四七八（一）	一六三、九五一（五）	—	四一一	—	—
メリーランド	三八五、五四六（八）	二六九、五四四（一）	三、九六七	一、二二六	—	六五五

州	ローズヴェルト（民主黨）※	ウイルキー（共和黨）※	トーマス（社會黨）	ブラウダア（共產黨）	バブソン（禁酒黨）	エイケン（社會勞働黨）
マサチユセッツ	一,〇七六,五二二（一七）	九三九,七〇〇（—）	四,〇九一	三,八〇六	一,三七〇	一,四九二
ミシガン	一,〇三二,九九一（—）	一,〇三九,九一七（一九）	七,五九三	二,八三四	一,七九五	七九五
ミネソタ	六四四,一九六（一一）	五九六,二七四（—）	五,四五四	二,七一一	—	二,五五三
ミシシッピー	一六八,二六七（九）	七,三六四（—）	一九三	—	—	—
ミズリー	九五八,四七六（一五）	八七一,〇〇九（—）	二,二二六	—	一,八〇九	二〇九
モンタナ	一四五,六九八（四）	九九,五七九（—）	一,四四三	四八九	六六四	—
ネブラスカ	二五九,四三五（—）	三四五,四〇八（七）	—	—	—	—
ネヴアダ	三一,九四五（三）	二一,二二九（—）	—	—	—	—
ニユー・ハムプシア	一二五,二九二（四）	一一〇,一二七（—）	—	—	—	—
ニユー・ジャーシー	一,〇一六,四〇四（一六）	九四四,八七六（—）	二,八二三	八,八一四	八七三	四四六
ニユー・メキシコ	一〇三,六九九（三）	七九,六一五（—）	一四四	—	一〇〇	—
ニユー・ヨーク	三,二五一,九一八（四七）	三,〇二七,四七八（—）	一八,九五〇	—	三,二五〇	—
ノース・カロライナ	六〇九,〇一五（一三）	二一三,六三三（—）	—	—	—	—
ノース・ダコタ	一二四,〇三六（—）	一五四,五九〇（四）	一,二七九	五四五	三二五	—
オハイオ	一,七三三,一三九（二六）	一,五八六,七七三（—）	—	—	—	—
オクラホマ	四七四,三一三（一一）	三四八,八七二（—）	—	—	三,〇二七	—
オレゴン	二五八,四一五（五）	二一九,五五五（—）	三九八	一九一	一五四	二,四八七
ペンシルヴアニア	二,一七一,〇三五（三六）	一,八八九,八四八（—）	一〇,九六七	四,五一九	—	一,五一八
ロード・アイランド	一八一,八八一（四）	一三八,四三二（—）	—	—	—	—
サウス・カロライナ	九五,四七〇（八）	四,三六〇（—）	—	—	二	—
サウス・ダコタ	一三一,三六二（—）	一七七,〇六五（四）	—	—	—	—
テネッシー	三五一,六〇一（一一）	一六九,一五三（—）	四六三	—	一,六〇六	—
テキサス	八四〇,一五一（二三）	一九九,一五二（—）	七二八	二一二	九二五	—
ユタ	一五四,二七七（四）	九三,一五一（—）	一九八	一九一	—	—
ヴアモント	六四,二六九（—）	七八,三七一（三）	—	四〇四	—	—
ヴアジニア	二三五,九六一（一一）	一〇九,三六三（—）	二八二	七一	八八二	四八
ワシントン	四六二,一四五（八）	三二二,一二三（—）	四,五八六	二,六二六	一,六八六	六六七
ウエスト・ヴアジニア	四九六,一四六（八）	三七二,六六二（—）	—	—	—	—
ウイスコンシン	七〇四,八二一（一二）	六七九,二〇六（—）	一五,〇七一	二,三九四	二,一四八	一,八八二
ワイオミング	五九,二八七（三）	五二,六三三（—）	一四八	—	一七二	—
計	二七,二四一,九三九（四四九）	二二,三二七,二二六（八二）	一一六,七九六	四八,七八九	五八,六〇〇	一四,八六一

※ 括弧内は選擧人獲得數。但し、ネブラスカ、ロード・アイランド二州の數字は非公式のものである。

政黨名	一九四〇年 一般投票數	一九四〇年 選擧人數	一九三六年 一般投票數	一九三六年 選擧人數	一九三二年 一般投票數	一九三二年 選擧人數
民主黨	二七,二四一,九三七	四四九	二七,七五一,五九七	五二三	二二,八二一,八五七	四七二
共和黨	二二,三二七,二二六	八二	一六,六七九,五八三	八	一五,七六一,八四一	五九
社會黨	一一六,七九六	〇	一八八,〇一四	〇	八八四,七八一	〇
禁酒黨	五八,六〇〇	〇	三七,六六一	〇	八一,八六九	〇

共產黨	四八、七八九	0	八〇、一五九	0	一〇二、九九一	0
社會主義勞働黨	一四、八六一	0	一二、五〇八	0	三三、二七六	0
其他	四一三	0	*八九七、五九五	0	一二九、九〇七	0
合計	四九、八〇八、六二四	五三一	四五、六四七、一一七	五三一	三九、八一六、五二二	五三一

*この中約八六、一〇〇票は Union Party の得票である。

（註八） Bryce, American Commonwealth, (1891) Vol. II. p. 46. Hicks, American Nation, pp. 141-144.

（註九） Ogg and Ray, op. cit., p. 169.

三、大統領候補に對する投票

(イ) 大統領選擧人による投票　各州の大統領選擧人の大統領候補に對する投票は、聯邦法によつてその年の十二月第二水曜日の次の最初の月曜日に各州の首府で施行される。

大統領候補と副大統領候補に對する投票は無記名投票によつて別々に行はれるが、この場合投票される候補者二名の中一名は選擧人と同じ州の住民でないことが必要である。選擧人は投票後、各候補者の得票數を表に作成し、その寫に署名し、知事の證明を附して封印を施し、之を書留郵便によつて上院議長宛に聯邦政府所在地であるワシントン市に送付する。別に法律の定めるところによつて國務長官（U. S. Secretary of State）及び州務長官（State Secretary of State）に各々二通、聯邦地方裁判所判事（U. S. District Judge）に一通宛送付することになつてゐる。（註十）

■ 共和党
□ 民主党
□ 進歩党(1912,1924)
□内の数字は選挙施行年度
( )内の数字は聯邦加入年度
25等の太字は其州の大統領選挙人の数を示す(1944年度)
但し1912年のカリフォルニア州の選挙人は進歩党11.民主党2に分割.同

-九00年以後に於ける

大統領選挙戦州別勝敗圖

NEW YORK TIMES, NOV. 3 1940

(1889) ワシントン 8
(1859) オレゴン 6
(1850) カリフォルニア 25
(1890) アイダホ 4
(1889) モンタナ 4
(1890) ワイオミング 3
(1864) ネヴアダ
(1896) ユタ
(1876) コロラド 6
(1912) アリゾナ 4
(1912) ニュー・メキシコ 4
(1889) ノース・ダコタ 4
(1889) サウス・ダコタ 4
ネブラスカ (1867) 6
(1861) カンサス 8
(1907) オクラホマ 10
(1845) テキサス 23
(1858) ミネソタ 11
アイオワ (1846) 10
(1821) ミズウリー 15
(1836) アーカンソー 8
(1812) ルイジアナ 10
(1848) ウイスコンシン 12
(1837) ミシガン 20
(1818) イリノイ 28
(1816) インディアナ 13
オハイオ (1803) 25
(1817) ミシシッピー 9
(1819) アラバマ 11
(1788) ジョージア 12
(1792) ケンタッキー 11
テネッシー (1796) 12
(1788) サウス・カロライナ 8
(1788) ヴァジニア 11
ノース・カロライナ(1789) 14
ペンシルヴァニア(1787) 35
(1845) フロリダ 8
ミシシッピー河

(1889)
ノース・ダコタ
4

(1889)
サウス・ダコタ
4

(1858)
ミネソタ
11

(1848)
ウイスコンシン
12

(1837)
ミシガン
20

(1791)
ヴアモント
3

ニュー・ハムプシア
(1788)
4

(1820)
メイン
5

(1788)
ニュー・ヨーク
47

マサチュセッツ
(1788)
16

(1790)
ロード・アイランド
4

(1788)
コネチカット
8

(1787)
ニュージャーシー
16

(1787)
デラウェア
3

(1788)
メリーランド
8

ペンシルヴアニア(1787)
35

(1803)
オハイオ
25

(1816)
インディアナ
13

(1818)
イリノイ
28

(1821)
ミズウリー
15

(1836)
アーカンソー
8

(1812)
ルイジアナ
10

(1817)
ミシシッピー
9

(1819)
アラバマ
11

(1788)
ジョージア
12

(1788)
サウス・カロライナ
8

(1792)
ケンタッキー
11

(1796)
テネッシー
12

(1788)
ヴアジニア
11

(1789)
ノース・カロライナ
14

(1907)
オクラホマ
10

(1912)
ニュー・メキシコ
4

(1876)
コロラド
6

(1861)
カンサス
8

(1867)
ネブラスカ
6

(1890)
ワイオミング
3

(1889)
モンタナ
4

(1846)
アイオワ
10

(1845)
テキサス
23

(1845)
フロリダ
8

ミシシッピー河

以後に於ける
領選擧戰州別勝敗圖

NEW YORK TIMES, NOV. 3 1940

一九〇〇年以後に於ける
大統領選擧戰州別勝敗圖

NEW YORK TIMES, NOV. 3, 1940.
を基礎として作成

■ 共和党
□ 民主党
▨ 進歩党 (1912, 1924)
□内の数字は選擧施行年度
( )内の数字は聯邦加入年度
25等の太字は其州の大統領選擧人の数を示す(1944年度)
但し1912年のカリフォルニア州の選擧人は進歩党11, 民主党2に分割. 同じく1916年のウエスト・ヴアジニア州の選擧人は共和党7, 民主党1に分割された.

(1889) ワシントン 8
(1889) モンタナ 4
(1889) ノース・ダコタ 4
(1858) ミネソタ 11
(1791) ヴアモント 3
(1859) オレゴン 6
(1890) アイダホ 4
(1890) ワイオミング 3
(1889) サウス・ダコタ 4
(1848) ウイスコンシン 12
(1837) ミシガン 20
(1788) ニュー・ヨーク 47
(1867) ネブラスカ 6
アイオワ (1846) 10
(1818) イリノイ 28
(1816) インディアナ 13
オハイオ (1803) 25
ペンシルヴアニア (1787) 35
(1864) ネヴアダ
(1896) ユタ
(1876) コロラド 6
(1861) カンサス 8
(1821) ミズウリー 15
(1792) ケンタツキー 11
(1863) ウエスト・ヴアジニア 8
(1788) ヴアジニア 11
(1850) カリフオルニア 25
(1912) アリゾナ 4
(1912) ニュー・メキシコ 4
(1907) オクラホマ 10
(1836) アーカンソー 8
テネツシー (1796) 12
ノース・カロライナ (1789) 14
(1817) ミシシツピー 9
(1819) アラバマ 11
(1788) ジョージア 12
(1788) サウス・カロライナ 8
(1788) メリーランド 8
(1845) テキサス 23
(1812) ルイジアナ 10
(1845) フロリダ 8
ミシシピー河

(1889)
ノース・ダコタ
4

(1889)
サウス・ダコタ
4

(1890)
ワイオミング
3

(1876)
コロラド
6

(1912)
ニュー・メキシコ
4

(1907)
オクラホマ
10

(1845)
テキサス
23

(1858)
ミネソタ
11

(1848)
ウイスコンシン
12

(1837)
ミシガン
20

アイオワ (1846)
10

ネブラスカ (1867)
6

(1861)
カンサス
8

(1821)
ミズウリー
15

(1818)
イリノイ
28

(1816)
インディアナ
13

オハイオ (1803)
25

(1792)
ケンタッキー
11

(1796)
テネッシー
12

(1836)
アーカンソー
8

(1812)
ルイジアナ
10

(1817)
ミシシッピー
9

(1819)
アラバマ
11

(1788)
ジョージア
12

(1788)
サウス・カロライナ
8

(1788)
ノース・カロライナ
14

(1845)
フロリダ
8

ミシシッピー河

ペンシルヴァニア(1787)
35

(1788)
ニュー・ヨーク
47

(1791)
ヴアモント
3

ニュー・ハムプシア
(1788)
4

(1820)
メイン
5

マサチュセッツ
(1788)
16

ロード・アイランド
(1790)
4

(1788)
コネチカット
8

(1787)
ニュージャーシー
16

(1787)
デラウェア
3

(1788)
メリーランド
8

(1788)
ヴアジニア
11

ウエストヴアジニア(1863)
8

に於ける
選擧戰州別勝敗圖

YORK TIMES, NOV. 3, 1940.
して作成

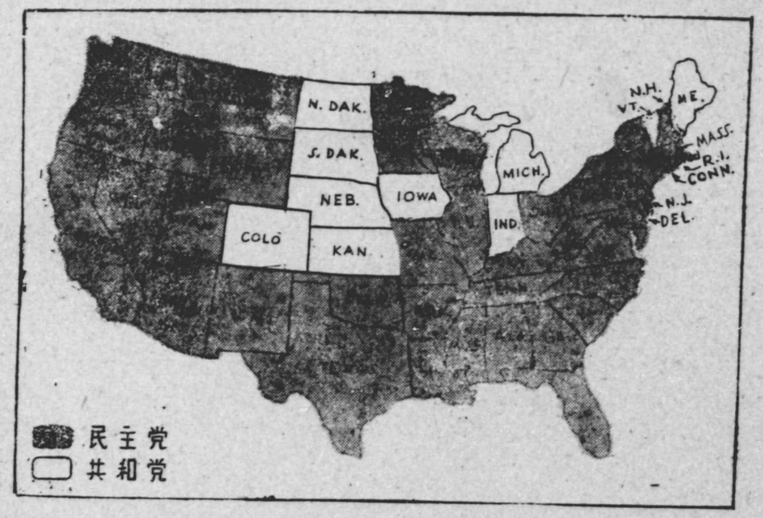

(New York Times, Nov. 10, 1940 に據る)　大統領選擧戰州別勝敗圖(1940年)

開票は翌年の一月六日(以前は二月の第二水曜日)下院議事堂に兩院議員を集め、その立會の下に上院議長が執行する。卽ちアルファベット順に各州の證明書を開封の上、豫め民主、共和兩黨から一名宛任命した計算係(Teller)をして計算、記錄せしめ、最高點者の得票が選擧人總數の過半數(現在は二百六十六票)に達すれば、その候補者が大統領に當選したことになるのである。(憲法修正第十二條參照)一八〇四年の憲法修正第十二條成立までは、大統領選擧人は候補者二名に投票し、その最高點者の得票が選擧人總數の過半數に達すれば、そのものを大統領とし、次點者を副大統領とした。隨つて一七八九年の第一回大統領選擧ではワシントン六十九票、アダムス三十四票で、アダムスの得票は過半數に達しなかつたが、憲法第二條第一款第二項の規定によつて

副大統領となつた。然るに第三回目の一七九七年の大統領選擧では、聯邦黨のアダムスが七十一票を得て大統領に當選し、共和黨のジエファーソンは六十八票の次點者として副大統領に當選したので、大統領と副大統領とが反對黨に屬してゐるといふ不都合を生じた。更に次の一八〇一年の大統領選擧でも、ジエファーソンとバーとが同點となり、之が決定に一週間を要した。斯くの如く色々不都合があるので、一八〇四年憲法を修正して、大統領と副大統領とは別々の投票用紙を用ひて選擧されることになつた。

大統領選擧人が自黨の候補者に投票することに就いては、別に法律上の拘束がある譯ではないが、選擧人が反對黨候補に投票したことはないと謂はれてゐる。

(註十) Magruder, op. cit., p. 175, n.

(四) 議會による投票　一八〇四年の憲法修正前までは、選擧人は大統領候補二名に投票し、その結果選擧人總數の過半數を得た候補者が二名以上あつて、然もそれが同點である場合には、その決定は下院が之を行ひ、下院の投票によつてその內の一人を大統領に選定したのである。若し過半數を得たものがない場合は、最高點者五名の中から同じやうに下院が投票によつて大統領を選定してゐたのであるが(憲法第二條第一款第二項)、憲法修正後は大統領、副大統領が別々に選擧される爲め、選擧人の過半數を占める候補者が二名以上に達することは絕對になくなつた。隨つて憲法修正第十二條は過半

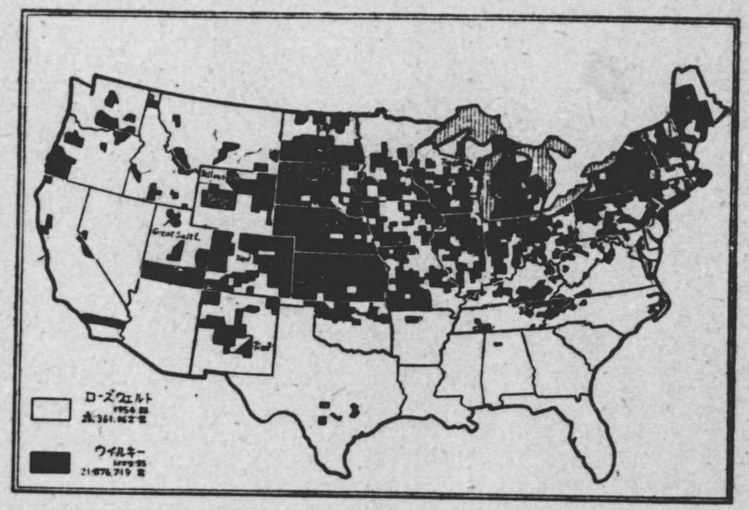

(Time, Nov. 18, 1940. p. 17 に據る)　大統領選擧戰郡別勝敗圖（1940年）

數獲得の候補者がない場合に限り、下院が最高點者三名の中から投票によつて大統領を決定することを認めてゐる。この場合は、各州は議員數の如何に拘らず各州一票に數へ、全國四十八州の中三分の二以上の州の出席の下に、總州數の過半數、即ち二十五票以上を得たものを大統領に決める。一月二十日迄に、この方法によつても大統領の決定を見ない場合は、副大統領が大統領の職務を執行する。(憲法修正第十二條)

下院に大統領選擧權を與へたのは、大統領の彈劾裁判を審判し、大統領の官吏任命に同意を與へる權限を有する上院が、大統領を選擧すべきでないといふ論據に基いたもので、その投票を各州一票としたのは、大統領の最終決定に於ける小州の勢力を保存したものである。(註十一)

下院が大統領を選擧した實例は、一八〇一年のジェファーソン大統領と、一八二五年のアダムス大統領の二人であつて、前者は一八〇一年二月九日の選擧人による投票の結果、ジェファーソン七十三票、バー七十三票、アダムス六十五票、ピンクニイ六十四票、ジェイ(John Jay)一票の得票を得て、ジェファーソンとバーが同點となつたので、下院は全員出席して決戰投票を行つたが、第一回投票では全國十六州の中、八州はジェファーソンを支持、六州はバーに投票、殘餘の二州は二派に分れてその意見が決定しなかつた。斯くて一週間に亘つて三十五回の投票を行つたが、何れも憲法の規定する過半數の州を獲得出來なかつたのである。然るに當時アダムスと不和であつた聯邦黨のハミルトンが極力ジェファーソンを支持するに及び、先づバー支持のデラウエア、サウス・カロライナ二州は棄權し、意見對立のヴアモント、メリーランド二州はジェファーソンに投票することになつたので、遂に第三十六回目の投票でジェファーソンの大統領當選が確定し、バーは副大統領となつた。(註十二)之は既に述べた如く、大統領と副大統領とを同一の選擧用紙により、その區別を設けずに投票してゐた爲めであるが、一八二五年の場合は既に憲法修正第十二條の成立により、大統領と副大統領とは別個に選擧されてゐたのである。然るに開票の結果はジャクソン九十九票、アダムス(John Quincy Adams)八十四票、クロフォード(William Crawford)四十一票、クレイ(Henry Clay)三十七票で何れも選擧人の過半數に達しなかつた。よつて第十八議會では、憲法の規定に從ひ、最高點者三名に就いて決定投票を行つたところ、アダムス十三票、ジャクソン七票、クロフォード四票の順で、クレイの支援を受けたアダムスが當選したのである。

副大統領候補者で選擧人の過半數を得たものがない場合は、上院が議員三分の二以上の出席を得て最高點者二名に投票し、全員の過半數を得たものを當選者とする。但しこの場合は下院に於ける大統領選擧と異り、州を單位とせず、上院議員が個々に投票するのであるから、その過半數は四十九票以上でなければならない。(憲法修正第十二條)この方法によつて選擧された副大統領は一八三六年のジョンソン(Richard M. Johnson)唯一人である。

(註十一)　藤原守胤、アメリカ建國史　下卷　五三三―五三四頁。

(註十二)　Orth and Cushman, op. cit., p. 174, p. 253.
共和黨の大統領候補ジェファーソンは當時ニュー・ヨーク市タマニー(Tammany)の領袖バーの援助が必要であつた。然し乍らジェファーソンとバーとが同點となるのを避ける爲め、ニュー・ヨーク州の一選擧人がバー以外の人物に投票することになつてゐたが、之を履行しなかつたので遂に同點となつたのである。(Anderson, op. cit., pp. 472-473.)　聯邦黨がジェイに一票を投じて大統領候補アダムスの得票を六十五票、副大統領候補ピンクニイの得票を六十四票としたのはこの混亂を防止したものである。

四、大統領當選者の補缺

十一月の選擧によつて事實上確定する大統領當選者(President-elect)が、就任前に死亡した場合

は、副大統領當選者(Vice-President-elect)が大統領になる。若し大統領が一月二十日の就任日までに選定されないか、又は就任することが出來ない場合は、副大統領當選者が新大統領就任まで大統領の職務を行ふ。大統領當選者並に副大統領當選者が何れも就任前に死亡するか、又は就任することが出來ない場合は、聯邦議會に於て新に法律を制定して後繼者を指定するか、或は選定方法を決定し、その後繼者として選定されたものが大統領又は副大統領就任までその職務を執行する。(憲法修正第二十條)

五、選擧法改正問題

大統領選擧に關する現行制度が以上に述べたやうに甚しい矛盾を包含するやうになつたのは、憲法制定者の豫想しなかつた政黨の發達とその作用とに由來するものであり、全國的組織を持つた二大政黨の發達は、その必然の結果として、大統領選擧人をして政黨領袖の傀儡として彼等自身の意志を奪つてしまつたのである。憲法制定者が多少とも續いて發展し來たつた是等の事實を豫見することが出來たなら、現在の如き選擧方法は採らなかつたであらうことは想像に難くない。(註十三)隨つて大統領選擧の方法を改正しようとする議論は既に數々繰返され、實際にも一八〇四年の憲法修正第十二條、一九三三年の修正第二十條、一八八七年のエレクトラル・カウント・アクト等の成立によつて若干の改正を見たが、なほ選擧人團體による二重選擧制度の可否といふ大きな問題が殘されてゐる。之に對し、第一に

州を單位とする現行制度を廢止して全國を一選擧區とし、一般投票で最多數若くは過半數を得た者を當選者とすべしといふ說がある。方法としては最も合理的であるが、米國の如く强大な州權を認めてゐる國に於ては、實際問題として州の存在を無視し得ない爲め、實行不可能である。第二は投票は現在の如く州別に行ふが、過半數の州で一般投票に勝つたものを當選者とする說であるで、之には小州が選擧を左右する結果になるといふ强い反對論がある。第三にはジェネラル・テイケット・システムを廢止し、全國的にディストリクト・システムを確立するを可とするといふ說が主張されてゐる。然しこの方法によると、州の選擧人が各候補者に分散する爲めに、大州例へば選擧人四十七人を擁してゐるニュー・ヨーク州などは、從來四十七人全部を一候補者に獨占せしめることに依つて保持することの出來た大きな役割を失ふことになるので反對してゐる。

(註十三) 藤原守胤、前揭書 下卷 五三三頁。

(註十四) Ogg and Ray, op. cit., pp. 171-172.

第六章　大統領の就任

一月六日の開票の結果、大統領の當選者が確定すれば、新大統領は一月二十日に就任する。通常は新大統領は先づ前大統領を訪問して敬意を表し、相携へて國會議事堂（Capitol）の東正面に設けられた式場に臨み（雨天の節は上院議事堂内で行はれる）、合衆國大審院長（The Chief Justice of the Supreme Court）の面前で宣誓式を擧げる。卽ち新大統領は「合衆國ノ大統領トシテソノ職務ヲ忠實ニ執行シ、且最善ノ力ヲ盡シテ合衆國憲法ヲ擁護防衞スルコトヲ嚴肅ニ誓約」し（憲法第二條第一款第七項）、一場の就任演說を行ふのである。

初代大統領ワシントンは一七八九年四月三十日、當時の首府であるニュー・ヨーク市ウォール街フエデラル・ホール（Federal Hall）のバルコニーで群衆を前にして、ニュー・ヨーク州の大法官（Chancellor）ロバート・リビングストン（Robert R. Livingston）の司會で就任の宣誓式を行つた後、同じ建物の中にある上院議事堂に於て、大審院長司會の宣誓式を擧げ、就任演說を行つた。（註一）ヘイズ大統領は別々の日にホワイト・ハウスと國會議事堂とで擧げ、アーサー大統領はニュー・ヨーク市とワシントン市の兩方で擧行したといふやうな例もあるが、（註二）この場合は一つは公式のものであり、一つは私的のものである。大統領の死亡によつて副大統領が大統領に就任する場合の宣誓式は、常に非公式に行はれてゐる。一九二三年八月二日、ハーディング大統領が死亡した時、クーリッヂ副大統領はヴアモント州の農園に、老父を訪問歸省中であつたが、その翌朝直ちに父の面前で、大統領就任の宣誓を行つたと謂はれてゐる。（註三）

大統領の就任日は、最初一七八八年九月制定の法律によつて、一七八九年三月第一水曜日と決定したところ、この日が三月四日に當つてゐたので、爾後三月四日が大統領就任日となつたのである。（註四）然し乍ら事實上の選擧が十一月に行はれる關係上、既に落選した大統領が四ヶ月の長い間、國政を司つてゐるやうな場合もあつたのであるが、一九三三年の憲法修正第二十條の成立によつて、大統領就任日が一月二十日正午と定められるに及び、この期間は二ヶ月に短縮された。然し乍ら、この間に重大問題の勃發を見る場合は、大統領當選者と現職大統領との關係は極めて微妙なものとなるのを免れない。ハロルド・ラスキは之を次のやうに書いてゐる。（註五）

「一九三三年三月四日にローズヴエルトが就任する迄、フーヴア大統領は失敗によつて信望を失つてはゐたが、尙在職してゐた。當時米國は恐慌狀態にあり、フーヴアは國際經濟問題に關する困難な交渉に當つてゐたが、彼の成功した敵手に相談せずに行動することは出來なかつた。然しフーヴアとローズヴエルトの見解は兩極の如く懸け離れてゐた。フーヴアが自分の考へた條件で合作を求

512665

めて來ると、ローズヴエルトは責任は必ず大統領にゆくものであることを婉曲に主張するといつた具合で、この二人が數ケ月間、一緒になつて演じて來た複雑極まる舞踏曲こそ、大統領當選者の決定すべき政策の範圍を示すものであつた。」

議會は風雪等の理由で就任日を變更することは出來るが、之によつて大統領の任期を伸縮することは出來ない。ワシントンは大統領就任日と定められた一七八九年三月四日迄にニューヨーク市に到着することが出來ず、四月三十日に至つて就任式を行つたが、大統領としての任期の開始は矢張り三月四日と定められたのである。(註六)

(註一) Myers, op. cit., pp. 97-98.
(註二) Norton, op. cit., p. 110.
(註三) Myers, op. cit., p. 99.
(註四) Orth and Cushman, op. cit., p. 261.
(註五) Laski, American Presidency, (1940) pp. 54-55.
(註六) Orth and Cushman, op. cit., p. 261.

第七章　大統領の補位

一、副大統領の繼承

大統領が死亡、辭職、免職又はその職務、權限を遂行する能力を失つた場合は、副大統領が之を繼承し補缺選擧は行はない。憲法第二條第一款第五項）然し乍らこの大統領の補位を規定した憲法第二條第一款第五項の文言は、大統領が上記の如き故障を生じた場合、「大統領ノ職權及ビ職務ハ副大統領ニ歸屬スルモノトス」(the powers and duties of the said office, the same shall devolve on the Vice President) と唱つてゐるに過ぎないから、この場合副大統領は實際に大統領となるのではなくて、副大統領の地位を保持した儘で大統領の職務を執行するのであるといふやうにも解釋せられる。憲法の制定者も、或はこのやうな意嚮の下に、本項の規定を設けたのであつたかも知れないが、(註一)實際の慣行は大統領の死亡に際しては、副大統領は直ちに大統領就任の宣誓を行ひ、名實共に次代大統領となつてゐる。一八四一年ハリソン大統領の死亡により、タイラー副大統領が初めて副大統領から昇格した場合は、議會の內外に多少の議論があつたが、結局副大統領の大統領昇格は認められることになつた。但し副大統領から昇格した新大統領の任期は、前大統領の任期の殘餘である。

大統領の死亡によつて、副大統領が大統領を繼承した實例は前後五回に上つてゐる。その中の三回は暗殺による死亡である。(註二)卽ち

大統領	死亡年月日	副大統領	大統領就任月日
ハリソン	一八四一年四月四日	タイラー	四月六日
テイラー	一八五〇年七月九日	フイルモア	七月九日
リンカーン*	一八六五年四月十五日	ジョンソン	四月十五日
ガアフイルド*	一八八一年九月十九日	アーサー	九月二十日
マツキンレイ*	一九〇一年九月十四日	ローズヴエルト	九月十四日
ハーディング	一九二三年八月二一日	クーリツヂ	八月三日

*印は暗殺による

(註一) Orth and Cushman, op. cit., pp. 263-264.

(註二) Page, Platforms of Two Great Political Parties. (1928) pp. 344-345.

二、大統領の免職

大統領の免職は反逆、收賄其の他の重罪(high crimes)又は輕罪(misdemeanours)によつて下院の彈劾(Impeachment)を受けて裁判に附せられ、合衆國大審院長を裁判長とする上院により、有罪の判決を受けた場合に限られてゐる。(憲法第二條第四款、第一條第三款第六項、第七項)この場合大審院に裁判權を與へなかつたのは、大審院判事が大統領によつて任命されるからであり、上院議長(The President of the Senate)を裁判長としなかつたのは、後に述べるやうに、上院議長は憲法の規定によつて副大統領が之を兼ねて居るので、大統領の後繼者の立場にある副大統領が裁判長となるのは適當でないからである。

然し乍ら實際には、大統領が任期中に自發的に辭職し、又は議會の彈劾によつて免職された實例はなく、たゞ第十七代ジョンソン大統領が閣員任命問題に絡んで下院の彈劾を受けたが、有罪の判決に必要な上院出席議員三分の二の票數を獲得出來なかつた爲めに無罪になつたのが、米國史上唯一の大統領の彈劾裁判であつた。下院がジョンソン大統領を告發した理由は十一ヶ條に及んだが、その主なるものは前年大統領の拒否(註三)にも拘らず、議會が再通過によつて制定した官吏任期法(The Tenure of Office Act)の規定を無視して、上院の同意を得ずして彼の政策に反對した陸軍長官エドウイン・スタントン(Edwin M. Stanton)を罷免したことにあつた。彈劾裁判は一七六八年三月五日から五月十六日の長きに亘つて、サルモン・チエイス(Salmon P. Chase)大審院長主宰の下に上院で開催されたが、投票の結果は三十五票對十九票(無罪投票の內譯は民主黨十二票、共和黨七票)で、有罪決定に必要な上院の三分の二に對し、僅かに一票の差で大統領は罪を免れ、米國史上に一つの汚點を殘さずに濟

んだのである。(註五)

(註三) 大統領の拒否權と議會との關係に就いては第三編第六章第三節參照。

(註四) 官吏任期法に就いては本書一五九―一六〇頁參照。

(註五) Haynes, The Senate of the U. S. (1938) Vol II. p. 799.

Binkley, The Powers of the President. (1937) p. 146. et seq.

Hicks, op. cit., pp. 31-32.

一八三三年十月ジャクソン大統領は、タニー (Roger B. Taney) 財務長官に命じて、政府預金を總て州立銀行に預け替へせしめた。上院は之を憤り、二六票對二〇票で大統領彈劾案を可決したが、ジャクソンは、下院を經ずに行はれた彈劾の決議を不當として服從しなかつた。(木村惇、米國政治外交史、昭和十七年、上卷、四四八―四四九頁)

三、大統領の無能力

大統領が職務執行不能に陷つた場合とは如何なる狀態を指すものであるか、また之を認定するものが議會であるか大審院であるか、或は副大統領であるか內閣であるかは、憲法の規定では判然しないし、踏襲すべき前例もない。一八八一年七月二日ガアフイールド大統領が狙撃されて重傷を負ひ、執務不能に陷つた際、アーサー副大統領は大統領が九月十九日死亡するまでは、その地位を繼がなかつた。またウイルソン大統領は一九一九年の秋から冬にかけて長い間病氣で、數ケ月間は閣員や外國使臣も面會を許されない程の重患であつたが、尙その地位を保持してゐた。この點に關し、一八九〇年制定のブラジル憲法は明白に、「大統領が一時的にその能力を失つた場合は副大統領之を代行し、空位の場合は之を繼承する」旨規定してゐるが、大統領の一時的不能を認定する方法に就いては明文を缺いてゐる。合衆國に於ても、議會に大統領の職務執行不能の始期と終期とを宣言する權限を與へ、議會は大統領の症狀を判定する爲めに設けられた老練な醫師から成る委員會の進言に基き、大統領の署名を必要としない同時決議 (Concurrent Resolution)(註六) の形式により、この宣言を行ふ方法や、行政官の空位が實在するかどうかを認定することは、司法權の管轄に屬する法律上並に事實上の問題であるとの見解の下に、檢事總長から副大統領に指令書を發して大統領の職務を執行せしめる方法などが論議されてゐる。(註七)

(註六) 本書第二二一―二二二頁參照。

(註七) Orth and Cushman, op. cit., p. 263.

四、大統領繼承法

大統領、副大統領が共に死亡、退職、職務執行不能等で故障のある場合は、法律で指定された官吏が右の故障が止むか、次の大統領が選擧されるまで大統領の職務を執行する。(憲法第二條第一款第五項) この點に關する最初の立法は、一七九二年に議會を通過したが、それによると、最初に上院臨時

議長(The President *pro tempore* of the Senate)、上院臨時議長が居ない場合は下院議長(The Speaker of the House of Representatives)が順次之を繼ぐことになつてゐた。然し乍ら、この法律の規定に從ふときは、前大統領と黨派を異にするものが大統領の職務、權限を繼承する場合や、兩院の議長が何れも大統領となる資格を缺いてゐる場合など色々の不都合を生ずる惧があつた。實際に問題となつたのはリンカーンの暗殺により、副大統領から大統領になつたジョンソンが、前述の如く、下院の彈劾を受けた場合である。この場合、もし上院が三分の二の多數を得て、有罪の判決を下したならば、ジョンソンは大統領の地位を追はれ、上院臨時議長のベンジャミン・ウエード(Benjamin Wade)が大統領を繼承する筈であつた。然しウエードはジョンソンの有罪判決に贊成投票した人であつたから、彼が大統領になることは甚だ不合理であつたのであるが、幸ひ彈劾事件は無罪となつたので、この問題はそのまゝ結着した。(註九)

其の後一八八一年にはガアフィールド大統領が暗殺され、續いて一八八五年には、ヘンドリックス(Thomas A. Hendricks)副大統領が死亡するといふやうな事故が、相次いで起つたので、議會は一八八六年一月十九日「大統領及ビ副大統領ノ兩者ガ免職、死亡、辭職又ハ無能力ノ場合、大統領ノ職務執行ヲ規定スル法律」(An act to provide for the performance of the duties of the office of President in case of the removal, death, resignation, or inability, both of the President and Vice-President)に於

て、從來の兩院議長の繼承を廢して、閣僚に繼承せしめることゝしたのである。この法律は所謂「一八八六年の大統領繼承法」(Presidential Succession Act of 1886)と稱するもので、大統領繼承の順序を國務長官、財務長官、陸軍長官、檢事總長、郵務總監、海軍長官、內務長官と定めてゐる。(註十)この順序は大體創設年代順によつたもので、各省長官の中、農務、商務、勞働三長官はこの法律制定後に設置されたから之に含まれてゐない。但し各省長官が大統領となる場合は、大統領としての憲法上の資格(年齡、市民權、住居)を持つてゐなければならないことは勿論である。實際には副大統領以外の官吏が大統領の職務、權限を繼承した實例はない。

大統領當選者(President-elect)及び副大統領當選者(Vice-President-elect)が大統領選擧終了後、就任までの間に共に死亡又は失格した場合に就いては、曾つて憲法に何等の規定がなかつたので、この場合、補缺選擧や大統領の任期延長は全然認められてゐないし、次期大統領、副大統領に次いで大統領となる筈の新內閣の各省長官も未だ任命されてゐないのであるから、何人が大統領となるかに就いて困難な問題に逢着する惧れがあつた。よつて一九三三年の憲法修正第二十條は、この點に關する大統領繼承の順序を規定して、大統領當選者の次には副大統領當選者が大統領となるが、大統領當選者、副大統領當選者共に事故ある場合は、議會が法律によつて次の繼承者を定めるか、又はその選定方法を指定することになつてゐる。

（註八）副大統領は憲法の規定によつて上院議長を兼任するので、副大統領が大統領となる場合は上院は別に議員中より臨時議長を選任する。

（註九）Ewing and Dangerfield, op. cit., p. 192.

（註十）Ibid. なほ各省長官（Secretary）に就いては本書一一七頁以下參照。

第八章　大統領の特權

大統領は法律上の手續きに依つて逮捕されたり、法廷に召喚されたりすることがない。これは英法の「國王に違法なし」（The king can do no wrong）といふ思想から來てゐるものであるが、憲法上には之に關する明文はないのである。然し司法權が行政部の首長である大統領の地位を動かすことは、三權分立の原則に反するものであり、現在は大審院も大統領のこの免除（Immunity）を認めてゐる。嘗つて副大統領アーロン・バーが叛逆罪に問はれた時、（註一）マーシャル大審院長は命令書を發して、大統領ジェファーソンに對し、大統領自身の出廷と必要書類の提出方を求めた。當時の著名法學者は「此のやうな召喚狀を發することは出來る。但しその履行に就いては大統領の任意である。」といふ意見であつた。然しジェファーソンはこの命令を拒否した。彼は「米國憲法の根本原則は立法、行政、司法相互の獨立にある。然るに今、司法部の命令に從ふやうなことをしたならば、行政部の獨立は保持出來なくなる。若し大統領が裁判所の命令に服從しなければならないなら、大統領は其の職務を完遂することが出來ない。」といふのが拒絶の理由であつた。

其の後一八三八年大審院は「行政權が憲法に依り直接大統領に附與されてゐる限りは、大統領は他

の部門の手の觸れることの出來ない範圍に在るものである。」と判決したが、更に一八六七年には「大審院が大統領の職務遂行に當り、大統領に命令するが如き裁判上の權限を有してゐないことに就いては、我々は十分滿足するものである。」と言つてゐる。

この特權は大統領の地位に附屬してゐるものであるから、大統領を罷めると同時に失はれる。隨つて退任後は在職中の罪に對し、審問、處罰されることを免れない。またこの特權は大統領が希望さへすれば、何時でも放棄することが出來る。グラント大統領は詐欺罪によつて起訴された私設祕書バブコック（Babcock）の爲めに、證人として出廷したことがある。(註二)

（註一）バーは一八〇六年ブレンナーハセット（Harman Blennerhasset）と共謀し、墨西哥に遠征して、自らその國王たらんと企てた。その陰謀は事前に發覺して、バーは叛逆罪として起訴されたが、結局證據不充分で釋放されたものである。（木村惇、前揭書上卷二六二―二六三頁

（註二）本書は主として Orth and Cushman, op. cit., pp. 267-268. に據つた。

第三編　大統領の職務・權限

第一章　行政首長としての大統領

一、職務・權限の範圍

大統領の職務・權限は極めて廣汎であるが、大統領の性格、威望、見識乃至は議會に於ける與黨の勢力、緊急時若くは戰時等によつて、憲法又は法律に規定されてゐる大統領の職務・權限は自由に伸縮して解されるのが常である。

歷代大統領の中でもリンカーン、セオドア・ローズヴェルト、ウイルソン、フランクリン・ローズヴェルト等は概して大統領の權限を廣義に解し、憲法又は法律に禁止規定のない限り、國民の幸福を助長する如何なる事項も之を行ふことが出來るものとして行動し、國民も多くは之を是認したが、ブキャナン、タフトの如く輿論の背景に乏しく、安全第一主義の大統領は憲法又は法律の規定する以外には大統領は何等の權限がないといふ消極的見解を抱いてゐた。(註一)

オツグ及びレイ兩敎授は大統領の權能を三大別して、(一) 主として行政に關するもの、(二) 立法に關

與するもの、㈢憲法並に法律外に屬するもの（之は勿論、前二項に關聯してゐるもので、例へば大統領が政黨の領袖であるために持つてゐる職能などを指す）とし、その中㈠の大統領の行政權を次の六項目に分類してゐる。(註二)

㈠ 法律の執行並に秩序の維持
㈡ 文武官の任命並に罷免
㈢ 命令及び規則の公布を含む執行上の最高指導
㈣ 赦免、執行猶豫並に大赦
㈤ 外交上の處理
㈥ 陸海軍の統帥

本書は說明の便宜上、大統領の權限を大體に於て㈠行政部の首長㈡任免權㈢外交權㈣軍事權㈤特赦權㈥立法關係の權限に分つて述べることにした。

（註一）松下正壽、前揭書、七〇頁。大山卯次郎、前揭書、二二二頁。
（註二）Ogg and Ray, op. cit., pp. 180-181.

二、大統領の行政權

合衆國の行政權（Executive Power）は憲法第二條第一款第一項の規定によつて合衆國大統領に直接

附與されてゐる。然し乍ら憲法は更にその第二條第二款以降に於て、別に大統領の行使し得る權限を列擧して、㈠大統領は陸海軍並に合衆國の勤務に服してゐる民兵の總司令官となること、㈡上院出席議員三分の二の助言及び同意によつて條約を締結すること、㈢上院の助言及び同意によつて大使、公使、領事、聯邦判事其他の高級官吏を任命すること、㈣上院閉會中これらの官吏の缺員を任命すること、㈤彈劾以外の聯邦の犯罪に對し特赦を行ふこと、㈥非常の際に臨時議會を召集することを揭げ、その職務として、㈠議會に對し適時合衆國の情況を報告し、必要な法律案を推擧すること、㈡外國使臣を接受すること、㈢法律の施行を監視すること等を規定してゐる。之は大統領の行政權の內容を例示し、若くはその行使手續を規定したものと解すべきであるが、(註三)國家事務の複雜化に伴ひ、議會は次第に委任立法の形式で行政事務を大統領に委任する慣習を生じたので、現在の大統領の有する行政權は直接憲法によつて授與された權限の外に、行政部の首長として廣大な範圍に亘る權限を握つてゐる。

（註三）松下正壽、合衆國國防促進法要義（立教經濟學研究第二卷第一號）五頁。

三、大統領の命令權

建國當初は外交、軍事以外の行政事務が議會の從屬的任務として取扱はれてゐたことは、第一議會が外務、陸軍、財務の三省を設置したとき、財務省の年次報告は之を大統領ではなくて議會に提出せ

しめたこと、海軍の行政は一七九八年まで議會の海事委員會（Marine Committee）が行使してゐたこと（但し一時陸軍長官の兼攝となつてゐた）、その後に設置された遞信省も最初は議會の統轄に屬してゐたこと等の事實（註四）を見れば推察し得るのである。之は當時これらの行政事務が單純であつたのと、議會が大統領に行政上の廣い權限を與へることを好まなかつたことによるものであるが、前述の如く行政事務の複雜高度化に伴ひ、政治の圓滑を期する爲めには、大統領に廣汎な行政上の權限を附與することが必要であると認められるやうになつた結果、議會はその制定する法律に於ては單に大綱を規定するに止め、細目に關しては總て之を大統領の自由裁量に委任するやうになつた。隨つて大統領は法律乃至は條約の實施に必要な規則を行政命令（Executive Order）によつて定めることが出來る。この「大統領令」を發する權限を大統領の命令權（Ordinance Power）と稱してゐる。各省長官もこの種の規則や命令を發することがあるが、合衆國の行政權は大統領たゞ一人に附與されてゐるのであるから、その責任は當然大統領に轉嫁される。大統領の下に組織されてゐる內閣は、米國では單に慣習上の制度であつて、法律上の規定に基いて設置されたものではなく、閣員である各省長官は大統領の命令を奉じて、所管事務を擔當するに過ぎない。隨つて各省の長官は、大統領に對する責任のみを負擔し、議會に對しては何等政治上の責任がないのである。各省長官と大統領との關係に就いては次項で詳述する。

大審院は從來この行政命令布告の權限をもつて、議會が決定した立法の細目を補充するに過ぎないものとして、三權分立の原則を侵害するものでないと認めてゐたが（註五）、一九三五年から一九三六年にかけてローズヴェルト大統領のニュー・デイル政策の重要法案、例へば國家產業復興法（National Industrial Recovery Act, N.I.R.A）などが非常に廣汎に亘る命令權を大統領に委任したので、之を憲法違反であると判決した。然し乍ら前大戰に於けるウイルソン大統領並に現大戰勃發後のローズヴェルト大統領は何れも議會の委任によつて、經濟統制に關する強力な權限を獲得したが、これらの戰時立法の大部分が、大統領の統轄する行政部內で立案された點に大きな特長を持つてゐる。このやうな大統領の權限擴大は大統領の野望に基くよりは、對外關係の危機乃至は戰爭といふ特殊の事情が、寧ろ權力行使を必要としたからで、且つまた、其の行使の爲めには大統領が自然にして有效な機關であつたからである。（註五A）戰時に於ける大統領の行政權に就いては、第四章軍事權に於て、統帥權と關聯して述べることにした。

（註四）Johnson, op. cit., p. 250; Government Manual, 1935. p. 56.

（註五）Ogg and Ray, op. cit., p. 187.

（註五A）百々正雄、ルーズヴェルト政權十年史（昭和十七年）四二一—四二二頁。

四、大統領と內閣

合衆國政府の內閣(Cabinet)が憲法の規定によらず、單に慣習的のものであることは既に述べた通りであるが、それが如何なる經路を經て發生したものであるか、また大統領は之に對し如何なる關係を持つてゐるかに就いて若干の考察を加へたい。

(イ) 內閣の發生

最初憲法會議では大統領に諮問機關を附設せしめやうとする意見が盛んであつた。之に對しモーリス(Gouverneur Morris)は先づ大審院長(大統領不在の時は議長となる)、內務長官、經濟財政長官、外務長官、陸軍長官、海軍長官、書記官長から成る國務參議院(Council of State)の設置を提唱した。憲法會議の細目委員會では之を修正して「大統領は上院議長、下院議長、大審院長並に外務、內務、陸軍、海軍、財務等の各省長官より成る樞密院(Privy Council)を有し、大統領の諮問する施政事項に關し助言する。但し大統領を拘束しない。」といふ諮問機關設置案を可決したが(註六)、本會議は之を握り潰して採用せず、憲法第二條第二款第一項に見るやうな「大統領ハ行政各部ノ長官ヨリ其ノ所管事務ノ如何ナル事項ニ關シテモ文書ニ依リ其ノ意見ヲ徵スル權限ヲ有スル」といふ不完全な規定を設けることになつた。ジョンソン教授は之を說明して「之は憲法の起草者が大統領の諮問機關としては、上院が之に該當するものと考へてゐたからである。」と言つてゐる(註七)。然し乍ら行政部の橫暴を畏れてゐたメーソンはこの決定に不滿の意を表明し、別に上院の選定する任期六年、聯邦の東部、中部、西部の各地

方から二人宛選出する合計六人のメンバーから成る樞密院の設置を希望した。この案に對してはウイルソン、マヂソン、フランクリン等の支持を受けたが、憲法會議はモーリスの「大統領は樞密院を設置しても、自己の不良の方策に同意させる惧れがある」といふ反對論に動かされてその決定を變更しなかつたので、參議院制度は遂に實現せられずに終つた(註八)。その上行政各部の組織、機能に就いても、憲法上は何等の規定が設けられてゐないので、行政各部の長官の地位は極めて低いものになつてしまつたのである。

一七八九年の第一議會は先づ國務省(最初は Department of Foreign Affairs と稱されたが、後 Department of State と改稱)陸軍省、財務省の三省の設置を可決し、別に同年制定の裁判所構成法(Judiciary Act)により、檢事總長が大統領の法律顧問として設けられることになつた。ワシントンは最初は憲法の規定に從つて、是等の行政長官に文書によつてその意見を徵してゐたが、時には各長官と個別に面談することもあつた。各省長官の最初の會合はワシントンが旅行不在中、長官達に書翰を送り「自分の不在中重要問題が起つたならば、國務、陸軍、財務の三長官は相諮つて大統領の出席が必要であるか如何かを決定することを希望する。」旨申送つたときに初まつたのであるといふ(註九)。一七九二年にはこの種の會合は數回行はれて居り、その後も一同を集めて會議する方が便宜であつたので、ワシントンの第一期執政時代の末年には、常に祕密會議を開いて重要問題を討議するやうになつた。

之がジェファーソン大統領の時代になると、閣議（Cabinet Meeting）と呼ばれる一つの慣習的制度となつたので、上院が大統領の諮問機關になるといふ憲法立案者の理想は自然消滅してしまつたのである。最初は、檢事總長は他の三長官より地位も低く、一八七〇年までは一省の長官では無かつたのであるが、常に閣員として閣議に參加してゐた。ワシントン内閣の最初の閣員はトーマス・ジェファーソン（國務長官）、アレキサンダー・ハミルトン（財務長官）、ヘンリー・ノックス（陸軍長官、Henry Knox）、エドマンド・ランドルフ（檢事總長）の四人であつた。

内閣といふ名稱は、最初は新聞紙や各省長官自身が、この種の會議を説明する場合に用ひてゐたのが、次第に一般に通用するやうになつたものである。通常教書の中で初めてこの語を使用したのはジャクソン大統領であつたが、一九〇七年の下院議長、副大統領、各省長官の俸給を一萬二千弗に增額する法律案に於て「大統領ノ内閣ノ一員タル行政各省長官」（The heads of Executive Departments who are members of the President's Cabinet）といふ言葉が用ひられて、初めて法律上にも内閣の存在が確認されるに至つた。（註十）

（註六）Orth and Cushman, op. cit., pp. 305-306. 藤原守胤、前揭書、下卷、五四三―五四五頁。

（註七）Johnson, op. cit., p. 245.

（註八）Orth and Cushman, op. cit., p. 306. 藤原守胤、前揭書、下卷、五四五―五四六頁。

（註九）Orth and Cushman, op. cit., p. 307.

（註十）Ibid. ラスキ教授によると一八〇三年のマーバリー對マヂソン事件（Marbury v. Madison）に對するマーシャル大審院長の判決中に既に Cabinet といふ語が使用されてゐるといふ。（Laski, op. cit., p. 70.）

(四) 内閣の構成

内閣を構成する行政長官はその後、國務多端に從つて順次增設され、現在は次の十長官がある。（註十一）

長官名	省名	長官創設年月日
(一) 國務長官（Secretary of State）	國務省（Department of State）	一七八九年七月二十七日
(二) 財務長官（Secretary of the Treasury）	財務省（Department of the Treasury）	一七八九年九月　二日
(三) 陸軍長官（Secretary of the War）	陸軍省（Department of the War）	一七八九年八月　七日
(四) 檢事總長（Attorney General）	司法省（Department of Justice）	一七八九年九月二十四日
(五) 郵務總監（Postmaster General）	遞信省（Post Office Department）	一七八九年九月二十二日
(六) 海軍長官（Secretary of the Navy）	海軍省（Department of the Navy）	一七九八年四月　三十　日
(七) 内務長官（Secretary of the Interior）	内務省（Department of the Interior）	一八四九年三月　三　日
(八) 農務長官（Secretary of Agriculture）	農務省（Department of Agriculture）	一八八九年五月　十五　日
(九) 商務長官（Secretary of Commerce）	商務省（Department of Commerce）	一九〇三年二月　十四　日
(十) 勞働長官（Secretary of Labor）	勞働省（Department of Labor）	一九一三年三月　四　日

最初は是等の長官の地位、俸給は均等ではなかつた。國務長官と財務長官とが年俸三千五百弗、陸軍長官が三千弗、檢事總長が千五百弗といふやうに區別されてゐたものであるが、一八五三年に至つて初めて全部の長官の俸給を八千弗に一定した。其の後一八七三年に一萬弗、一九〇七年に一萬二千弗、一九二五年に一萬五千弗に增額されて今日に及んでゐる。檢事總長は初期の時代には、このやうに貧弱な俸給だつたので、自分自身の業務に沒頭して不在勝になる事が多く、閣議に出席することは稀であつたといふ。(註十二) また郵務總監も檢事總長と同時に創設されたのであるが、最初は俸給千五百弗の一長官で閣員の資格はなかつたが、ジャクソン大統領の時代(一八二九年)になつて、その召請を受けて初めて閣議に列するやうになつた。然し檢事總長の下に司法省が設けられたのは一八七〇年のことであり、同樣に郵務總監の統轄する遞信省が設置されたのも、之より少し後の一八七二年のことであつた。その後に設立された海軍、內務、農務、商務、勞働の各省の長官は最初から閣員としての資格を持つてゐたが、各省の長官は必ず閣員になるといふ法律や規定があるわけではなく、全く大統領の自由裁量に依つてゐるのである。(註十二A) 副大統領が閣員として閣議に列席する場合のあることに就いては次の項で述べる。

(註十一) United States Government Manual, 1935 に據る。Norton, op. cit., p. 112. 參照。

(註十二) Orth and Cushman, op. cit., p. 308.

(註十二A) ローズヴエルト大統領の內閣では、聯邦事業局(Federal Works Agency) 聯邦保障局(Federal Security Agency) の各長官も閣議に列席してゐる。

(ハ) 閣員の任命

閣員の資格に就いては憲法上何等の規定がなく、一般に大統領が自分の政黨の功勞者を任命する慣習になつてゐる。この大統領と黨派を同じくする者から閣員を任命する方法は、政黨とか黨派とか言ふものを極端に嫌つてゐたワシントンも政策遂行上必要と認めてゐたことは、彼が聯邦黨からのみ閣員を任命した事實に徵しても明らかである。(註十三) この慣習は政黨の發達と、ジエフアーソン及びジャクソンの獵官制度 (Spoils System) の確立以來不動の慣習となつてしまつた。特に國務長官は閣僚中最も重要な地位に當るので、大統領に次いで聲望のある自黨の領袖若くは特に大統領の信任の厚いものが任命せられてゐる。リンカーンが一八六〇年の共和黨指名大會に於ける好敵手、シーワード (William H. Seward) を國務長官に任命した如き、或はまたウイルソンが曾つては競爭者であつたブライヤン (William J. Bryan) を國務長官に任命した如きは自黨の領袖を國務長官に据えた好例に屬する。その他ガアフイールド大統領の國務長官ブレイン (James G. Blaim)、ローズヴエルト大統領の國務長官ルート (Elihu Root)、ハーデイング大統領の國務長官ヒユーズ (Charles E. Hughes) 等は何れも當時の政界の大立物であつた。

然し乍ら近年は反對黨の有力者が特殊の目的をもつて數々閣員に任命されてゐる。例へばクリーヴランド大統領は、共和黨員であり共和黨のアーサー大統領の閣員であつたグレッシャム（Walter G. Gresham）を國務長官に任命したが、之は低關稅政策を支持する共和黨員の歡心を得て、次の大統領選擧に勝たんが爲めであつた。またマッキンレイ大統領は金本位民主黨員（"gold" Democrat）に財務長官の椅子を與へ、セオドア・ローズヴェルトとタフトとは民主黨員から陸軍長官を迎へ、ウイルソンは革新派の共和黨員コルビイ（Bainbridge Colby）を閣員に任命した。最近の例では共和黨の前閣僚スチムソン（Henry L. Stimson）及び共和黨の副大統領候補ノックス（Frank Knox）が民主黨のローズヴェルト大統領によつて任命された勞働長官パーキンス女史（Frances Perkins）は米國最初の女大臣であるが、勞働長官を勞働組合から取らなかつた事は、從來の慣習を無視するものとして勞働團體の反感を買つた。然し之によつてローズヴェルトが、婦人投票者聯盟（League of Women's Voters）の如き有力な團體を擁する米國の婦人有權者達からその投票を集めることが出來たとすれば、將來は閣員の一人に婦人が充てられる慣習が作られるかも知れないとラスキは評してゐる。陸海軍の長官も多くは文官出身者で軍人は稀である。これらの閣員は總べて上院の同意を得て大統領が任命する。閣員の任命をめぐる上院と大統領との關係に就いては、次の章で詳述するからこゝでは省略する。

（註十三）　ファランド、名原廣三郎・高木八尺譯「アメリカ發展史」上卷九〇頁。
（註十四）　Ogg and Ray, op. cit., p. 197. Laski, op. cit., p. 80.
（註十五）　Laski, op. cit., pp. 79-80.

(二)　閣員の地位

合衆國の內閣が法律上の規定に基いて設置されたものではなく、全くの慣習的制度である爲め、その本質は大統領一個人の諮問機關に過ぎない。隨つて閣員の地位は、英國其の他の立憲國の閣員とは根本的に違つてゐる。先づ合衆國の閣員は、議會に議席を持つことが出來ない。更に政府委員として委員會に出席し、反對黨の議員と應酬する權限も與へられてゐない。僅かに證人として議會の公聽會（若くは聽問會、Hearings）に出席して法案の辯護に當る程度である。その勢力が到底上院の有力議員に及ばないのは當然である。

閣員は大統領の單なる助言者であるから、大統領が閣員の意見を採用するかどうかは全く大統領の自由であつて、閣議で票決を行ふ事は全くない。曾つてリンカーンが或る重要問題を閣議に諮つたところ、閣員の全部が大統領の意見に反對した。然るにリンカーンは平然として「反對七、贊成一で本案は可決されました」と宣告したといふ。（註十六）閣員が遂行する政策は總べてが大統領の政策であるといつてよい。ウォーレス農務長官（現副大統領）の農業政策も、ハル國務長官の互惠通商政策も、

ズヴェルト指導の下に掲げられた看板に過ぎない。

このやうに大統領の政策が閣議の意見に無關係に强行される結果、閣員に政界の大立物を入閣させることは該して無意味となる。この點は英佛諸國の內閣と非常に違ふところであつて、これらの諸國では閣員の顏觸れがその內閣の性格を決定する。その上閣僚の地位は國會議員の重要な政治的經歷となるものであり、首相の地位を獲得する段階となるものである。然るに合衆國では閣員となることは必ずしも大統領となる近道とはならない。往時はジェファーソン、マヂソン、モンロー、ジョン・Q・アダムス、ヴアン・ビユーレン、ブキャナン等國務長官の經歷を履んで大統領になつたものが多かつたが、近時はこの傾向は薄くなつた。最近でもタフトやフーヴアが閣員から大統領になつた。然しタフトやフーヴアが閣員であつたことは彼等が大統領になつた最大の要素では無かつた。從來の例を見ても何等の政治的經驗のない人が數々閣員に任命されて居り、然もこれらの人々は閣員辭任後は再び政界に現はれて來ない場合が多いのである。(註十七) ラスキ敎授の言を藉りて言へば「閣員が大統領の政策に反對して辭職しても、大統領の地位や政策には大した影響がないのに、辭めた方の閣僚はそのまゝ世間から忘れられてしまふのが普通」である。(註十八) 隨つて合衆國に於ては、政治的經歷としては上院議員の方が閣員より遙かに高く評價されてゐる。ボラー、オールドリッヂ(Nelson W. Aldrich)、ノリス(George W. Norris) などの上院議員が持つてゐた政府に對する壓力はどの閣員にも見出せない。

大統領が閣議に諮る事項には却つて重大問題が少いといふ。重大問題は閣員より大統領を取卷く所謂ブレーン・トラスト(Brain Trust)(註十九) の連中に諮問されることの方が多い。また閣議が單に助言者の集合體である爲め、個々の閣員に相談することはあつても閣議には諮らないといふ場合もあり、甚しい場合は、前大戰中のウイルソンの如く、全然閣議を開かないといふ場合さへある。現大戰勃發後のローズヴェルト大統領もホワイト・ハウス直屬の幾多の獨立行政機關を作り、國防經濟に關しては、多くはその主腦者と會談し、閣議の存在は殆んど有名無實になつてゐる。

閣議を無視することの最も甚しかつたウイルソン大統領は、私設祕書であるハウス大佐 (Colonel Edward M. House) を前後六年間相談相手としてゐた。隨つてハウス大佐が一九一五年から一六年にかけて、英國の外相エドワード・グレー(Sir Edward Grey)(註二十) と結んだ幾つかの重大協定に就いて知つてゐた閣員は甚だ少なかつたといふ事實がある位である。ウイルソンは一九一九年九月から翌年の四月まで病臥し、一時は閣員にも面會を許さなかつた。偶々鐵道の罷業が起つたので、その對策を講ずる必要上、ランシング(Robert L. Lansing) 國務長官は閣議を開催したところ、後に至つて之を聞いたウイルソンは、國務長官に書翰を送り、「我國の憲法並に慣習上、行政各省の長官を會議に召集する權限を持つてゐる者は大統領たゞ獨りである。」ことを指摘して、ランシングの閣議主宰を難詰した。ランシングは之に對し「當時の如き事情の下では、閣議開催を賢明であると思惟した爲めで、他意あ

るものでない。」ことを辯明之れ努めたものである。然るにウイルソンは「國務長官の閣議開催の動機を以て大統領の權限を侵害したことを正當化するものではなく、主治醫の面會許可を待つことを不得策と考へた事は、大統領を除外しては如何なる事も閣議で決定することは出來ないと言ふことを忘れたものである。」として遂にランシングに辭職を要求した。(註二十一)然もこのウイルソンの處置に對し、何等の非難も起らなかつたのは、大統領の統制力が閣員の發議權(イニシアティヴ)を如何に極限してゐるかの好い證據である。(註二十一A)

閣員に議會に於ける發言權を與へやうとする提案は、既に一八六四年の第三十八議會で論議されたことがある。卽ちオハイオ州選出の下院議員ジョージ・ペンドルトン(George M. Pendleton)は同じ州のガアフイールド(James A. Garfield)下院議員(後の大統領)の支持を得て、各省長官に下院の議席を與へることを要請した。それによつて委員會が決定した法案は「閣員に對し、その關係部門の討論が議會で行はれるとき隨意に出席する權限を附與すること、並に閣員の出席は質問に答辯する爲め一定日に於て義務とすること」であつた。然し議會はこの案に對し採決を行はずに握り潰した。その後上院議員となつたペンドルトン及び下院議員ロング(J. D. Long)、大統領タフト等が數々この問題を提唱したが、議會は殆ど之を無視して來た。最近では一九二一年と一九二四年に再度提案されてゐるが何れも輿論を喚起するに至つてゐない。(註二十二)

閣員に議席や票決權を與へず、單に討論に參加せしめることは、議會の決議によつて實行出來ることであるが、之は行政部と立法部とのより密接な接觸により三權分立の原則を破壞すると共に、その反面行政部に反感を持つてゐる議員との應酬の爲めに議事を却つて遲延せしめることになりはしないかといふ反對論がある。(註二十三)然し乍ら閣員が議會の委員會に出席し、若くは議員と交涉することは現在も既に行はれてゐることであり、閣員が議會に於て說明の勞を執れば、議會が時間を浪費して無用の討論を行はなくとも濟む場合がある、といふのが閣員出席論の支持者タフト大統領の說であつた。(註二十四)

然し閣員に議席を與へることになると問題は稍々違つて來る。この場合には先づ憲法改正が必要である。その上議會に最も勢力のある閣員の一人は當然の結果として、內閣を指導する立場に立つて大統領に對抗するやうになる。之は明らかに米國獨自の政治組織である Presidential Government を變質せしめ、米國の大統領をして事實上一九四〇年以前の佛蘭西の大統領と同樣にしてしまふものであるから、之が採用は米國にとつては、實に最大の憲法改正問題と言ふべきである、とラスキ教授は評してゐる。(註二十五)

(註十六) Magruder, op. cit., p. 194. Johnson, op. cit., p. 247. Orth and Cushman, op. cit., p. 312.
(註十七) Laski, op. cit., pp. 71-72.
(註十八) Ibid, p. 84.
(註十九) ローズヴエルトの高等政策に參畫した當初のブレーン・トラストの顏觸はユダヤ人のニュー・ヨーク州

大審院判事サミュエル・ローゼンマン(Samuel I. Rosenman)を筆頭とし、コロムビア大學のモリー(Raymond Moley)タグウェル(Rexford Tugwell)バール(Adolf Berle)の三教授、ブリット(William Bullitt)モーゲンソー(Henry Morgenthau)フランクファーター(Felix Frankfurter)ウオレス(Henry Wallace)パーキンス(Frances Perkins)ルビン(Isador Lubin)等であつたが、後にはコーコラン(Thomas G. Corcoran)コーヘン(Benjamin V. Cohen)などが有名になつた。(鹿島健、米國に於けるユダヤ人問題、昭和十七年、五二―五四頁)現在は國防經濟統制官廳の一部首腦者が之に加つてゐるやうである。(本書二〇七―二〇八頁參照)

(註二十)　Laski, op. cit., p. 86.

(註二十一)　Ewing and Dangerfield, op. cit., pp. 235-239.

(註二十一A)　Laski, op. cit., p. 96.

(註二十二)　Ibid, pp. 96-97.

(註二十三)　Ogg and Ray, op. cit., p. 296.

(註二十四)　Laski, op. cit., p. 98.

(註二十五)　Ibid, pp. 107-110. Ogg and Ray, op. cit., pp. 276-297. Orth and Cushman, op. cit., pp. 313-316. Johnson, op. cit., pp. 282-284.

五、大統領と副大統領

副大統領は大統領の後繼者である。歴史上にも大統領の死亡によつて副大統領が數々大統領に昇格してゐる。それにも拘らず平時の副大統領の行政上の地位は極めて低く、且つ曖昧であるのは何故であらうか。之を一言に言へば、合衆國の憲法は副大統領をもつて上院議長とする旨規定してゐる外、何等の權限をも副大統領に與へてゐない。隨つて大統領にとつては副大統領は單に無用の存在でしかない場合が多いからである。

(イ)　副大統領の選任

副大統領は建國の當初、若干の州が知事の下に副知事を置いてゐたのを模倣して設けたもので、大統領と同時に同じ方法で選擧される。その資格及び任期も全く大統領と同一である。(憲法修正第十二條)元來副大統領の地位は大統領の死亡、退職の場合、その後を襲ふ重要な椅子なのであるが、大統領選擧の際の次點者を之に充てゝゐた時代と異り、別個に選擧される現在では、大統領としての次位の適任者が副大統領に選擧されるのではなく、全く政略的の椅子として利用される場合が多い。隨つて副大統領には第一流の人物は概して稀である。例へば第一期及び第二期のローズヴェルト大統領の副大統領であつたガーナーは民主黨保守派の領袖で、ローズヴェルト大統領の革新政策には寧ろ反對の立場にあつたが、民主黨の分裂を阻止し大統領選擧戰を有利に展開する爲めに、保守派の頭目であり南部農業地帶のテキサス州出身である彼に副大統領の地位が與へられたのである。現副大統領のウオーレスも農務長官として多年ローズヴェルトの下にあつて農政の權威と認められてゐたので、ローズヴェルト大統領が農民の投票を獲得する爲めに政策的に起用したものと見られてゐる。

(ロ) 副大統領と內閣

副大統領の行政官としての地位は豫備タイヤ (spare tire) と言はれてゐるやうに極めて薄弱なものであるが、一七九一年ワシントンは旅行不在に際し國務、陸軍、財務三長官に書翰を送り、若し會議の必要あるときは副大統領と協議することを希望した。隨つて同年四月十一日大統領不在中、國務長官主宰の下に開かれた閣議にはアダムス副大統領も參加したのであるが、その後百四十年近く副大統領が定期的に閣議に出席した例は全くなかつた。アダムスは定例閣議に召請されないのを憤つたと言はれてゐるが、彼自身は後に大統領となつたとき、彼と黨派を異にする副大統領のジェファーソンを閣議に召請しなかつたので、ジェファーソンは「政府の第二番目の地位は名譽であり且つ安易なものであるが、この名譽は甚だしく慘めなものに過ぎない。」といふ意味の書翰を友人に送つてゐる。セオドア・ローズヴェルトが副大統領になる五年前、當時紐育市警察部長であつた彼は副大統領の權限の修正を提案して「副大統領には閣員の資格を與へると共に、上院に於て賛否同數の場合の投票權の外に、一般的投票權と討論に對する發言權を與へるのが良いと思ふ」と發表した。ウイリアム・J・ブライアンも一九〇一年一月の Commoner の創刊號で副大統領を閣員とすることを提唱し、一九〇八年の大統領選擧戰に際しては、自分の副大統領候補であつたカーン (John W. Kern) を當選の曉には閣員とすることを聲明した。

ウイルソン大統領が巴里媾和會議に出席中の一九一八年十二月十日に召集された閣議では、副大統領マーシャル (Thomas R. Marshal) が議長席に着いて次のやうな開會の辭を述べた。

「余は出發前夜の大統領の請託と諸君の要求に應じて閣議を司會する。然し乍ら余のこの席に就いたのは正式のものではない。隨つて余は公の義務や職權を行使しようとするものではなく、諸君や大統領の希望に應じて非公式に閣議を主宰するものである。」

然し乍らマーシャル副大統領の閣議主宰はウイルソン大統領不在中の二ケ月間續いただけで、一八一九年二月二十五日の閣議には大統領から改めて出席を招請されてゐる。然るに次のハーディング大統領は彼の所謂大統領代理 (Assistant President) として、クーリッヂ副大統領を內閣の一員として定例閣議に列席せしめることゝなつた。之に對し上院方面では副大統領が上院議長でありながら同時に閣員となることは、行政官をして立法に關與せしめるものとして反對するものがあり、前副大統領マーシャルも之に反對して、

「合衆國憲法は副大統領を上院議長とした外、それ以外には何等の規定を設けてゐないのである。副大統領が上院議長としてやつてゆくには上院議員全部の信賴が必要である。若し副大統領が閣員として閣議に出席するやうになれば、猜疑の念を生じて少數黨議員の信賴を失つてしまひ、上院での副大統領の立場は困難になるであらう。假りに議會の代表者が閣議に列席するものとすれば、上

院及び下院の多數黨の領袖が之に擇ばれなければならない。」

と言つてゐる。

クーリッヂは閣議に列席した副大統領で後に大統領になつた唯一の人であるが、彼は閣議で經驗したことが大統領になつた時に非常に役に立つたと述懐してゐる。然し乍らクーリッヂの副大統領ドーズ（Charles G. Dawes）は就任に先だち、この煩しい招請を回避する爲めか、副大統領を閣議に列せしめることは賢明でないとして次のやうな見解を表明した。

「余が閣議に出席し、之が慣例にでもなれば、將來の大統領は大統領の個人的會議である閣議に招請するには適當でないと思ふ人でも之を招請しなければならなくなるか、或は又その人の權利であると一般に考へられてゐる閣議出席を拒んで、世間から見て其の人を侮辱してゐると思はれるやうなことをするか、二者その一を擇ばなければならないやうな事態に直面するであらう。」

斯くてドーズ副大統領は、クーリッヂの閣議招請を辭退したのであつたが、次のカーチス（Charles Curtis）及びガーナーの兩副大統領は、何れも大統領の招請に應じて閣議に出席してゐる。之に就いてカーチスは「副大統領は閣議の客員として出席してゐるのであつて討論には參加しない。副大統領は單なるオブザーバーである。」（註二十六）といふ意見を發表してゐる。

（註二十六）本項は主として Haynes, The Senate of the U. S. Vol. I, pp. 222-229. に據つた。

副大統領の年俸は各省長官と同樣一萬五千弗（一九二三年まで一萬二千弗であつた）で、この外祕書の給料として一萬弗を支給されてゐるが、その地位から見て少額である。副大統領の死亡、退職に就いては何等の規定がないからその缺位は補充されない。然し副大統領は在職中、上院議長を兼ねてゐるので（憲法第一條第三款第四項）副大統領が死亡、退職すれば上院は議員中から臨時議長を選任する。

副大統領を上院議長とすることには憲法制定當時反對があり、下院と同樣上院自身で議長を選擧すべきであるといふ論者中には、上院が副大統領の傀儡となることを憂慮するものがあつた。

エルブリッヂ・ゲリーは「我々は寧ろ大統領自身を上院議長にした方がよいのだ。大統領と副大統領との間に無ければならぬ親密さは副大統領の上院議長兼任を極めて不適當なものにしてしまふ。」と反對論を主張した。提案者であるロジャー・シャーマン（Roger Sherman）は之を駁して「もし副大統領が上院議長にならなければ副大統領の仕事は無くなつてしまふ。それに上院議員から議長を選任すれば、上院の贊否同數といふ極めて稀な場合の外、その議員は投票權を剝奪される結果となる。」と云つてゐる。シャーマンの提案は憲法會議に於て多數の支持を得て成立したものであるが、ヘーディングも言つてゐるやうに「副大統領こそは政府の行政部をして立法部との接觸を保たしめるのに最も有效な世話人」なのである。（Haynes, op cit, Vol. I, p. 222.）

然し乍ら副大統領の上院議長としての權限も極めて小なもので、院內に於ける政治的勢力は下院議長の如く強力ではない。即ち副大統領は憲法の規定により上院に議席を持つてゐないし、また贊否同數となつた場合の外、投票權を持たないからである。（憲法第一條第三款第四項）そればかりでなく副大統領は上院の委員を命じたりする權限もなく（一時は與へられてゐた事もあつたが現在は上院自身が持つてゐる）、上院の政治的に關係のない

少數の事務員を任命する事が出來るに過ぎない。(Haynes, op. cit., Vol. I, p. 211.)

副大統領が少數黨に屬してゐるときは　上院議長としての地位は更に微弱なものになつてしまふが、副大統領がキャスチング・ボートを行使した實例は Haynes によると一七八九年四月二十一日から一九三八年六月六日迄の間に百八十八回あつたといふ。その内譯は次の如くである。(Haynes, op. cit., Vol. I, p. 239.)

一七八九—一七九七	ジョン・アダムス	二九	一八六九—一八七三	コルフアツクス	一三
一七九七—一八〇一	ジエフアーソン	三	一八七三—一八七五	ウイルソン	一
一八〇一—一八〇五	バー	三	一八七七—一八八一	ホイラー	五
一八〇五—一八一二	クリントン	一一	一八八一—一八八一	アーサー	三
一八一三—一八一四	ゲリー	八	一八八九—一八九三	モートン	四
一八一七—一八二五	トムキンズ	五	一八九三—一八九七	スチブンソン	二
一八二五—一八三二	キャルフーン	二八	一八九七—一八九九	ホベート	一
一八三三—一八三七	ヴアン・ビューレン	四	一九〇九—一九一二	シャーマン	四
一八三七—一八四一	R・M・ジョンソン	一四	一九一三—一九二一	マーシヤル	四
一八四五—一八四九	ダラス	一九	一九二一—一九二三	クーリツヂ	〇
一八四九—一八五〇	フイルモア	三	一九二五—一九二九	ドーズ	二
一八五七—一八六一	ブレツキンリツヂ	一〇	一九二九—一九三三	カーチス	三
一八六一—一八六五	ハミリン	七	一九三三—一九三八	ガーナー	二

更に之をその内容によつて分類すると、第一代副大統領ジョン・アダムスの就任以來一九一五年三月四日迄の百七十九回の内譯は次のやうになる。(Haynes, Ibid. p. 232.)

(一) 行政關係

イ、條　約……三

ロ、指　名　任命)……一三

(二) 立法關係

イ、官吏の選擧及び機構問題……七

ロ、議　事　手　續……三九

ハ、法律案及び決議案

A、一般的のもの……九一

B、地方的のもの……五

C、個人的のもの……二一

以上のやうな上院の賛否同數は偶然に起つたものが大部分で、キャスチング・ボートの行使も多くは法案成立を促進せしめた以外には特別の意味を持つたものは無かつたのである。

第二章　大統領の任免權

一、任命權の對象

聯邦政府の行政文官は、コロンビア區政廳に屬する者を除いて、一九三八年六月末現在で八十五萬一千九百二十六人であつたが、その後の軍備擴張による陸海軍省以下の大增員により、一九四〇年六月末には總數百萬二千八百二十人に激增した。(註一)

その中、大統領が單獨で任命出來る官吏は極めて少く、大使、公使、領事、大審院判事及び憲法中に反對の規定のない一切の聯邦官吏、並に今後法律によつて設置せられる官吏は、總べて大統領が上院の「助言及び同意」(Advice and Consent)を得て之を任命するのである。(憲法第二條第二款第二項)

この憲法に列示された官吏の外に、上院の同意を得て任命されるものに、各省長官及びそれに直屬する局課長、聯邦判事、合衆國地方檢事(U. S. District Attorney)合衆國裁判所執行官(U. S. Marshal)關稅及び國稅徵稅官、移民監理官、准州知事(Territorial Governor)並に首府に設置された各種委員會、例へば州際商業委員會(Interstate Commerce Commission)、文官委員會(Civil Service Commission)等の委員がある。是等の高級官吏の數は大統領單獨で任命出來る少數の官吏を加へても一千を超えないが、郵便局長、陸海軍士官を加算すると約四萬に近い數になる。即ち一九三六年に於けるこの種官吏の實數は三萬九千百八十二人に及んでゐるが、(註二)この中實際に大統領が任命するものは大體一萬六千乃至一萬八千位であるといふ。

然し乍ら議會は法律を以て、大統領自身に、又は裁判所若くは行政各部の長官に、適當と認める下級官吏の任命權を附與することが出來るから(憲法前項但書)、大統領は特に法律によつて任命權を與へられてゐる官吏、例へば議會附屬圖書館長や、大統領祕書官などに限つて單獨の任命權を持つてゐる。但しこゝに言ふ下級官吏(Inferior officers)に就いては明確な定義が與へられてゐないのであつて、高級官吏と下級官吏の區別は單に任命の方法による區別に過ぎないのである。即ち、大統領と上院との合意で任命される官吏が Superior で、その外の官吏は皆 Inferior であるから、ポストの重要性には必ずしも合致しない場合があることに注意しなければならない。(註三)之に就いて、ミネソタ大學のアンダーソン教授は次のやうに言つてゐる。(註四)

「然し乍ら、第一級から第三級までの郵便局長や聯邦裁判所執行官などが、各省長官に任命權を附與されてゐる下級官吏でないといふのは稍々疑問であり、一八三六年迄は總ての郵便局長は郵務總監(Postmaster General)の任命によつて居り、第一級の郵便局長でさへも、憲法上の下級官吏であるといふのが裁判所の一致した見解であつた。それにも拘らず、議會が別に任命に關する規定を設

けない爲めに、大統領も上院も尙年々他の方法で簡單に任命出來る多數の人達の任命を自ら行はなければならない。何故に斯くの如き煩瑣な手續が何時までも行はれてゐるかといふに、それは上院議員も下院議員も大統領さへも、これらの官職を政黨の功勞者に與へる爲めに、その任命權を放棄することを喜ばないからである。」

下級官吏の大部分約七十五萬人は文官委員會(註五)の施行する競爭試驗の成績により、大統領若くは各省長官が文官任用法(Civil Service Act)に隨つて任命する。その殘餘は各省長官が試驗制度によらず直接又は間接に任用するのであるが、その中には勞務者の如きものも多數含まれてゐる。裁判所が直接任命する官吏は事務官、書記等でその數は少い。

(註一) American Year Book, 1940. p. 136.

こゝに言ふ行政文官 (Executive Civil Service) とは、陸海軍、海兵團(Marine Corps)、沿岸防備隊(Coast Guard)、コロンビア區 (District of Columbia) 政廳、立法並に司法機關勤務者及び約三百五十萬に上る救濟事業關係者を除外した聯邦政府の使用人一切を指すものである。

一九四〇年六月末現在の聯邦政府文官職員 (U. S. Civil employees) の官廳別員數は次の如くである。(World Almanac, 1941. p. 830.)

大統領府	八九二	國務省	六、三〇二
行政各省		財務省	五九、二五六
陸軍省	一三六、八四一	職員補償委員會 (Employees' Compensation Commission)	五二三
司法省	一四、七二〇	聯邦通信委員會 (Federal Communications Commission)	六二九
郵務省	二九五、一四九	聯邦預金保險會社 (Federal Deposit Insurance Corporation)	一、六七一
海軍省	一一七、九八一	聯邦[illegible]局 (Federal Loan Agency)	一九、五四七
內務省	四五、九七一	聯邦動力委員會 (Federal Power Commission)	七六四
農務省	九八、二一八	聯邦保障局 (Federal Security Agency	二七、〇六五
商務省	二六、三〇〇	聯邦通商委員會 (Federal Trade Commission)	六七二
勞働省	三、四八四	聯邦事業局 (Federal Works Agency)	四五、五〇一
獨立官廳		會計檢査院 (General Accounting Office)	五、一八五
小住宅局 (Alley Dwelling Authority)	八五	金門萬國博覽會委員會 (Golden Gate International Exposition Commission)	三二
前大戰戰蹟委員會 (American Battle Monuments Commission)	一一七	印刷局 (Government Printing Office)	六、〇二八
聯邦準備局 (Board of Governors, Federal Reserve System)	四五〇	州際商業委員會 (Interstate Commerce Commission)	二、七六二
租稅上告局 (Board of Tax Appeals)	一三〇		
文官委員會 (Civil Service Commission)	二、七八〇		
國防會議 (Council of National Defense)	六九		

海事委員會 (Maritime Commission)……	一、四四
海運勞働局 (Maritime Labor Board)……	三四
ラッシュモア山國家紀念事業委員會 (Mount Rushmore National Memorial Commission)…	六
國家航空諮問委員會 (National Advisory Commission for Aeronautics)……	八八
記錄局 (National Archives)……	三六七
首都公園及都市計畫委員會 (National Capital Park and Planning Commission)……	三四
國家勞働關係局(National Labor Relation Board)…	三四
國家調停局 (National Mediation Board)……	八〇
紐育博覽會委員會 (New York World's Fair Commission)……	八〇

(註二) Anderson, op. cit., p. 601.

(註三) Orth and Cushman, op. cit., p. 276. Beard, American Leviathan (1930), p. 276.

(註四) Anderson, ibid.

(註五) 文官委員會は大統領が上院の同意を得て任命する三人の委員（但しその中同一政黨から選任する事の出來

巴奈馬運河 (Panama Canal)……	一〇、九三四
鐵道退職局(Railroad Retirement Board)…	二、三〇六
證券及取引所委員會 (Securities and Exchange Commission)……	一、六七〇
國立博物館 Smithsonian Institution)……	三六六
合衆國特別法律顧問 (Special Counsel for the United States)……	三
關稅委員會 (Tariff Commission)……	三九六
テネツシー河流域管理局 (Tennessee Valley Authority)……	二三、九三五
在鄉軍人局 (Veterans' Administration)…	三九、八三
合計……	一、〇〇二、二一〇

るのは二人までに限定されてゐる）から成り、首府に九百五十人の官吏を擁し、全國を十三區に分ち、約五千の地方試驗局 (Local Examination Board)を配置し、Classified service と稱せられる官職に對する候補者を試驗する。合格者は缺員のあり次第成績順に採用される。Classified service に屬する官吏の數は American Year Book (1940) に據ると、一九三八年六月末には五六二、九〇九人であつたが、一九四〇年六月末では七二六、八二七人になつてゐる。過去數年間の受驗者平均數は約五十六萬である。

二、上院の助言及び同意

大統領の官吏任命權が獨立の權限でなく、上院の助言及び同意によつて制限されてゐるのは、フェデラリスト (The Federalist) の中でハミルトンが說明してゐるやうに、大統領の責任解除を意味するものではなく、情實的任命を防止するのが目的であつたのである。(註五A)

大統領が上院に同意を求めるには、先づ大統領が適任者を指名し、これを簡單なメッセーヂの形式で上院に通告する。上院は之を委員會にかけて審議した後同意を與へれば、大統領は辭令書に署名して任命者に交附するのである。上院の指名者に對する資格其の他の調査は簡單であるのが普通で、殊に指名者の任命せられる州の多數黨議員が保證すれば問題になることはない。また上院は一度同意を與へれば之を取消すことは出來ないが、(註六) 大統領は上院の同意を得た後でもその指名を撤回することが出來る。

實際に行はれてゐる任命の方法は、各州に配置せられる官吏例へば聯邦判事、檢事、裁判所執行官、關稅徵收官等に就いては、その州選出の與黨の上院議員が推薦するか、少くとも相談を受ける。(但しその州の上院議員が二人とも與黨に屬してゐるときは、年長者の方が先に發言する。)若しその州に與黨の上院議員がゐない場合は與黨の下院議員に諮り、下院議員もゐない場合はその州の全國委員又は地方有力者に諮る。同じやうに各選擧區內に配置せられる官吏、例へば郵便局長などは其の州選出の與黨の年長の下院議員が最初に推薦するのが普通である。(註七)之は大統領が官吏の任命權を政治目的に利用してゐる慣習的制度であるが、多數の官吏を任命しなければならない大統領としては、このやうな方法に據らなければ指名者の經歷に就いて知る機會がなく、却つて便宜な場合もあるのである。然しら一八四一年六十八歲の高齡で就任したウイリアム・ハリソン大統領が獵官運動者との應接による多忙の爲めに就任後僅かに六ケ月で病歿したことや、一八八九年に就任したベンジヤミン・ハリソンが最初の二年間は執務の半ばをこの任命の爲めに費したと言つてゐる事實などは、(註八)官吏任命が大統領の議會操縱の武器であると同時に大きな負擔であることを物語るものである。

斯くてこの與黨の上院議員がその州の重要な官吏を推薦する「上院の儀禮」(Senatorial Courtesy)と呼ばれる慣習は、或る州の官吏を任命する場合、その州出身の上院議員が不同意を表明すれば上院は結束してその任命の承認を拒むことにより「大統領をして事實上の事務員たらしめ、上院議員が非公式に彼に向つて交附した辭令の傳達をなさしめる」(註九)ことゝなつた。隨つて任命せられる州の上院議員の發言が最も重きを爲すことは、一九三六年ニユー・ヨーク州選出上院議員により其の州の司法官の地位に推薦されたレーマー・ハーデイ(Lamar Hardy)がコンシン州)ノーリス(ネブラスカ州)等の反對にも拘らず、容易く承認されたのを見てもわかるのである。「上院の儀禮」の破られた例としては、ニユー・ヨーク州の徵稅官の任命に際し、同州選出の上院議員コンクリング(Roscoe Conkling)、プラット(Thomas W. Platt)の推薦した候補者が上院で拒否されたことがある。面目を潰されたコンクリング、プラットは上院を辭任するに至つたが、當時上院議員は州立法部によつて選擧されてゐたので、兩人は祕かに再選を期待してゐたが、州立法部は遂に兩人に議員復活の機會を與へなかつた。(註十)曾つてこのコンクリング、プラット兩議員の推薦した候補者の任命を拒んだガアフイールド大統領の果斷は、後年獵官運動の一失意者チヤールス・ギイテイ(Charles Guitea)によつて暗殺されるといふ悲劇を生んだので、ガアフイールドの死後二年を經て、一八八三年に合衆國最初の文官任用規定であるペンドルトン法(The Pendleton Act)が生れた。

然し乍ら上院の儀禮は陸海軍士官、コロンビア區政廳の官吏には適用されないし、州や選擧區に關係のない各省長官、大公使、大審院判事、重要委員會委員等は一般に大統領の選擇に任かせられてゐるので、大統領は通常大統領選擧の功勞者や腹心の議員等から任命を行つて居り、個々の上院議員に

は不滿でも上院が之に干渉することは比較的稀である。

閣員に對する大統領の指名が概して異論なく同意される理由として、ウイリアム・フエッセンデン(William P. Fessenden)上院議員は次の如く論じてゐる。(註十一)

「上院の一般的見解は、閣員の指名者を好むと好まないとに拘らず、異議なく彼等を承認してゐる。何となれば偉大にして多種多樣の此の國の利益を完遂する爲めには、その遂行に對して責任を負ふ人達の間に完全な調和が最も必要であるからである。」

即ち閣員は既に述べたやうに、大統領の「政治上の家族」(Political family)であり、大統領の個人的諮問機關に屬するからである。過去に於て閣員の指名者が拒否された例は次の七人である。(註十二)

指名者	地位	大統領	年月日	投票數
タニー(Roger B. Taney)	財務長官	ジヤクソン	一八三四年六月二十三日	一八對二八
カツシング(Caleb Cushing)	同	タイラー	一八四三年三月三日	一九對二七 一〇對二七 二對二九
ヘンショウ(David Henshaw)	海軍長官	同	一八四四年一月十五日	六對三四
ポーター(James M. Porter)	陸軍長官	同	一八四四年一月三十日	三對三八
グリーン(James S. Green)	陸軍長官	同	一八四四年六月十五日	記錄ナシ
スタンベリイ(Henry Stanbery)	財務長官	ジョンソン	一八六八年六月二日	一一對二九
ウォーレン(Charles B. Warren)	檢事總長	クーリツヂ	一九二五年三月十日	三九對四一
同	同	同	一九二五年三月十六日	三九對四六

タニーはジヤクソン大統領の命令に對し、餘りに奴隷的に從順であるといふ理由を以て拒否され、カツシング、ヘンショウ、ポーター、グリーンの四人は、タイラー大統領と議會との不和の爲めに相次いで任命を拒否された。スタンベリイは一八六一年のジョンソン大統領の彈劾裁判に際し、大統領の相談役として活躍し、檢事總長としての自己の任務を犧牲にしたといふ理由により、彈劾事件の終結後、ジョンソン大統領による再指名を拒絶されたものである。(註十三)其の後約六十年間閣員指名者の否決された者は無かつたが、一九二五年クーリツヂ大統領の指名したウォーレン檢事總長は以前砂糖のトラストと密接な關係があつたといふ理由で上院から拒否された。(註十四)即ち第六十八議會は長い論戰の後、三月十日キャスティング・ボートを握る上院議長ドーズ(Charles G. Dawes)副大統領の不在中を狙つて投票に附し、上院議員一名の寢返りによつて、三十九票對四十一票の接戰で危く之を否決した。然も之に對する大統領の威嚇的態度に反感を持つた上院は、三月十六日更に四十六票對三十九票で再び之に不承認を與へたので、クーリツヂ大統領は已むなく、ヴアモント州の前檢事總長ジョン・サアーヂエント(John G. Sargent)を指名したところ、之は僅か三時間で承認されたといふ。(註十五)

大審院判事の任命も大統領、上院ともに司法權の獨立を尊重して、之を政爭の具に供するのを避け

てゐるので比較的圓滑に行はれてゐるといふ說もあるが、ラスキ敎授は一七八九年から一九三八年の間に、大審院判事任命に關し上院に提出された指名者百九人の中、上院が指名撤回の責を負ふべきものが二十一人の多數に上つてゐることを指摘して、大審院判事任命に對する上院の態度を冷酷無情であると評してゐる。(註十七)大審院判事の指名が上院で承認されなかつた最近の例としては、一九三〇年のパーカー(Alton B. Parker)判事の任命に之を見るのであるが、大審院長として在職三十四年に及んだジョン・マーシャル(John Marshal)の任命に關して、フレデリック・J・ハスキンは次の如く興味ある記述をしてゐる。(註十八)

「エルズワース(Olwer Ellsworth)大審院長が辭任した際、大統領アダムスは國務長官マーシャルにその後任に就いて相談した。マーシャルは陪席判事(アソシエート・ジャスチス)パターソン(William Paterson)を推薦したが、大統領は他の判事達を無視してパターソンを院長に昇格することには難色を示した。大統領は前院長のジェイ(John Jay)を起用しようとしたが、ジェイは之に應じなかつた。マーシャルは再びパターソンを推したが、矢張り大統領は承諾せず、却つて當のマーシャルの大審院入りを勸めた。この勸說を受けたマーシャルは『自分は嬉しかつたので、たゞ默つてお辭儀をした。』と述懷してゐる。斯くてマーシャルの指名は上院に上程せられたが、アダムス大統領の任期は僅かに後一ヶ月位しか殘つてゐなかつたので、この任命は次の政府の補充すべき官職を窃むものであるといふので、

反對派のジェファーソン一黨から手痛く攻撃された。マーシャルがジェファーソンの率ゆる共和黨と政治上の見解を異にしてゐたことも反對の一原因であつた。一八〇一年一月二十七日の上院は結局マーシャルの指名を承認はしたが、もし上院が現在行はれてゐる議事妨害(filibuster)によつて議事の延引を圖つたなら、マーシャルの任命は握り潰されてゐたに違ひない。」

一九三〇年のヒューズ(Charles E. Hughes)大審院長の任命も珍らしく上院の論議を醸した。反對派のノリス(George W. Norris)上院議員はヒューズの任命を論難して、

「何人もその公的生活に於て、政界、財界兩方面の鞏固な勢力を代表してゐるものとヒューズ氏の如く甚しきものはない。氏は過去五年間に大審院に提起された五十四の事件に關與してゐた。然も例外なく、巨大の資產を擁する會社側を代表してゐた。氏は實際に仕事に携はつてゐる間、常に巨萬の富を有する人達と交はり、莫大な資產や、政界、財界の聯結がなければ得られないやうな奢侈の空氣の中に生活して來たのである。このやうな人は其の影響が既に性格の一部となつて居り、無色透明の意見を吐露することは出來なくなつてゐる。隨つてヒューズ氏の如き人物を、財閥と大衆との間に起る事件の最後の審判官たらしむべきではない。」(註十九)

と言つてゐる。ヒューズ大審院長の指名は五十二票對二十六票で上院を通過したが、その後に上程されたバーカー判事の指名は遂に否決の運命に遭つた。バーカーの拒否は彼が餘りに保守主義の色彩に

富んでゐるといふのが其の主たる理由であつた。

指名せられた閣員其の他の官吏が大統領の個人的關係により反對黨に屬してゐても、單にそれだけの理由で上院の反對を受けることはない。曾てワシントン大統領の親友が或る地位を求めたに拘らず政敵がその地位に任命された。ワシントンは之を非難した一友人に答へて、「自分はジョーヂ・ワシントンではなくて合衆國の大統領である。ジョーヂ・ワシントンとしては自分の友人に對して出來るだけのことはしてやりたい。然し乍ら合衆國の大統領としては有能者を指名しなければならないのである。」(註二十)と。

一九四〇年六月、民主黨出身のローズヴエルト大統領は共和黨の領袖で主戰論者と目されてゐたスチムソンとノックスを夫々陸海長官に任命し、之によつて大統領選擧戰を有利に展開せしめると共に、自己の積極政策を强化することに成功した。共和黨ではハミルトン(John D. M. Hamilton)全國委員長の名でステートメントを發表し、スチムソン、ノックス兩氏はローズヴエルト內閣への入閣によつて共和黨員としての資格を喪失したものであると聲明したが、與黨優勢の上院では七月九日、五十六票對二十八票でスチムソンの任命を可決し、その翌日六十六票對十六票でノックスの任命を承認した。

(註五A) Ogg and Ray, op. cit., p. 182. 合衆國憲法の制定に際し、反對派の役割を勤めてゐた知事クリントン(George Clinton)は、"Cato" なる筆名を以て、一七八七年九月末の憲法公表と同時に、自派の機關紙に鋭い攻

擊文を連載し初めた。之に對抗する爲めに、憲法擁護派の急先鋒ハミルトンは、マヂソン及びジエイ(John Jay)の協力を得て、"Publius" なる共同筆名の下に、同年十月末から七ケ月間に亙り、一連の憲法擁護論を紐育の諸新聞に寄稿したが、是等の論文は、一七八八年五月單行本に纏められて、"The Federalist" の書名で出版された。本書の內容は、憲法制定者の思想を知るに最も良き參考書で、全八十五篇の中少くとも三分の二はハミルトンの筆に成るものである。(藤原守胤、前揭書、下卷、六一二頁)

(註六) Ogg and Ray, op. cit., p. 184. 一九三二年上院はフーヴア大統領が任命した聯邦動力委員會(Federal Power Commission)の委員三名に對する同意を後に至つて取消したことがあつたが認められなかつた。

(註七) Anderson, op. cit., pp. 599-600. 或州に於て與黨の上院議員のゐない場合でも、反對黨の上院議員が上院の儀禮を楯に大統領の指名に反對する場合がある。一九三二年共和黨の領袖ウオツトソン(James E. Watson)上院議員は次のやうな意見を發表してゐる。「余はこの指名は妥當なものであり、指名者も眞直ぐな人物であり、大統領の態度も公正であるといふことに就いては疑はない。然し任命の行はれるノース・カロライナ州の上院議員が個人的に指名者を嫌忌し、個人的に反對である旨聲明してゐる以上、余は從來からの法則に從ひ、且それを適當であると信じて、この指名に反對投票をするものである。」(Johnson, op. cit., p. 256.)

(註八) Beard, American Leviathan (1930) p. 270.

(註九) フアランド、名原廣三郎・高木八尺譯「アメリカ發展史」下卷、一〇〇頁。

(註十) Johnson, op. cit., p. 255.

(註十一) Haynes, The Senate of the U. S. Vol. II, p. 761.

(註十二) Ibid, p. 762.
(註十三) Ibid, pp. 762-763.
(註十四) Bate, The Story of the Congress (1936) p. 403.
(註十五) Haynes, op. cit., II, pp. 762-763.
(註十六) Johnson, op. cit., p. 254.
(註十七) Laski, op. cit., p. 210.
(註十八) Haskin, op. cit., p. 103.
(註十九) Beard, op. cit., p. 133.
(註二十) Haynes, op. cit., II. p. 724.

三、任命權の利用

大統領の官吏任命權は上院の助言及び同意を必要とすることによつて、立法部の制約を受けてゐるのであるが、反對に大統領がこの任命權を立法に關與する目的で利用してゐる場合がある。一八六四年リンカーン大統領が奴隷廢止に關する憲法修正案を企圖した際、憲法改正に必要な票數を確保するために、ネヴアダ州を聯邦に加入せしめると共に、ネヴアダ州選出の下院議員三名に夫々良い地位の官吏一名宛を指名する特權を與へて政府側に加擔せしめた。(註二十一)このやうに大統領が議員自身又はその友人知己が或る官職に就任したい希望を持つてゐる場合、重要法案の通過するまでその任命を保留したり、法案通過に努力した議員に高官の椅子を與へたりすることは常に見受けられるところで、斯くて「大統領選擧戰の勝利者が獲得する分捕品」(註二十二)である聯邦政府の官職は、分捕品の分配に際し、大統領によつて數々議會操縱の好餌に利用せられる。

また合衆國大審院の組織を定め、下級裁判所を設立することは議會の權限に屬してゐるので、議會は前にも述べたやうに裁判所の組織(註二十三)を變更し、判事の數を增減することによつて司法權に干渉することが實際には行はれて來た。例へば一九一一年の巡回裁判所(Circuit Court)の廢止、一九一三年の商業裁判所(Commerce Court)の廢止などがこれであるが、同樣に聯邦判事の任命權が大統領にある爲め、大統領がこの權利を利用して意中の人物を推薦することによつても司法權の獨立は實質的には侵害される。曾つて一九三五年ローズヴェルト大統領のニュー・ディル政策の根幹を爲してゐる產業復興法(NIRA)以下の重要法案が大審院より憲法違反の判決を受けて抹殺された。之に憤りた大統領は一九三七年の第七十五議會に教書の形式で大審院改革案を議會に提出し、「裁判の公正、審理の能率を上げる爲め、聯邦裁判所の判事で十年以上在職し、七十歲に達した後、六箇月以內に自發的に退職しない場合は、大統領は是等の判事と同數の判事を新に追加任命することが出來る。但し大審院判事の總數は十五名を越えることは出來ない。(註二十四)」ことを提案した。此のローズヴエルト大統領の「法廷に絕えず新しい血液を注入することを要求した」司法改革案も、上院司法委員會(The Senate Committee of

the Judiciary) で否決の運命に遭つて目的を達することが出來なかつたが、大審院長チャールス・ヒューズ (Charles Evans Hughes) は一九四一年六月在職十二年で辭任したので、その後任者の任命が注目されてゐたところ、ローズヴェルト大統領はハーラン・ストーン (Harlan Fisko Stone) 大審院陪席判事を大審院長に指名し、ストーンの後任にジャクソン (Robert Jackson) 檢事總長を、また同年二月に辭任したジェームス・マクレイノルヅ (James Clark McReynolds) 陪席判事の後釜にサウス・カロライナ州民主黨上院議員ジェームス・バーンズ (James Francis Byrnes) を任命して、從來からローズヴェルトの最も苦手であつた大審院を政府支持派で固めることに成功した。斯くて一九四一年末現在の大審院はロバート (Owen J. Roberts) 判事を除いて、ブラック (Hugo L. Black)、リード (Stanley F. Reed)、フランクフアーター (Felix Frankfurter)、ダグラス (William O. Douglas)、マーフイー (Frank Murphy) の五判事全部が、ローズヴェルト大統領によつて任命されたので、大審院の定員九人の中、實に八人までが、ローズヴェルトの息がかゝつてゐる人達で占められるやうになつたのである。(註二十五)

(註二十一) Johnson, op. cit., p. 280.

(註二十二) Bryce, Modern Democracy (1921), Vol. II, p. 94.

最近は大統領の選擧委員長が郵務總監に任命されてゐる。ハーディング大統領の任命した郵務總監ヘイズ (Will H. Hays) 及びローズヴェルト大統領の任命したファーレイ (James A. Farley) は何れも黨の全國委員會議長 (Chairman of National Committee) であつた。それは獵官制度の最も頽廢な分け前が郵便局長の任命にあるからであるといふ。(百々正雄、前掲書、八五頁)

(註二十三) 聯邦裁判所の構成は大約次表の如くである。(Magruder, op. cit., p. 357.)

名稱	創立	數	判事數	任期	俸給
地方裁判所 (イ)	一七八九年	一八〇	一八〇	終身	一〇、〇〇〇弗
巡回控訴院 (ロ)	一八九一年	一〇	四九	同	一二、五〇〇弗
大審院 (ハ)	一七八九年	一	九	同	二〇、〇〇〇弗 院長 二〇、五〇〇弗
要償裁判所 (ニ)	一八五五年	一	五	同	一二、五〇〇弗
關稅裁判所 (ホ)	一九二六年	一	九	同	一〇、〇〇〇弗
關稅及特許控訴院 (ヘ)	一九〇九年 一九二九年	一	五	同	一二、五〇〇弗

(イ) District Court.　(ロ) Circuit Court of Appeals.

(ハ) Supreme Court.　(ニ) Court of Claims.

(ホ) Custom Court.　(ヘ) Court of Customs and Patent Appeals.

(註二十四) 朝日時局讀本「革新政治下の米國」一〇一—一〇二頁。

大審院判事の定員は院長を加へて九人で、總ての判決は多數決によつてゐる。隨つて大審院長は議長席には嘗

くが、判決に當つて他の判事以上の權能を持つものではない。

一九三七年三月制定の法律により、大審院判事は十年在勤して滿七十歳に達した後退職すれば、俸給全額を支給されることになつたが、その任期は他の聯邦判事と同樣終身であつて、議會の彈劾による外その職を免ぜられることがない。隨つて大統領がフランクリン・ローズヴェルトまで三十二人目であるのに對し、大審院長は現在のハーラン・ストーン院長まで十二代目に過ぎない。ホームズ（Oliver W. Holms）判事は三十年間勤めて九十一歲で退職し、ストーリ（Joseph Story）判事は三十三年十一ケ月二十二日に亙つて在職した。（Haskin, op. cit., p. 104.）

（註二十五）New York Times, June 13, 1941.

四、上院閉會中の任命

大統領はまた、上院の閉會中官吏の缺員を生じたときは、代理人を任命して之を補充することが出來るが、その補缺員の任期は次の會期の終る迄の間に限られてゐる。（憲法第二條第二款第三項）この「上院閉會中の任命」（Recess Appointments）は、上院が次の會期の終了までに指名者の承認を決定しなかつた場合には、更に繼續して閉會中の任命が行はれる。從つて大統領と上院とが任命者に就いて意見の一致を見ない爲めに、補缺員が一年以上に亙つて在任した例がある。一九一五年ウイルソン大統領が上院閉會中に任命した聯邦通商委員ジョージ・ラブリー（George Rublee）は同人出身州の上院議員の反對に遭つて拒否されたが、尙一年半に亙つてその地位を保持し、一九二二年十一月ハーディング大統領が同じく上院閉會中に任命したニュー・オーリンス（New Orleans）地區の關稅官ウォルター・コーエン（Walter L. Cohen）は上院の二回に及ぶ不承認にも拘らず、更に閉會中の任命を續けて、一九二四年三月に至つて、初めて三十九票對三十八票の接戰の後に承認された。（註二十六）またクーリッヂ大統領のウォーレン檢事總長指名に際し、大統領は上院がウォーレンを承認しないならば、「閉會中の任命」を行ふ旨聲明した爲めに却つて上院を刺戟し、上院は大統領の挑戰に對して議會の權限に屬する會期の延長を以て之に對抗する態度に出たが、結局この指名は拒否されてしまつた。然し乍ら、そのやうな不安定の補缺員の地位は人の喜ばない處であるから、閉會中の任命權は大統領が上院と對抗する場合の有力な武器とはなり得ないとアンダーソン教授は言つてゐる。（註二十七）

（註二十六）Haynes, op. cit., Vol. II, pp. 777-778.

（註二十七）Anderson, op. cit., p. 602.

五、罷免權

憲法が「合衆國官吏ハ總テ彈劾若クハ有罪ノ判決ニ依リ其ノ職ヲ免ゼラル」といふ條項（第二條第四款）以外に、官吏の罷免に關しては何等の規定を設けなかつたのは大きな缺陷であつた。その爲めに第一議會で國務省設立に關する法律案が審議された際に早くも異論續出し、「憲法に規定の無い以上、罷免權は任命權に包含されるものである。隨つて罷免權は任命權と同一の當局者、卽ち大統領と上院とが協力して之を行使すべきである。」といふハミルトン一派の主張と、「大統領が執行上の責任

を負擔してゐる以上、自己に不從順な官吏を罷免するのは當然で、罷免に關し上院の同意といふ條件を附して大統領を拘束するのは適當でない。」といふマヂソン一派の主張とが對立した。(註二十八)憲法會議のメンバーで後に大審院長となつたエルズワースも、「大統領の罷免權は購入した土地に生えてゐる樹木のやうなものであり、大統領に附與された行政權に包含されるものであることは當然である。(註二十九)」とし、強硬にマヂソンの說を支持したので、議會の空氣は大體に於て國務長官の罷免に關しては、之を大統領に專屬する權利であると認めることに傾いたが、遂に之を明文化することを避けた。

初期の各大統領の罷免權行使の數は、米國歷史協會（American Historical Association）に於ける一八九九年の報告に於てフィッシュ（C. R. Fish）教授の擧げたところによると、ワシントン十七、ジョン・アダムス二十一、ジェファーソン百九、マヂソン二十七、モンロー二十七、ジョン・Q・アダムス十二（但し何れも文官だけの數字である）といふ數字であつた。(註三十)上院と融和を缺いた次のジャクソン大統領はこれまでの五人の大統領全部が罷免したよりももつと多い免職者を出したので、大統領の罷免權は再び上院の論議を釀し、一八三〇年の春、合衆國財務官ウイリアム・クラーク（William Clarke）の免官理由の報告を大統領に要求する決議案が上院に提出された。之に關しバートン（Barton）上院議員は「罷免權は大統領のものであり、上院は罷免の理由を訊す權利はないといふのが、大多數の意見であるから、罷免權の亂用に對し大統領を抑制することは出來ないが、下院の彈劾理由とすることが出來る。」と述べてゐる。(註三十一)この決議案は二十六票對二十二票で否決されたが、當時の上院の大立物であつたヘンリイ・クレイ（Henry Clay）は飽く迄、憲法が大統領に罷免權を附與してゐるといふ解釋を否認し、議會は法律により、「外交官を除いた一切の合衆國官吏は上院の同意なくして免官さるべきでない」といふ規定を制定すべきであることを主張して已まなかつた。(註三十二)

斯くの如く大統領の罷免權專行に制限を加へやうとする上院對大統領の抗爭は、最初は獵官制度（スポイルス・システム）を禁壓して有能の官吏を保護する爲めであつたが、一八六七年の官吏任期法の制定は遂にジョンソン大統領の彈劾事件を惹き起すに至つた。彈劾事件の概略に就いては既に述べた通りであるが、この官吏任期法制定の直接の動機は、ジョンソン大統領が就任後、多數の官吏を罷免した爲めに、之を防止するのが目的であつた。この法律によると「何人も上院の助言及び同意によつて任命せられた文官は、上院の助言及び同意によつて其の職を免ぜられるか、又は同樣の助言及び同意を得た後任者の任命により其の職を免ぜられるまでは、その地位に在職するものと認められる。然して大統領は上院の閉會中、これらの文官を任意に停職し、他の適任者を選任することは出來るが、之を免官することは出來ない。上院は會期再開と共に之に對し同意、不同意を決定する權限を有する。(註三十三)」といふ規定が設けられてゐた。然るに罷免權は從來大統領單獨の權限と認められてゐたので、ジョンソン大統領は之を憲法違反と見做して之が署名を拒否した。然し當時議會と大統領とは對立關係にあつた爲めに、議會は再

通過により、大統領の拒否權を排除して之を法律化したのである。ところが數ヶ月後のその年の八月大統領は上院閉會中スタントン陸軍長官を罷免して、グラント將軍を後任に指名したので、問題は激發せられ、下院は遂に百二十六票對四十七票の多數を以て、大統領を法律の違反、拒否權の亂用等の罪名を以て告發するに至つたのである。官吏任期法は一八六九年グラント大統領の時代に修正を受けクリーヴランド大統領の反對によつて一八八七年に廢止されたが、大審院はこの法律廢止後、次に述べるマイヤーズ對合衆國事件（Myers v. U. S.）の判決に於て、初めて官吏任期法を無效であると宣告した。(註三十四)

一九二〇年五月、ウイルソン大統領は上院の同意を得て大統領の任命する會計檢査院長（Comptroller-General）及び會計檢査院次長（Assistant Comptroller-General）は大統領によらず、議會各院の同時決議（Concurrent Resolution）によつて免官することを得るといふ條項を含んでゐる一豫算案の署名を拒否した。ウイルソンは拒否敎書（Veto message）の中でその理由を說明して「大統領の任命權並に之に附隨する罷免權を制限するが如きは、議會の憲法上の權限に屬せざるものと信ずる。」と言つてゐる。このウイルソンの拒否にも拘らず、一九二一年六月會計檢査院長、同次長は議會の共同決議（Joint Resolution）によつて罷免出來るといふ法案がクーリッヂ大統領によつて承認された。但し共同決議案は大統領の署名がなければその效力を發生しないのであるから、大統領はこれらの官吏の罷免に關しては一應の權利を保留してゐると認むべきである。(註三十五)

一九二〇年ウイルソン大統領は、一八七六年制定の法律に反し、オレゴン州ポートランド（Portland）市の郵便局長マイヤーズ（Myers）を任期滿了前に、上院の同意を經ずに罷免したところ、上院はその後任者の指名を拒否した。依つてマイヤーズは早速法律違反を理由に、殘存任期間の俸給請求訴訟を要償裁判所（Court of Claims）に提起したが却つて敗訴に歸した。然るに彼は更に之を大審院に上告したので、大統領の罷免權に關する憲法上の問題は初めて大審院で審議されることになつたのである。之が有名なマイヤーズ事件と稱せられるもので、一九二六年タフト（William H. Taft）大審院長以下九人の大審院判事の合議の結果六對三で「判事を除き大統領が任命した總ての文官を免職せしめることは大統領單獨の權限に屬し、議會は免職に對する議會の承認を大統領に要求することによつて、その權利を制限することは出來ない。」旨判決して大統領の罷免權を確認した。(註三十六)然し乍ら一九三五年ローズヴエルト大統領の罷免した聯邦通商委員ウイリアム・ハムフリー（William E. Humphrey）に關する大審院の判決は、全院一致でローズヴエルト大統領が政策上の意見を異にしたといふ理由でハムフリーを罷免したことを不當と認め、聯邦通商委員の任務は準立法的（quasi-legislative）のもので、憲法によつて大統領に附與せられた行政權の一部を執行するものではないから、無能、怠慢、非行等の法律上の理由によらずにハムフリーを罷免することは出來ないといふ判決を下した。之は三權分立制

度の厳守せられてゐる米國に於て、（註三十七）未だ曾て何人も認めなかつた中間的官吏の存在を大審院が確認したことに重大な意義を有するもので（註三十七）ある。即ちこの兩度の大審院の判例によつて、大統領は判事及び準立法的若くは準司法的官吏を除いた行政文官は上院の同意を經ずに免官することが出來ることが明白になつたのである。

陸海軍の士官は戰時は大統領によつて任意に免官することが出來るが、平時は通常軍法會議（General Court Martial）の宣告のあつた場合でなければ免官されない。（註三十八）

上院の助言及び同意を經ずに任命される所謂下級官吏の罷免は、一九二二年の法律により「事務の能率を增進する場合に限り」之を行ふことが出來ることになつてゐる。然し乍ら此の規定は極めて漠然としてゐるから、實際には大統領は殆ど下級官吏全部に亘つて罷免權を行使することが出來るといつてよい。（註三十九）

（註二十八）Ogg and Ray, op. cit., p. 184.

（註二十九）Haynes, op. cit., Vol. II, pp. 789-790.

（註三十）Ibid, p. 793.

（註三十一）Ibid.

（註三十二）Ibid, p. 796.

（註三十三）Ewing and Dangerfield, op. cit., pp. 195-196.

（註三十四）Johnson, op. cit., p. 258, note 30.

（註三十五）Haynes, op. cit., II, pp. 810-11. Concurrent Resolution, Joint Resolution については本書一一一頁及び一一四頁を參照せられよ。

（註三十六）Johnson, op. cit., pp. 257-258; Anderson, op. cit., p. 603.

（註三十七）Anderson, op. cit., pp. 603-604.

（註三十八）Magruder, op. cit., p. 183.

（註三十九）Ogg and Ray, op. cit., P. 184; p. 219.

第三章　大統領の外交權

一、代表權

內にあつて統治權を總攬し、外に對して國家を代表する元首に關しては、米國の憲法は何等の規定を設けてゐないが、現行憲法が行政權を大統領に附與してゐる點などから見て、米國の元首が大統領であることは明らかである。隨つて大統領は、國家の元首が外國に於て享有する特權を保有すると共に、對外關係に於て米國を代表し、外國政府との交涉には唯一の公式の發言者となる。外交官は總て大統領よりこの權限を委任されたものである。

一九一八年巴里媾和會議に出席したウイルソン大統領は、米國の代表者として媾和條約に署名したが、條約成立の必要條件である上院の同意を得られなかつた爲めに、條約の批准を完了することが出來なかつた。この場合、米國大統領としてのウイルソンの意思表示は、總て米國を拘束するものであるが、大統領の條約批准權が「上院の同意」といふ條件附である點に於て大統領の責任は解除されるものである。(註一)

之と同樣に大統領は外國政府の公式の意思表示を自己又は自己の指定する機關に對してのみ之を爲さしめる權利を有してゐる。一七九三年佛蘭西革命政府の代表ジュネー("Citizen" Edmond Genêt)は直接合衆國議會に呼び掛けた爲め、國務長官ジェファーソンの抗議を受けて退任を餘儀なくされた。また一九一五年駐米獨逸大使ベルンシュトルフ伯(J. H. von Bernstorff)がルシタニア號(The Lusitania)に關し、意見を新聞紙に發表して直接米國民に警告を發したのは、國際禮讓を無視したものとして國務長官ランシングより痛く非難された。(註二)

一方大統領は對外關係に於ける米國の代表者として、外國に在る米國及び米國市民の生命財產、並に米國內に在留する外國人の生命財產を國際法に準據して保護する義務を有するものである。大統領が在外權益保護の名目の下に、統帥權を發動して外國に出兵した例は枚擧に遑がないが、その必要の範圍を逸脫して、外國の內政に干涉し、若くは權益擴張の手段としてゐたことも數々であつた。

(註一)　松下正壽、前揭書、九七頁。

(註二)　同九六頁、Johnson, op. cit., p. 262.

二、外交使節の派遣及び接受

大統領は上院の助言及び同意を得て大公使其の他の外交使節を任命し、單獨の責任に於て外國の大公使其の他の使節を接受する權限を持つてゐる。(憲法第二條第二款第二項、第三項)同時に外國使節の本國召還又は退去の要求に就いても、憲法上の明文はないが、從來の慣習は之を大統領單獨の權限

と認めてゐる。隨つて大統領は外國の使節が自己の好まざる人物である場合、若くは友好關係を結ぶことを欲しない政府の使節である場合は勿論之を拒絶することが出來る。また自國の外交使節を免官又は召還する權限も矢張り大統領に專屬してゐる。その外米國ではウイルソン大統領時代のハウス大佐の如き特使を派遣することが數々行はれる。最近の事例を見ても、ホプキンス(Harry L. Hopkins)前商相の英國派遣、ドノヴアン(William J. Donovan)大佐の近東派遣、カリー(Lachlin Currie)博士の重慶派遣などの例がある。何れも大統領の個人的使節として、上院の承認を經ないのが普通である。

三、承　認

外國使節の派遣及び接受に關する憲法の規定が、新國家又は新政府の承認、若くは國交開始又は斷絶等の重要事項を決定する權限を大統領に附與したものであるかどうかは明瞭でない。從來の司法部の見解は、この承認權(Power of Recognization)を以て大統領の權限に屬するものと認めて居り、議會は單に派遣大公使の任命に關し同意權を有するに過ぎないものとしてゐる。(註三)實際にも米國の外交政策を指導するものが大統領である爲め、承認の實權は大統領の掌中にあり、議會は多く受働的立場にあるのが常である。(註四)

承認の方法は外交使節の派遣又は接受により、或は宣言又は條約締結等の形式によつて行はれる。一九〇三年セオドア・ローズヴエルトはコロンビア領パナマの反亂勃發後僅か三日の後にその政府を

承認し、十日の後には既に公使を交換、それによつて直ちにパナマ運河建設の協定を締結した。また一九三三年十一月十六日フランクリン・ローズヴエルトはハーデイング大統領以來のソヴイエート聯邦不承認政策を一擲し、ソ聯邦の使節である外務人民委員リトヴイノフ(Maxim Maximovich Litvinov)と修好條約を締結してソ聯邦を承認し、十六年振りに米蘇國交を復活せしめた。之と反對の例としては、ウイルソン大統領は一九一四年メキシコ革命政府の大統領ウエルタ(Victoriano Huerta)將軍をもつて、國民の意志に反し武力によつて樹立された政府であるといふ理由でその承認を拒み、却つて反對派のカランサ(Venustiano Carranza)ヴイラ(Francisco Villa)兩軍を支援した爲め、ウエルタは失脚し假政府は倒潰するに至つた。

然し乍ら一八三六年墨西哥から分離したテキサス共和國承認問題に對しては、議會は決議案を提出して卽時承認をジャクソン大統領に要求したが、その正式承認は翌年ヴアン・ヴユーレン大統領の代理公使派遣によつて初めて實行された。一八九八年の西班牙領キューバの內亂に際しても、議會は兩院共同決議案の形式で㈠キューバの獨立を承認すること、㈡西班牙のキューバ撤退を要求すること、㈢大統領は武力を以て共同決議を實行すること、㈣キューバ併合の意志なきことを決議し、マッキンレイ大統領之に署名して遂に米西戰爭を惹起せしめた。後者の場合は議會が大統領の戰爭反對の意見を無視して、新國家の承認といふ形式で事實上の宣戰布告を行つた稀有の事件に屬する。(註五)一九

一九年十二月フォール（Albert B. Fall）上院議員の提出した「墨西哥カランサ政府の承認取消を要求した」決議案に對し、ウイルソン大統領は次の様な意味の書簡をフォールに送つてゐる。(註六)

「余は斯くの如き決議案が萬一議會を通過するが如きことあれば、我が憲法上の慣習に對する變更を構成し、我が國の外交關係の指揮に關し極めて大なる混亂を生ずるものと信ずる。外國政府と我が國政府との關係を指導するものは、憲法に依り行政部、然して行政部のみであるといふ點に關し余はあらゆる憲法學の權威の支持を受けることを確信するものである。憲法の規定する上院の助言は大統領が外國政府と締結する明示的協約及び我が國を代表する外交使節任命の場合に限り、諮問的性質に於て大統領と關聯するものである。」

（註三）Ogg and Ray, op. cit., p. 403.
（註四）松下正壽、前揭書、二四七頁。
（註五）同　一九〇―一九三頁。
（註六）同　二五二―二五三頁。

四、條約の締結

(イ) 上院の助言及び同意

現行憲法によれば條約は大統領が上院出席議員三分の二の助言及び同意を得て之を締結することになつてゐる。憲法第二條第二款第二項）最初米國の獨立を承認した一七八三年の巴里條約は、聯合規約に基いて設置された一院制の聯合議會によつて批准されたが、憲法會議に於ても、ピンクニイは條約締結權（Treaty-Making Power）を上院の專權とすることを强硬に主張し、細目委員會も最初はこの說を採用した。然るにマヂソンは之に反對して「條約締結權は州を代表する上院よりも、國民を代表する大統領に附與すべきものである。」(註七)と主張し、幾多の討論の後、結局條約締結權は大統領の潛越と過誤を防止する爲めに、上院の助言及び同意を條件として大統領に附與されることになつたのである。ハミルトンは例の「フエデラリスト」の中で「條約締結は立法にも行政にも屬しないが、行政部がこれらの交涉に當るには最も適任である。同時に條約の責任と效果の重大性は、條約締結に當つて立法部の全部又は一部の參加を强調するものである。」(註八)と述べてゐる。要するに憲法の立案者は大統領と上院とが協力して條約を締結することを期待して本項の規定を設けたもので、下院が除外されたのは條約の締結が「祕密と迅速」とを必要とするからであつた。(註九)憲法會議に於てウイルソンは「條約は法律の作用を有するものであるから、立法的手段に依るべきである」とし、條約を上院のみならず、下院の承認をも必要條件とすべきことを主張したが容認されなかつた。「出席議員三分の二の同意」と定めたのは、從來の聯合規約が、三分の二の州の同意を條件とした規定を踏襲したもので、大統領の條約締結權に甚しい制限を加へたものであつた。マヂソンは大統領が統帥權を掌握してゐることを理

由に、特に媾和條約のみは上院にその締結權を附與することを主張し、バトラーの支持を得たが之も成立しなかつた。然し乍ら、媾和條約を他の條約の締結より一層容易ならしめるため、「上院三分の二の同意」といふ條件から除外するといふマヂソンの動議は滿場一致で採擇された。然るにグリー等の反對に遭つて、この除外例も最後に至つて否決され、「上院三分の二の同意」は全條約に適用されることになつた。(註十)特に「出席議員」と規定したのは聯合規約の下に於て、州代表者の缺席のために經驗した困惑を避ける爲めであつた。(註十一)

憲法の規定は上院の助言及び同意を求める手續を明示してゐないから、初期の大統領が條約交涉中に數々上院に報告して、その意見を求めてゐた事實を除いては、條約締結は上院の意思を忖度することなく、換言すれば憲法に言ふところの「助言」を求めることなく締結されてゐる。蓋し上院の議員數は建國當初の二十六人より次第に增加して來たばかりでなく、祕密と外交技術とを要する條約本來の性質から見ても、上院の如き團體に豫め諮問することは不可能であつたからである。斯くて條約締結は憲法制定者の意に反して、條約案が上程される迄は、上院はそれに就いて何等の意見を發表する機會はなく、條約案の上院提出後之に對し同意を拒み、若くは修正を加へるのが多年の慣習となつてゐる。

條約締結に着手する場合は通常、先づ自國の大公使又は特別に派遣する使節をして之に當らしめるか、又は國務長官をしてワシントン駐劄の外國使臣と折衝せしめる。然して兩者の間に成立した條約案に對し、之をそのまゝ上院に提出して同意を求めるか、更に修正せしめるか、乃至はその交涉を打切るかは一切大統領の自由裁量に屬してゐる。大統領はその內容が不滿足であつたり、又は國際關係の急變の爲めに上院提出を好まない時は、提出を見合はせるか、若くは一旦提出後の條約案でも必要によつては撤回することが出來る。然し乍ら條約案は、前述の如く、大統領自身又は大統領の任命する國務長官又は大公使が交涉の任に當り、大統領は上院の反對に對してそれを辯護する立場に在る爲め、條約案が上院の同意を得た後に大統領がその批准を拒むことは稀であり、國際關係の急變等の突發的事故ある場合に二、三の例を見るのみである。(註十二)

この上院の助言及び同意といふ條件により、大統領は上院議員三分の一の反對を受ければ條約の締結を不可能とされるので、實際には大統領の上院操縱の手腕如何は條約成立に大きな關係を持つてゐる。殊に外交問題に關し、上院の實權を握つてゐる上院外交委員會(Senate Committee on Foreign Relations)に對しては大統領の最も苦心するところであり、マッキンレイ及びローズヴエルト兩大統領の下に六年間國務長官を務めたジョン・ヘイ(John Hay)の評してゐる如く「上院に上程された條約案は鬪牛場に這入つた牛の樣なものである。何時如何なる最後の一擊が下されるかは何人も豫斷出來ない」のである。(註十三)